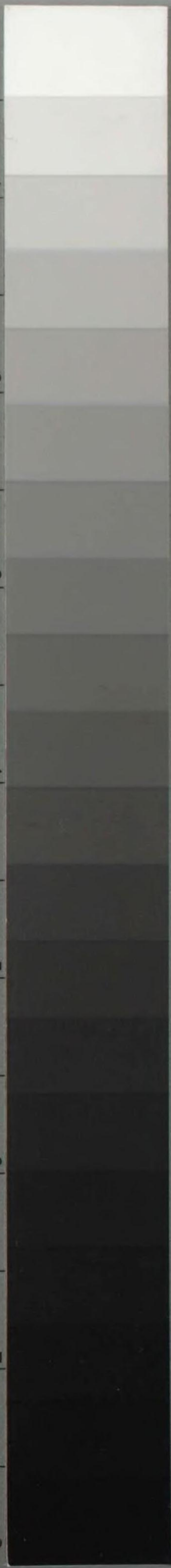


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak




Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1


314.8  
M513s  
00357401

複製









Faint ghostly impressions of a table grid on the left page. The grid consists of approximately 4 columns and 6 rows. The text within the grid is illegible due to fading.

Faint markings and lines on the right page, possibly bleed-through from the reverse side or light pencil marks.



斗@-14

美濃部達吉著

選舉法詳說

書肆有斐閣



314.8M513x

序

衆議院議員選舉法及び參議院議員選舉法は、皇室典範・國會法・內閣法と共に、最も重要な憲法附屬の法律たるものであるが、其の内容の甚だ複雑である爲に、普通の憲法解説書に於いて之を詳説することは、望み難い。著者は、新憲法の解説書としては、前には「新憲法概論」を、次いで稍之を詳細にしたものとして「日本國憲法原論」を公にしたけれども、兩書共に選舉法の内容にまで立入つて之を詳説することを爲さず、唯其の大綱を述ぶるに止まつたことは、言ふまでもない。本書は此の缺漏を補ひ、實質的には憲法の一部を爲す國會兩院の議員選舉法に、地方自治法所定の地方公共團體に於ける地方議會の議員及び地方團體の長の選舉に關する定をも附加し、此等の總てに通じて、我が現行の選舉法の内容を成るべく詳細に敘述し解説することを目的とするものである。舊憲法の下に於いて著者は大正三年には「選舉法大意」を、昭和十一年には「選舉争訟及當選争訟の研究」を公にしたが、本書は此等を綜合した上更に選舉運動及び選舉犯罪に關する現行法の定をも加へ、選舉法所定の事項の全部に互つて解説することを試みた。但し舊著「選舉法大意」には、我が

序



357401



國法の外に世界の諸列國の選舉法に付いても、其の大要を述べたが、本書に於いては専ら我が國法のみを論述の目的とし、外國の選舉法に付いては、總て之を他の研究に譲り、本書からは全く之を除いた。

昭和二十三年一月

美濃部達吉

目次

緒言……………一

第一章 選舉權及び被選舉權……………七

  第一節 選舉權の性質……………七

  第二節 選舉權に關する各種の制度……………一〇

    一 直接選舉と間接選舉……………一一

    二 平等選舉と差等選舉……………一一

    三 制限選舉と普通選舉……………一三

  第三節 我が國法に於ける選舉權制度の沿革……………一六

  第四節 現行法に於ける選舉權の要件……………二〇



- 一 選舉權の積極的要件……………二〇
- 二 選舉權の缺格原因……………三
- 三 地方公共團體の議會の議員及び長の選舉權……………三

第五節 選舉人名簿……………三九

- 一 名簿の調製……………四〇
- 二 名簿の縦覽……………四三
- 三 名簿記載の違式と誤脱……………四四
- 四 名簿修正の申立……………四六
- 五 名簿の修正……………四九
- 六 名簿の確定……………四九
- 七 名簿調製の特例……………五〇
- 八 參議院議員の選舉人名簿……………五二
- 九 地方公共團體の選舉に於ける選舉人名簿……………五三

第六節 被選舉權……………五四

- 一 被選舉權の性質……………五四
- 二 被選舉權の一般的要件……………五四
- 三 被選舉權の缺格原因……………五九
- 四 議員との兼職不能……………六一
- 五 被選舉權發動の要件としての立候補届出……………六四

第二章 選舉區制度及び選舉の方法……………七〇

第一節 選舉區制度……………七〇

- 一 小選舉區制度……………七一
- 二 大選舉區制度……………七四

第二節 少數代表法及び比例代表法……………七五

- 一 少數代表法……………七五
- 二 比例代表法……………七六
- 三 比例代表法是非……………八四



第三節 我が國法に於ける選舉區制度の沿革……………五

- 一 明治二十二年法の小選舉區制度……………五
- 二 明治三十三年法の大選舉區單記投票法……………六
- 三 大正八年法の小選舉區制度……………八
- 四 大正十四年法の大選舉區單記投票法……………八
- 五 昭和二十年法の大選舉區單記投票及び制限連記投票法……………九
- 六 昭和二十二年法の大選舉區單記投票法……………九

第四節 現行法に於ける選舉區制度……………九

- 一 衆議院議員の選舉に於ける選舉區……………九
- 二 參議院議員の選舉に於ける選舉區……………九
- 三 地方議會の議員の選舉に於ける選舉區……………九
- 四 行政區畫の變更に因る選舉區の異動……………九

第三章 選舉の執行……………九

第一節 投票に關する各種の制度……………九

- 一 無投票選舉……………九
- 二 投票の祕密主義……………一〇
- 三 投票用紙の官給主義……………一〇
- 四 投票の現場自書主義……………一〇
- 五 點字投票……………一一
- 六 不在者投票……………一一

第二節 選舉の種類及び其の期日……………一四

- 一 總選舉……………一四
- 二 再選舉……………一〇
- 三 補闕選舉……………一七
- 四 繰延選舉……………一〇
- 五 議員定數の増加に因る臨時選舉……………一〇
- 六 異種の選舉の同時執行……………一一



第三節 選舉管理委員……………一三

一 選舉管理委員の構成……………一三

二 選舉管理委員會の權限……………一四

第四節 投票區、投票所、投票の管理……………一七

一 投票區……………一六

二 投票所……………一六

三 投票管理者……………一四

四 投票立會人……………一四

五 投票の管理……………一四

第五節 開票……………一五

一 開票區……………一五

二 開票管理者、開票立會人……………一四

三 開票所……………一四

四 投票の點檢……………一四

第六節 選舉會、當選人の決定……………一五〇

一 選舉會……………一五〇

二 當選人の決定……………一五二

三 線上當選人の決定……………一五

四 選舉錄……………一五七

第四章 選舉に關する訴訟……………一五

第一節 選舉に關する訴訟の種類……………一六

第二節 選舉訴訟……………一六〇

一 選舉訴訟の性質……………一六〇

二 選舉訴訟提起の要件……………一六二

三 選舉訴訟の理由としての選舉の無効原因……………一六七

四 選舉の一部無効……………一七一



五 選舉訴訟の審理……………

一七三

第三節 當選訴訟……………

一七二

一 當選訴訟の性質……………

一七二

二 當選訴訟の種類……………

一七二

三 當選訴訟提起の要件……………

一七二

四 當選訴訟の理由……………

一七九

五 當選訴訟の審理……………

一八四

第四節 選舉運動費用超過に基く當選無効の訴訟……………

一八七

一 訴訟の性質……………

一八八

二 訴訟提起の要件……………

一八八

三 訴訟の理由……………

一八九

四 訴訟の審理……………

一九〇

第五節 選舉運動主宰者の選舉法違反に基く當選無効の訴訟……………

一九〇

第五章 選舉運動……………

一九三

第一節 選舉運動の人及び時に關する制限……………

一九三

一 選舉運動の觀念……………

一九三

二 選舉運動の時に關する制限……………

一九四

三 選舉運動の人に關する制限……………

一九五

第二節 選舉事務所……………

一九七

一 設置者……………

一九七

二 届出義務……………

一九七

三 事務所の數……………

一九七

四 選舉當日に於ける設置禁止區域……………

一九七

五 閉鎖命令……………

一九六

六 休憩所……………

一九六

第三節 選舉運動の方法に關する制限……………

一九六



- 一 戸別訪問の禁止……………一九
- 二 文書圖畫に依る選舉運動の制限……………二〇〇
- 三 選舉期日後の當選又は落選の挨拶に關する制限……………二〇一

第四節 選舉運動の費用に關する制限……………二〇二

- 一 支出責任者……………二〇二
- 二 選舉運動費用の支出の方法……………二〇三
- 三 選舉運動費用支出金額の制限……………二〇四
- 四 選舉運動に關する收入……………二〇五
- 五 選舉運動に關する收入支出の精算及び届出……………二〇六
- 六 政黨其の他の團體の選舉運動に關する收入支出……………二〇七

第五節 選舉運動の國家的保護……………二〇七

- 一 無料郵便物……………二〇八
- 二 公の施設の使用……………二〇八
- 三 經歷公報の發行……………二〇八
- 四 候補者の氏名等の揭示……………二〇九

第六章 選舉犯罪……………二一〇

第一節 買収に關する罪……………二一一

- 一 利益供與罪、職務供與罪、饗應接待罪……………二一一
- 二 利害關係誘導罪……………二一二
- 三 事後の報酬供與罪……………二一九
- 四 利益の收受及び要求罪……………二二〇
- 五 買収の爲の金錢物品交付罪……………二二一
- 六 買収の周旋勸誘罪……………二二二
- 七 關係公務員及び警察官吏の買収罪……………二二三
- 八 圖利的多數買収罪……………二二三
- 九 圖利的買収請負罪……………二二四
- 一〇 常習的買収罪……………二二四



一一 候補辭退又は當選辭退の爲にする買收罪……………三二四

一二 候補辭退又は當選辭退に對する事後の報酬供與罪……………三二五

一三 候補辭退又は當選辭退の報酬たる利益の收受及び要求罪……………三二六

一四 候補辭退又は當選辭退の爲の買收又は事後の報酬供與の周旋勧誘罪……………三二六

一五 候補辭退又は當選辭退の爲の買收又は事後の報酬供與に關する關係公務員の犯罪……………三二六

第二節 選舉妨害罪……………三二七

一 暴行罪、威力を加ふる罪、拐引罪……………三二七

二 交通集會演說等を妨害する罪……………三二八

三 利害關係を利用する威逼罪……………三二九

四 官公吏等の職務懈怠又は職權濫用に依る選舉妨害罪……………三二九

五 官公吏等の投票記載氏名の表示を求むる罪……………三三〇

六 選舉係員の投票記載氏名表示罪……………三三一

七 投票關涉罪、投票記載氏名認知罪……………三三一

八 投票函侵害罪……………三三一

九 選舉係員に對する暴行脅迫罪、選舉會場開票所投票所騷擾罪、投票投票函關係書類の抑留毀壞奪取罪……………三三三

一〇 多數聚合して暴行を爲す罪……………三三三

一一 多數聚合して解散せざる罪……………三三三

一二 兇器携帯罪……………三三四

一三 氣勢を張る罪……………三三五

一四 選舉妨害を煽動する罪……………三三五

第三節 虛偽事項を公にする罪……………三三六

一 議員候補者の利益の爲に虛偽事項を公にする罪……………三三六

二 議員候補者の不利益の爲に虛偽事項を公にする罪……………三三七

第四節 投票に關する罪……………三三七

一 詐偽登録罪、虛偽宣言罪……………三三七

二 無資格投票罪……………三三八



三 詐偽投票罪……………二三八

四 投票偽造罪、投票數増減罪……………二三九

五 關係係員の投票偽造及び投票數増減罪……………二四〇

第五節 立會人の義務懈怠罪……………二四〇

第六節 選舉運動取締規定に違反する罪……………二四一

一 立候補届出前の選舉運動罪……………二四二

二 學校兒童等との特殊關係利用罪……………二四二

三 關係公務員の職務關係區域に於ける選舉運動罪……………二四二

四 選舉事務所又は休憩所に關する違反罪……………二四二

五 戸別訪問罪……………二四三

六 文書圖畫に依る選舉運動取締違反罪……………二四三

七 選舉期日後の挨拶行為取締違反罪……………二四三

八 選舉運動の費用及び收入の取締違反罪……………二四四

第七節 選舉犯罪に對する制裁……………二四五

一 收受し又は交付を受けたる利益の沒收又は價額の追徴……………二四五

二 兇器の領置及び沒收……………二四六

三 當選人の當選無效……………二四六

四 選舉權被選舉權の停止……………二四七

五 公訴の時効……………二四八



緒言

廣く「選舉」と言へば「多數人の集合的の意思に依つて特定の地位に就くべき人又は其の候補者を決定する行爲である」と定義することが出来る。通常は選舉者である多數人がそれぞれ投票（明治の初年には之を入札と稱して居た）を爲し其の投票の多數を得た者が當選人として決定せらるるのであるが、それは必ずしも絶對の要件ではなく、時としては無投票選舉即ち立候補の届出を爲した者が選舉すべき定員數を超えない爲に投票を爲さず其の候補者を直に當選者と定むることが有り、時としては又推薦に依る選舉即ち或る合議體で役員を選舉するやうな場合に議長又は其の他の者が或る人を推薦して衆議に諮ひ全員異議なく之に賛成した爲に投票を省略して直に其の人を當選者と定むることも有る。何れも多數人の集合的の意思に依つて或る地位に就くべき人を決定するのであつて、等しく選舉たることを失はない。選舉は又通常は或る地位に就くべき人を決定する行爲であるが、時としては選舉に依つて直接に或る地位に就くべき人が決定せらるるのではなく、選舉は唯其の候補者を決定するに止まり、其の地位に就くべき人は任命又は其の他の別個の行爲に依つて始めて決定せらるることも有り得る。舊制に於いて貴族院の多額納稅者議員が選舉の結果勅任せられて始めて其の地位に就き、衆議院議長が衆議院に於いて議員中より三人の候補者を選舉し其の中より一人を勅任せられたが如きは其の



著しい例であつたが、現行の制に於いても會計検査院の院長が検査官の中より互選した者に付き内閣に於いて之を命ずるものとせられて居るが如きは、同一の例である。

斯ういふ意味に於いての選挙には、先づ公法的の選挙と私法的の選挙とを區別せねばならぬ。それは選挙せらるべき者が國家的な公の職員であるや又は私法人其他私の團體の職員であるやに依つて生ずる區別で、總て國家又は公法人の機關たる公務員の選挙は必然に公法的の行爲であり、之に反して例へば株式會社の株主總會が取締役を選挙し私の組合に於いて組合長を選挙するが如きは私法的行爲であること言ふまでもない。公法的選挙と私法的選挙との間には、二の點に於いて法律上に重要な差異が有る。其の一は、私法的選挙に在つては選挙又は當選の效力に關して争ある場合には利害關係人は常に民事訴訟を提起し得べきに反して、公法的選挙に在つては選挙又は當選の效力に關する争は民事訴訟の目的とならず、法律又は勅令に別段の規定ある場合に於いてのみ異議の申立・訴願又は行政訴訟を以て之を争ひ得べく、若し別段の規定が無ければ全然之を争ふの途が無いことである<sup>(1)</sup>。其の二は、公法的選挙に在つては多くの場合に選挙に關する不正行爲に付き後に述ぶる如く特別の罰則が定められて居るに反して、私法的選挙に在つては此の如き特別の罰則の定なく、文書偽造罪騷擾罪の如き普通の刑事犯罪に該當する場合の外選挙に關する單純な不正行爲は犯罪とはせられないことである。

(1)昭和五年四月七日の大審院民事部判決は此の趣旨を言明して留る。畜産組合法に依り設立せられて居る奈良縣馬匹畜産組合の組合總會に於いて組合長及び評議員を選任したのに對し、組合員の中から其の選挙を無効なりとして民事訴訟を提起した者があつたが、第一審第二審とも之を司法裁判所の管轄に非ずとして却下し、大審院でも「畜産組合へ公法人ナルヲ以テ其ノ組合長以下ノ役員ノ選任ニ關シ民事訴訟ヲ以テ其ノ無効ヲ主張スルコトヲ得ズ」と曰ひ、原判決を其の儘是認した。

公法的選挙には更に公に組織せられた合議體に於いて行ふ選挙と民衆的選挙即ち一般人民が直接に選挙人として行ふ選挙との二種が有る。前の場合は例へば衆議院・參議院・府縣會・市町村會・水利組合會・商工經濟會等に於いて行ふ選挙の如く、選挙を行ふ者自身が公の職員即ち公務員であり、其の行ふ選挙は公務員の職務の行使に外ならないのであるから、若し其の選挙に付き不正行爲が有れば公務員瀆職罪に該當するものであり、又其の選挙の結果が其の會議自身に依り公定せられた上は、假令それが違法であつたとしても、唯監督官廳のみが之を取消し得べきに止まり、議員の側から其の效力を争ふことは一般に許されず、唯監督官廳の取消處分に不服ある場合にのみ之に對し異議の申立・訴願又は行政訴訟を提起することが多くの場合に許されて居るに止まる<sup>(2)</sup>。それは合議體に於ける選挙の結果は各議員が其の決定に参加し多數を以て決定するのであるから、各議員は當然之に服従することを要し、之に對して争ふことは許すべき所ではないからである。之に反して民衆的選挙に在りては第一に、選挙に關する不正行爲に付き多くの場合に特別の罰則の定が有り、特別の定の無い場合には「刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有スル舊刑法ノ規定」(刑法施行法二五條)中「公選ノ投票ヲ偽造スル罪」の規定が



適用せられる。第二に、選挙の結果の決定を違法なりとする場合には、選挙人は異議申立・訴願又は行政訴訟を以て之を争ひ得べきことが、多くの場合に認められて居る。

(2) 従来の大審院刑事部判決は、公の合議體に於いて行ふ選挙に付き、議員が例へば賄賂を受けて投票を爲した場合に、一面に於いて公務員濫職罪(刑法一九七條)を構成すると共に、一面に於いて舊刑法「公選ノ投票ヲ偽造スル罪」の賄賂投票罪(舊刑法二三四條)を構成し、單個の行爲で二個の罪名に觸るるものであるとして居る。例へば、昭和十年十月二十六日の判決は、某村の村長の改選に當り、村會議員X等五人が何某からAを後任村長に選挙することの請託を受けて之を承諾し其の報酬として何某から金百圓づつを收受したといふ被告事件に付き、原審に於いて公務員收賄罪と賄賂投票罪との二の罪名に該當するものとして處斷したのを違法として上告したのに對し、大審院は「公務員賄賂ヲ受ケテ職務上公選ノ投票ヲ爲シタルトキハ其ノ行爲ハ一面ニ於テハ刑法第百九十七條第一項ニ觸レ他面ニ於テハ刑法施行法第二十五條舊刑法第二百三十四條ニ觸ルルモノニシテ刑法第五十四條第一項前段ヲ適用シテ處斷スベキモノトス」と曰ひ、上告論旨を排斥して原判決を其の儘是認した。

併し此の判例の趣旨は不當と爲さねばならぬ。刑法第五十四條の一個の行爲で數個の罪名に觸るとは、一個の行爲が法律上に二以上の別個の性質を有し、其の性質の異なるに應じて別個の罪名に觸るる場合を意味するのであつて、其の所謂「數個ノ罪名ニ觸レ」とは數個の罪質を有すの意に解すべきであるが(第五五條の所謂「罪名」と同意)村會議員が賄賂を取つて村長選挙の投票を爲したといふ場合の如きは、決して二の別個の罪質を有するものではなく、公務員賄賂罪の一罪を以て處斷すべきもので、其の爲した投票は即ち刑法第一九七條の所謂「職務」に外ならないのであるから、それに對し重ねて賄賂投票罪の規定を適用すべきではない、舊刑法第二三四條の賄賂投票罪は唯「公選」の投票即ち民衆的選挙に於ける投票に付いてのみ適用せらるべきものである。

(3) 一例を擧ぐれば、舊町村制第六三條第一項には町村長は町村會に於いて選挙するものとせられてゐたが、若し其の選挙が違法であれば同第七四條第三項に依り監督官廳に於いて之を取消し得べく其の取消に對しては同第四項に依り町村長又は町村會は行政裁判所に出訴することが出来るのであつた。

町村會に於いて行ふ選挙は町村長の外尙種々あり得る、就中一部事務の町村組合に在りては組合規約に依り組合會議員は町村會に於いて選挙するものと定めて居るものが少くない。而して舊町村制第一三六條には「町村組合ニ關シテハ法律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外町村ニ關スル規定ヲ準用ス」とあつたのであるから、町村會に於いて町村組合會議員を選挙する場合に町村會議員の選挙に於けると同じく、其の選挙の結果を違法なりとする者が訴願又は行政訴訟を以て之を争ひ得べきや否やの問題を生ずる。

此の問題に對して行政裁判所の判例は之を肯定し、大正十四年二月二十七日の判決を初め、昭和二年六月十四日、同年十月二十二日の判決等何れも「組合町村ノ町村會ニ於テ行ヒタル町村組合會議員ノ選挙ノ效力ニ關シテハ町村制第三三條ノ準用ニ依リ其ノ選挙人タル町村會議員ヨリ異議ヲ申立テ訴願ヲ爲シ又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ルモノトス」と曰つて居る。

併し此の判例は明らかに不當で、町村會議員の選挙に關する規定は、民衆的選挙に關するもので、それが公の合議體に於いて行ふ選挙に適用せられ得べきものでないことは、選挙人名簿・選挙の管理・投票の效力及び選挙の結果の決定・選挙罰則等の規定から見ても疑を容れない所である。町村組合會議員の選挙に付き町村會議員の選挙に關する規定が準用せらるるものは、其の選挙が直接に町村公民に依つて行はるる場合に限り、町村會に於いて行ふ場合には専ら町村會に關する規定に依るべきもので、其の選挙の結果が違法である場合に於いても、町村制第三三條に依るべきものではなく、同第七四條が適用せらるべきものである。

廣く選挙といふ中には斯く多くの種類の行爲を包含するのであるが、本書に於いては固より此等の總ての種類に選挙に付いて論じようとするのではなく、専ら公法的な民衆的選挙即ち一般國民が選挙人として公の職員を選挙することに付いての我が國法の定に付き研究しようとするのである。

公法的な民衆的選挙は新憲法の下に於いては舊憲法に於けるよりは著しく其の對象を加へたが、現行の制に於いて之に屬するものには左の各種が有る。



- 一 衆議院議員 任期四年とし、解散又は任期満了に因り總選舉を行ふ。
- 二 參議院議員 任期六年とし、三年毎に其の半數を改選する。法律は之を通常選舉と稱して居る。

三 都道府縣知事、市町村長、東京都の各區・特別市の行政區及び政令に依り特に區を置いて居る市の區の區長 何れも任期四年とする。

四 都道府縣市區町村の議會の議員 何れも任期四年とし解散又は任期満了に因り總選舉を行ふ。以上は何れも一般人民が選舉人として之を選舉するのであつて、其の選舉に關する國法の定は大體に於いて共通であると謂つて可い。本書に於いては此等の各種の選舉に關する我が現在の國法に付き研究しようとするのである。尙本來の意義に於ける選舉法即ち選舉そのものに付いての定の外に、それに附隨して選舉運動及び選舉に關する犯罪に付いての罰則の定が有り、それは正確には選舉法に屬するものではなく、警察法及び刑法に屬するものであるが、それに付いても併せて論述しようと思ふ。

## 第一章 選舉權及び被選舉權

### 第一節 選舉權の性質

選舉權は普通に選舉に参加する權利であると謂はれて居り、それは必ずしも誤と爲すべきではないが、併し理論上から謂へば、選舉に参加することそれ自身は國家機關としての公の職務であることは官吏・議員・其他國の公職に在る者が國家機關として行ふ公の職務と毫も性質を異にするものではない。官吏や議員の行ふ職務が個人としての權利の内容を爲すものでないことが争を容れないとすれば、國民が選舉人として公の職員の選舉に参加することも、それと同様に、國民各個人の權利の内容を爲すものではなく、國民が國家機關として與へられた公の職務を執行するものに外ならぬのである。果して然りとすれば、選舉權は全然權利たる性質を有しないものであるやと言へば、さうではなく、それが國民の最も大切な參政權であることは、言を待たない所である。唯理論上から見て、其の權利の内容は選舉に参加することそれ自身ではなく、それは國家機關として行ふ公の職務であり、唯此の如き公務を行ひ得ることを國家から承認せられて居ることが、其の權利の内容を爲すのである。其の



點に於いて選舉權は總ての公務員が其の公務に關して有する權利と性質を等しくするもので、それは國家に對して承認を要求する權利であり、國家に對する權利であるから公權たる性質を有する。

選舉權は權利たると共に義務たる性質を有する。それは選舉が國家的な公の職務であることから生ずる當然の結果で、各選舉人は自己の良心に隨つて其の最も適當と信ずる候補者に投票すべき義務を負ふものである。法律は其の點に付き別段の規定を設けず又正當の理由なくして其の義務を盡さない者に對し別段の制裁を定めて居らぬけれども、それ等はそれが義務たることを妨ぐるものではない。別段の明文は無くともそれは選舉の制度が選舉人各個の利益の爲よりは主として國家の公の利益の爲に認められて居ることから見ても、言を待たない當然の條理であり、又其の不履行に對し別段の法律上の制裁は無いとしても、それは投票を爲さない者が若干存在することは必ずしも公の秩序に重大な障害を加ふるものではなく、刑罰の制裁を設けて投票を強制する程の必要は認められないとせらるる爲であつて、制裁の無い義務でも固より義務たる性質を妨ぐるものではない。

選舉權の性質に付き右の外尙一二の注意すべき點を左に附記する。

(一) 選舉權といふ名稱から謂つて、選舉權は動もすれば「選舉を爲す權利」の意に解せらるる傾向が有るけれども、若しさういふ解釋を爲さばそれは大なる誤解で、選舉とは多數の選舉人の集團に依つて行はるる集合的行爲の全體を指す觀念であつて、投票の觀念とは明らかに區別せねばならぬ。選

舉を爲す者は個々の選舉人ではなくして、各選舉區に於ける選舉人の全體を綜合した集團であり、個々の選舉人は唯其の一分子として投票を爲すことに依り、選舉に参加し得るに止まる。

それは又選舉の無効と投票の無効との區別に付いても、重要な關係あるもので、選舉は多數選舉人の集團的行爲の全體を指す觀念であるから、選舉の無効は其の集團的行爲の全體に付き法律上の瑕疵ある場合にのみ生じ得べき所で、個々の選舉人の投票に違法の廉あるに依つて生じ得べき所ではない。後者は唯投票無効の原因となり得るに止まり、而して投票の無効な場合には無効投票は之を取り去り、有効投票のみに依つて選舉の結果を決定すべきもので、投票の無効からは決して選舉の無効を生ずることは無き。

(二) 選舉は或る地位に就くべき人を決定する行爲たるに止まり、權限を委任する行爲ではない。國會の兩院の議員は勿論地方公共團體の長に付いても、其の權限は直接に法律に依つて與へられて居り、選舉に依り之を委任するのではない。舊制に於いて地方長官が天皇の任命に係る官吏であつた時代には、地方長官の任命は地方長官たるべき人を決定すると同時に、其の權限を委任する行爲で、それに依り天皇の大權の一部を割いて之を授與せらるるのであつたが、選舉は之と異なり、地方公共團體の長に付いても人民が之を選舉するのは、自己に屬する權限の一部を割いて之を授與するのではなく、其の權限は専ら法律に依つて定まり、選舉行爲の内容に依つて定まるのではない。新憲法に於い



て天皇が内閣總理大臣及び最高裁判所の長官を任命せらるるのは、舊憲法に於けるとは異なり、權限の委任たる性質は全く失はれ、單に其の人を決定する行爲たるに止まるものとなつたのであるが、人民が國會兩院の議員又は地方公共團體の機關を選舉するのものと同様である。それ等の公の職員は人民を代表する者ではあるが、それは委任に依る代表ではなく法定代表である。

(三) 選舉權を享有する者でもそれだけでは必ずしも當然に選舉權を行使し得るものではない。選舉權を行使し得る爲には、其の權利を享有する外に尙法律の定むる選舉權行使の要件を具備して居ることが必要であり、それに付いては尙後に詳述する。

## 第二節 選舉權に關する各種の制度

選舉權に關する立法上の最も重要な問題は、國民中如何なる資格を有する者に選舉權を與ふべきかに在る。此の問題に關しては諸國に於ける議會制度の歴史に於いて一般に二つの思想が相對立して居た。一は選舉は國家的の公の職務であるから其の職務を行ふに適當なる能力ある者にのみ選舉權を與ふべしとする思想であり、一は議會は國民の代表者であるから成年以上の國民の總てが當然選舉權を有せねばならぬとする思想である。第十九世紀中の諸國の選舉法は寧ろ第一の思想に重きを置いて居たものと謂ひ得べく、此の目的の爲に間接選舉・差等選舉・制限選舉といふやうな諸種の制度が諸國

に行はれて居たが、第二十世紀に入つてからは、漸次に第二の思想が世界を支配するに至り、其の結果は直接平等普通選舉が世界の殆ど總ての文明國に共通の制度となるに至つた。

選舉權に關する此等の種々の制度に付き、極めて簡單に左に其の概要を説明しようと思ふ。

(一) 直接選舉と間接選舉 間接選舉は或は二重選舉とも謂ひ或は複選法とも謂つて居る。それは一般國民が直接に議員を選舉するものと爲さず、國民は所謂原選舉人として選舉委員を選出する權利が有るばかりで、其の選ばれた選舉委員が更に議員を選舉するものとする方法である。之に對して直接選舉とは一般國民が自ら選舉人として議員を選舉する方法であることは言ふまでもない。

間接選舉は、一方には廣く總ての人民をして選舉に参加せしむることの要求を充たすと共に、一方には少數の有能な選舉委員をして議員を選舉せしめ以つて選舉の結果を公正ならしむることの目的をも達し得ることの長所あるものと看做され、第一次世界大戰までプロイセンを初めドイツの數國に行はれて居たが、國民が直接に議員を選舉するものでなければ其の選ばれた議員が眞に國民の代表者であるといふ國民感情を満足せしめ難いことは當然で、現在では少くとも下院議員の選舉に付いては、一般に直接選舉が行はれて居る。

(二) 平等選舉と差等選舉 平等選舉とは各選舉人をして主義として平等の權利を有せしめんとするものであるのに對し、差等選舉とは選舉人中に其の資格に應じて異つた權利を有せしめんとする



ものを謂ふのである。

差等選舉は選舉人中には其の社會的地位や知識能力に大なる差等有るに拘らず其の總てに平等の選舉權を有せしむることの不合理を矯正し、其の地位能力に應じそれぞれに相當する選舉權を與へんとすることに其の思想上の根據を有するもので、それにも種々の制度が有る。

(イ)複數投票法 は、一九二二年までベルギーに行はれて居た制度で、それは選舉人中に一票の投票權を有する者と二票又は三票の投票權を有する者とを區別し、一般の選舉人は一票だけの投票權を有するが、一定額以上の納税者又は一定の程度以上の教育を受けた者等特別の資格ある者には其の資格に應じ同一人が二票又は三票の投票を爲す權利を有するものたらしめて居た。ベルギーの外サクセンでも一九〇九年以後一時複數投票法を取つて居たが、其の投票數は一人四票を最高限として居た。

(ロ)等級選舉 は選舉人の全體を其の納税額又は其の他の資格に應じて若干の等級に分ち各級毎に別々に選舉を行ふ制度である。此の制度を取つて居た諸國の中でも殊に著しいのは、一八四九年以後一九一八年までプロイセンに行はれて居たもので、プロイセンでは前にも述べた通り、間接選舉の制を取り一般國民は原選舉人として選舉委員を選出するに止まつて居たが、選舉委員の選舉に付き更に等級選舉の制を取つたのである。即ち原選舉人たる人民の全體を其の納付する直接國税及び地方

税の高を標準として各選舉區毎に三級に區別し、而して各級の原選舉人は各同數の選舉委員を選出し各級の選舉委員は更に合同して選舉會を開き、其の選舉會に於いて共同に議員を選出するのである。プロイセンの外サクセンでも略同様の制度を取つて居たが、是れは一九〇九年の法律に依つて此の制を廢止し、複數投票法を取ることとなつた。

(ハ)職能代表法 二院制の議會に於いて上院議員は各種の職能團體又は其の他の特別階級から出だすものとして居るものが多いのに反して、下院議員は一般には職業や階級の區別なく一般國民から選出するものとして居るのが普通であるが、オウストリアに於いては、一九〇七年の選舉法改正に至るまでは、下院に付いても一般選舉人から選出する議員の外に、一部分は大地主、一部分は商工業者、一部分は市町村團體といふやうに、特別の團體から選出する議員を認めて居た。但し一九〇七年一月の改正に依り此の階級別選舉の制は廢止せられて直接平等普通選舉を取ることとなつた。イギリスでも古くからの傳統に基づき下院議員の中一般選舉人から選出する者の外に各大學から特別の代表者(イングランド五人、スコットランド二人)を出だすこととなつて居り、其の選舉權を有する者は各大學の卒業生又は關係職員で、各大學に依り規定を異にして居る。

(ニ)制限選舉と普通選舉 一般國民をして選舉人として平等に議員を選舉せしむる制度の中にも、其の選舉權の定め方に付き、一定の納税資格・財産資格・教育資格の如き特別の資格要件を必要



とするものと、此の如き資格の制限なく一定の年齢に達した國民には原則として總て等しく選舉權を有せしむるものとが有り、之に依り制限選舉と普通選舉との區別を生ずる。

制限選舉の最も普通なものは、一定の租税を納め又は一定の財産を所有して居ることを選舉權の要件とするもので、國會制度の歴史に於いて、初の時代には各國とも概ね此の主義を取つて居た。國に依つては財産資格の無い者にも高等の學校を卒業した者には特に選舉權を與へて居たものがあり（ハンガリア）、イタリアでは一九一二年の改正までは總ての選舉人を通じて讀み書きを爲し得ることを要件として居た。此等の外に或は又獨立の生計を營むことを選舉權の要件として居た國もあり、殊にイギリスでは一九一八年の改正までは獨立の生計を營む者は財産資格の有無を問はず選舉權を有するものとして居た。

普通選舉は之に對し選舉權に此等の特別の資格を要件と爲さず、一般國民が原則として總て等しく選舉權を有するものとする制度である。それは勿論總ての國民に例外なく選舉權を與へようとするものではなく、一定の年齢に達した者であることを要するのは勿論、精神病者・受刑者等の不適格者を除外することも當然であるが、唯納税・財産・教育・獨立の生計の如き積極的の資格要件を要しないことに於いて、制限選舉と區別せられるのである。

同じく普通選舉と稱せらるる中にも、女子は全く之を除外し男子にのみ選舉權を有せしむるものと

男女平等に其の權利を有せしむるものとがあり、前者は或は特に之を男性普通選舉と稱し、之に對し後者を男女平等の普通選舉と稱することが出来る。

普通選舉制は理論上には第十七世紀のイギリスの清教徒革命の際に、既に國民主權の思想に基づきクロムウェルの部下の獨立派インデペンデントと稱する一派に依り強く主張せられた所であつたが、それは實現するには至らなかつた。實際に普通選舉を採用した最初の國は、アメリカ合衆國の諸州であり、それに次いで歐洲ではフランス及びスイスである。フランスは大革命の際に既に一時は普通選舉制を取つたけれども、間もなく憲法は中止せられて選舉權も著しく制限せられたものとなつた。フランスで普通選舉が確實に行はるるやうになつたのは、一八四八年の革命に依り第二共和政府の作られた時からで、之と相前後してスイスの諸州でも普通選舉を取るものとなつた。併し第十九世紀の末第二十世紀の初までは、普通選舉は唯少數の諸國に行はれて居たのみで、歐洲でも多數の國は尙制限選舉又は差等選舉の制を取つて居た。普通選舉制が急激に世界の大勢を爲すに至つたのは、第一次世界大戰の影響であつて、大戰に於いて戰爭に加つた諸國は、國民の全力を擧げて戰に従事し、國家は全國民の力に依つてのみ維持せらるることが自覺せられたので、全國民をして等しく政治に参加せしむることが、其の必然の結果として要求せられ、又其の要求が實現せられざるを得なかつたのである。

第十九世紀末の頃までは、普通選舉と言つても當然に男子のみの普通選舉を意味するものとして解



せられ、女子は初より除外して考へられて居たが、十九世紀末から二十世紀に互り無産者解放運動に續いて婦人解放運動が起り、漸次に女子にも選舉權を與ふる國が増加して來た。アメリカ合衆國では四十八州の中十數箇州だけが十九世紀末に既に女子の選舉權を認めて居たが、二十世紀に入り一九二〇年の合衆國憲法の改正に依り合衆國全部を通じて男女平等に選舉權を與ふることとなり、イギリスでも大戦後一九一八年に至り始めて普通選舉制を取ると共に女子にも選舉權を與へ、ドイツも同様に第一次世界大戦の結果としての革命以後は男女全く平等に選舉權を有するものとして居る。斯くして男女平等の普通選舉は世界の大勢を爲すに至つた。

### 第三節 我が國法に於ける選舉權制度の沿革

我が國に於いて始めて憲法が施行せられた明治二十三年即ち一八九〇年の頃は、西洋でも普通選舉制はアメリカ・フランス・スイスなど少數の共和政の諸國に行はれて居たに止まり、未だ世界の大勢を爲すには至らなかつたのであるから、君主統治を基本とする我が國最初の選舉法の制定に當り、時の立法者が制限選舉の制を取るべきことを殆ど自明の事と考へたのも敢て怪むに足らぬ。其の制限も初には可なり強度で、相當高い納稅資格が要求せられて居たが、其の後數回に互り選舉權は漸次擴張せられ、遂に最近に男女平等の普通選舉制が採用せらるるに至つた。間接選舉及び差等選舉の制は

少くとも衆議院議員の選舉には嘗て考慮せられたことはなく、最初から常に直接平等選舉の制が採用せられて居り、此の點に於いては嘗て變じたことはない。

左に簡單に我が國法に於ける選舉權制度の沿革に付き述べる。

(一) 我が最初の選舉法は、明治二十二年法律第<sup>三</sup>廿五號で、それに依り二十三年七月に第一回の總選舉が行はれたのであるが、右の法律に依れば、選舉有權者たるには、年齢二十五歳以上の日本臣民たる男子で、一年以上(所得税は三年以上)直接國税十五圓以上を納付し、且つ一年以上當該府縣内に本籍を定め住居せる者なることを要するものとせられた。

(二) 第一回の選舉權擴張は、明治三十三年法律第七三號に依り實行せられた。それは納稅資格要件を十五圓から十圓に低下したもので、即ち一年以上地租十圓以上、又は二年以上其の他の直接國税十圓以上を納むる者で一年以上其の選舉區内に住所を有し仍引續き之を有する者たることを要するものとせられた。年齢二十五年以上の男子たるを要することは舊の如くであつた。

(三) 第二回の選舉權擴張は大正八年法律第六〇號に依り實行せられた。當時は第一次世界大戦の後を承けて我が國に於いても普通選舉を要望する聲が甚だ盛であつたが、貴族院は常に之に反對し、時の原内閣も直ちに普通選舉を斷行することを時期尙早と爲し、納稅資格の要件を全部撤廢する代りに之を大幅に低減したのであつて、即ち從來は直接國税十圓以上の納付を要件として居たのを三圓以



上と改めたのである。納税金額の低減の外に貨幣價値の著しい低落と之に伴ふ租税の増課とを考慮するならば、それに依り選舉權が如何に著しく擴張せられたかを推測することが出来る。當初明治二十二年の法律に依り十五圓の納税を必要とした當時は選舉有權者の數は全國を通じて四十五萬人乃至五十萬人で全人口の百分の一強に過ぎなかつたのが、明治三十三年に十五圓を十圓に改めた結果は、有權者總數は前の三倍強に當る約百五十萬人となり、更に大正八年に之を三圓に低下した結果は有權者は約三百萬人に達した。

(四) 制限選舉制は斯く大正年間まで繼續して居たが、之に對し我が國に於いても普通選舉制は可なり早くから一部では主張せられて居たので、明治三十年代から既に衆議院では數回問題とせられたことが有り、明治四十四年の第二十七議會では、一たび普通選舉法案が衆議院で可決せられたことが有つたけれども、當時は貴族院では之に對し一人の賛成者も無く全會一致を以て否決せられた。衆議院で之を通過したのも果して眞面目に其の實行を企圖したのであるや否やは疑はしく、寧ろ初より貴族院の否決を豫想して居たものと推測すべき根據が無いではなかつた。

普通選舉制の採用が始めて眞に實際問題として考慮せらるるに至つたのは、大正十二年に加藤友三郎内閣が選舉法の改正を臨時法制審議會に諮問した時であると言つて可いであらう。併し法制審議會に於いて未だ其の審査に著手しない内に、加藤首相の逝去に依り内閣の更迭があり、山本權兵衛内閣

が成立したが、山本内閣は法制審議會に對し内閣は斷然普通選舉制を採用すべき内意を定めた旨を宣言し、尙其の可否に付いては十分審議を盡さんことを求めた。法制審議會に於いても少數の反對はあつたが多數は内閣の意向に賛意を表し、普通選舉制を可とする旨を答申した。

次いで山本内閣の辭職から一時清浦内閣となり更に加藤高明を首相とする護憲三派の聯立内閣となつたが、此の内閣の下に於いて、前に法制審議會の答申したものを採用して、選舉法改正案が起草せられ、大正十四年第五十議會に提出せられた。衆議院では政友本黨の反對があつた外他の各派は總て之に賛成し大多數を以て之を通過し、貴族院でも多少の修正を加へて之を可決したが、其の修正に關して兩院の間に意見の合致を見ず、兩院協議會も殆ど決裂を見んとするに至つたが、主として衆議院側の讓歩に依つて僅に妥協案の成立を見ることとなり、普通選舉法は斯くして兩院を通過することを得た。

是れが大正十四年五月五日法律第四七號衆議院議員選舉改正法律で、之に依り制限選舉は終焉を告げ、我が國に於いても始めて普通選舉が實施せらるることとなつた。即ち納税資格の要件は全く撤廢せられ、總ての無產者も等しく選舉權を有するものとせられたのであるが、年齢は二十五歳以上であり且つ男子たるを要することに於いては、舊來の通りであつた。

此の法律に依る最初の總選舉は昭和三年二月に施行せられたが、有權者總數は約一千二百萬人に上



り、従前に比し一躍四倍に増加した。

(五) 最後に、第二次世界大戦に於ける敗戦の結果としてのポツダム宣言の受諾に因り、急速に民主主義の政治體制を強化することの要求に基づき、時の幣原内閣は選舉法の一部改正案を議會に提出し、兩院の同意を得て、昭和二十年十二月法律第四二號として公布せられ、同二十一年二月にそれに基づき最初の總選舉が實施せられた。それは從來の男性普通選舉を改めて男女平等の普通選舉と爲すと共に、年齢資格を從來の二十五歳より二十歳に低下したもので、即ち選舉法上の成年を民法上の成年と同一にし、且つ女子にも男子と等しく國政に參與することを得せしめたもので、選舉有権者の總數は一躍四千萬人以上に達するに至つた。新憲法に於いては男女平等の普通選舉を以つて憲法上の要件と爲し總て公務員の選舉は成年者に依る普通選舉たるべきことを保障して居る<sup>(一五條三項)</sup>。

#### 第四節 現行法に於ける選舉權の要件

(一) 選舉權の積極的要件 (イ) 年齢 選舉權の一般的要件としては衆議院議員選舉法には

第五條第一項 日本國民ニシテ年齢二十年以上ノ者ハ選舉權ヲ有ス

と規定せられて居り、それだけを見ると、男女とも滿二十年に達すると共に當然選舉權を有するやうであるが、實際に選舉權を行使し得る爲めには選舉人名簿に登録せられて居ることが必要であり、名

簿に登録せらるる資格が有るのでなければ、眞に選舉權を有する者とは謂ひ得ない、而して選舉人名簿は毎年九月十五日の現在に依つて調製し<sup>(二條一項)</sup>、十二月二十日を以つて確定、翌年十二月十九日まで据置かるるもので<sup>(一七條二項)</sup>、而も「選舉人ノ年齢ハ選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス」<sup>(二條二項)</sup>と定められて居るのであるから、十二月二十日まで滿二十年に達する者でなければ、其の年の選舉人名簿に登録せらるる資格なく、隨つて十二月二十一日以後翌年十二月二十日まで滿二十年に達する者は、理論上は其の年齢に達すると同時に選舉權を取得するとしても、それは唯空名に止まり、實際には翌年の十二月二十日に至り始めて有効に選舉人名簿に登録せられ得るのであつて、それまでは選舉權は其の效力を停止せられて居るものと謂はねばならぬ。

(ロ) 住所 或る期間引續き或る地域内に住所を有することは、表面は選舉權の要件として定められて居らぬが、選舉人名簿は毎年九月十五日の現在に依つて調製し、其の日まで引續き六月以上<sup>(一二條)</sup>從來は「一年以上」とあつたのが昭和九年法律第四九號に依り改正) 其の市町村内に住所を有する者に限り名簿に登録するのであつて、其の資格を備へて居らねば登録せらるべき資格が無いのであるから、是れも實質的には選舉權の要件である<sup>(制限選舉時代の舊法に於いては表面上)</sup>と爲さねばならぬ<sup>(も選舉權の要件として定められて居た)</sup>。從來の制に於いては「住居」の語が用ゐられて居たが、昭和二十二年の改正法に依り「住所」と改められた。それは從來は民法の意義に於いての生活の本據たるのみを以てはならず、有形的な居住の設備あることを要する趣意を示して居たもので、「一



定ノ住居ヲ有セザル者」は選舉權を有しないものとせられて居たが、新法は此の如き要件を除き、九月十五日迄に引續き六月以上同一市町村内に生活の本據を有する者は當然選舉人名簿に登録せらるべきものである。

(1) 住所が何處に在るかを認定すべき標準としては生活の本據と爲すことの事實と其の意思とを要するのであるが、事實の要素と意思の要素とは二の別々の事柄ではなく、或る場所に定住して居る事實が有れば、當然其の場所を生活の本據と爲す意思あるものと推定せらるるのであつて、事實を離れて別に意思の要素の存在を證明することを要するのではない。行政裁判所の多年の判例に於いて繰越し「住所ハ本人ノ意思ヲ問ハズ生活ノ本據ト認メ得ベキ客觀的事實アリヤ否ヤニ因リ之ヲ定ムベキモノトス」と言明して居たのは、此の趣意を示して居るものである。

併しながら、時としては客觀的事實のみに依つては何處が生活の本據であるかを認定し難いことが有り、斯かる場合には本人の意思如何が住所を認定すべき重要な要素となるものである。此等の點に付き判例に現はれて居る重なる例を示すと、凡そ左の如きものがある。

- (一) 住所に於ける意思の要素 (1) 從來甲村ニ住所ヲ有シテ醫業ヲ營ミ居タル者後乙村ニ分院ヲ設ケテ同所ニ於テモ開業シ患者ハ寧ろ分院ノ方ニ多ク妻子モ乙村ニ滞在セシメタリトスルモ尙甲村ノ診療所ヲ本院ト稱シ乙村ノ醫院ハ之ヲ分院ト稱セルニ依リ其ノ住所ハ尙甲村ニ在リト認ムルヲ相當トス(大五一・二・二五行)。
- (2) 從來甲村ニ住所ヲ有シタル者縣農會幹事ニ就職シテ妻子ト共ニ乙市ニ居住スルニ至リタルモ乙市ノ住宅ハ幹事就職前ヨリ所有シ居タルモノニシテ幹事就職ニ因リ住所ヲ乙市ニ移スノ意思ナカリシコト及其ノ就職後モ甲村ニ於ケル同人ノ公私ノ生活ニ著シキ變化ナキコトニ因リ其ノ住所ハ尙甲村ニ在リト認ムルヲ相當トス(昭二・六・七行)。
- (3) 甲町ト乙町トノ兩地ニ店舗ヲ開キテ營業ヲ爲シ其ノ兩地ヲ往來セル場合ニ於テ本人ガ乙町ヲ以テ永住地ト思惟セルニ於テハ乙町ヲ以テ生活ノ本據ト認定スベキモノトス(昭二・七・二六行)。
- (4) 甲町ニ在ル家宅大火ニ類焼シタル爲一時他町村ニ避難シタルモ他日甲町ニ復歸ノ意思アル者ハ住所ヲ移轉シタルモノニ非ズ(昭一・二・二〇行)。
- (5) 甲村ニ於テ質屋營業ヲ爲セル者ガ病氣療養ノ爲ニ一時營業ヲ休止シ乙市ニ赴キタルモ健康回復ヲ待テ甲村ニ歸來スル意思アル者ハ住所ヲ移轉シタルモノニ非ズ(昭一二・四・一九行)。
- (6) 甲町ニ在ル家宅大火ニ類焼シタル爲宅地ヲ賣却シ乙村ニ家屋ヲ買求メ之ニ引移リタル者ハ乙村ニ住所ヲ移轉シタルモノトス(昭一・二・二〇行)。
- (7) 養子縁組ノ式ヲ舉ゲザルモ事實上婚養子トナリテ養父母ノ家ニ入り其ノ女ト事實上ノ婚姻ヲ爲シタルトキハ其ノ時ニ住所ヲ移轉シタルモノトス(昭一〇・六・一四行)。

(二) 精神喪失者の住所 精神喪失者は住所意思を有しない者であるから、其の住所は後見人の意思に依つて定まるものでなければならぬ。左の判例は此の趣意を示すものである。

精神病ノ診療ヲ受クル爲乙市所在ノ病院附近ノ下宿屋ニ寄宿スルモ同所ニ住所ヲ移シタモノニ非ズ其ノ後見人タル實父ガ同人ノ爲ニ甲村ニ新家ヲ新築シテ同人名義ノ登記ヲ爲シ同所ニ同人ノ本籍ヲ定メ自ラモ同所ニ居住シテ同人名義ヲ以テ貸金營業ヲ營ムトキハ同人ノ住所ハ甲村ニ在ルモノトス(昭一二・七・二二行)。

(三) 本籍地と住所 本籍地は必ずしも住所と一致するものでないことは勿論で、其の趣旨の判例は甚だ多いが、一、二の例を擧げると、

- (1) 本籍地甲村ノ所有家屋ニハ先妻ノ子タル長男ガ居住シ自己ハ乙町ニ一家ヲ構ヘテ後妻ト共ニ別居スル者ノ住所ハ本籍地ニ在ラズシテ乙町ニ在ルモノトス(昭四・一〇・二二行)。
- (2) 本籍地ニハ妻、三男夫婦及其ノ子女居住スルモ他村ニ料理店ヲ開キテ妻及五男夫婦ト共ニ居住シ本籍地ニハ年數回來ルコトアルモ寢泊ノ事實ナキ者ノ住所ハ本籍地ニ在ラザルモノト認ムベシ(昭一〇・六・二二行)。



(3)本籍地タル甲村ノ實家ハ長男ニ家計一切ヲ委セ自己ハ乙村ニ在ル某家別邸留守番トシテ妻ト共ニ同邸内ニ居住スル者ノ住所ハ乙村ニ在ルモノト認ム(昭一〇・一一・二九行)。

反對に本籍地ガ住所地であることを認定した例としては、

(1)乙町所在ノ郵便局長ニ就任シ其ノ局ニ勤務スルモ宿直シタルコトナク本籍地タル甲町所在ノ住宅ニ妻子ト共ニ寢食スル者ノ住所ハ本籍地ニ在リト認ムルヲ相當トス(昭一三・三・二三行)。

(2)東京都向島區役所ニ臨時雇トシテ奉職シタルモ妻子ハ本籍地タル甲村ニ居住シテ農事ヲ營ミ自己モ毎月一二回歸郷シテ家政ヲ處理スル者ノ住所ハ依然本籍地タル甲村ニ在リテ東京都ニ住所ヲ移轉シタルモノニ非ズ(昭一三・六・一五行)。

(3)本籍地タル甲村ノ實家ニハ母ガ留守居シ自己ハ乙村ノ撚絲工場ニ雇ハレ時々甲村ニ歸ル者ノ住所ハ仍甲村ニ在リ乙村ハ一時ノ出稼地ニ過ギザルモノト認ム(昭一〇・一一・二九行)。

(四)寄留届出と住所 寄留の届出は通常は住所の移轉を推定すべき材料たるものであるが、そのみを以ては住所の移轉を證明するには足らず、事實が之に伴はねばならぬ。此の趣意を示して居る例としては、

(1)甲町ニ住所寄留ノ届出ヲ爲シ其町ノ名譽職町長ニ就任シ數年間在職シタリトスルモ事實上甲町ニ居住セズシテ乙町ニ居住シ毎日汽車ニテ通勤シ居リタル者ハ名譽職町長在職ノ當時モ尙乙町ノ住民タリシモノトス(昭三・三・二四行)。

(2)乙町ニ借家ヲ爲シ單身女中ト共ニ其ノ借家ニ在リ同町ニ住所寄留ノ届出ヲ爲シ且ツ種々ノ公務ニ従事スルモ甲町ニ邸宅ヲ有シ妻子ト共ニ主トシテ其ノ邸宅ニ宿泊シ乙町ニハ佛壇ヲモ備ヘザル者ノ住所ハ甲町ニ在リト認ムルヲ相當トス(昭一三・一一・一行)。

反對に寄留届出の場所が住所地であると認定した例としては、

(1)東京都ニ住所寄留ノ届出ヲ爲シ同所ニ於テ齒科醫師ノ業ヲ營ム者ノ住所ハ寄留地ニ在リト認ムルヲ相當トス(昭二・一一・五行)。

(2)従來甲町ニ居住シ居タル者ガ乙町ニローラースケート場ヲ開設シテ妻ト共ニ移住シ乙町ニ住所寄留ノ届出ヲ爲シタルトキハ乙

町ニ住所ヲ移轉シタルモノト認ム(昭一三・三・二三行)。

(五)船舶に居住する者の住所地 船舶ニ居住スル者ノ住所ハ其ノ主タル碇繋場ニ在リト認ムベク從來甲港ニ住所ヲ有シタル者ガ住宅焼失後所有帆船何丸ニ家族ト共ニ生活シ舊宅地ニ住宅ヲ建設セズ爾來常ニ海上運送業ニ従事シ年一二回甲港ニ寄港スルコトアルモ碇泊日數一週間乃至一ヶ月位ニ過ギザル者ハ假令甲港ヲ船籍港トスルモ甲町ニ住所ヲ有スルモノニ非ズ(昭一二・一二・二一行)。

(六)出稼地勤務地遊學地と住所 漁業ニ従事スル爲漁業地ニ一家ヲ構ヘ妻子ト共ニ宿泊スルモ戸主タル父ハ本籍地ニ居住シ漁期ノ切替、盆、正月、祭禮等ニハ父ノ許ニ歸來スル者ノ住所ハ尙本籍地ニ在リ漁業地ハ出稼地ニ過ギザルモノト認ム(昭一〇・四・二六行)。

(2)甲町ニ住宅ヲ所有シ父母妻子等家族ヲ居住セシメ自己ハ年少ノ頃ヨリ乙町ノ醬油店ニ杜氏トシテ住込奉公ヲ爲シ月平均一二回ハ甲町ニ歸省シテ家事ヲ見ルヲ例トスル者ノ住所ハ甲町ニ在リ乙町ハ出稼地ニ過ギズト認ムルヲ相當トス(昭一六・五・一八行)。

(3)三等郵便局長トシテ乙市ノ郵便局ニ勤務スルモ甲村ニ住宅ヲ有シテ其ノ住宅ヨリ郵便局ニ通勤スル者ノ住所ハ甲村ニ在リト認ムルヲ相當トス(昭一四・一・二三行)。

(4)轉轍手トシテ品川驛ニ勤務シ都合上平塚市ニ間借ヲ爲シ日勤ノ際同所ニ宿泊スルモ兩親ハ甲町ニ居住シ自己モ非番ノ都度甲町ニ歸來スル者ノ住所ハ甲町ニ在リ平塚市ハ一時ノ滞在地ニ過ギズト認ムルヲ相當トス(昭一二・一一・二二行)。

(5)S師範學校ニ通學スル爲S市ニ下宿スルモ妻子ハ甲町ノ家ニ留メ毎土曜日曜ニハ自己モ甲町ノ家ニ歸來スル者ノ住所ハ甲町ニ在リS市ハ遊學地ニ過ギズト認ムベキモノトス(昭一二・一一・二二行)。

(七)懲役の執行と住所 (1)懲役一年ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ受ケタル事實ノミニ因リ従前ノ住所ヲ失ヒタルモノニ非ズ(大一一・九・一五行)。

(2)刑務所ニ在監シタル事實ノミニ因リ従前ノ住所ヲ撤廢シタリト云フコトヲ得ズ(大一一・七・二〇行)。

(八)住所に於ける事實の要素 如何なる事實に依り生活の本據たることを認定し得べきかに付いては(1)繼續して宿泊の場所として



居ること、(2)家族の居住地たること、(3)佛壇を設け其の他祖先の祭祀を行ふ場所たること、(4)家具家財を備ふること等が主として其の材料とせられて居る。一、二の例を挙げると、

- (1)乙村ニ養鱒場ヲ經營シ時々同所ニ赴クコトアルモ同場ニハ別ニ管理者ヲ置キ自ラハ主トシテ甲町所在ノ家屋ニ妻子ト共ニ宿泊スル者ノ住所ハ甲町ニ在リト認ムベシ(昭一三・三・二三三行)。
- (2)乙町所在ノ製絲工場ノ持主ニシテ工場管理ノ爲ニ屢同工場ニ宿泊スルコトアルモ主トシテハ甲町所在ノ養家ニ宿泊シ其ノ家族タル養父母及妻モ亦養家ニ於テ寢食スル者ノ住所ハ甲町ニ在リト認ムベシ(昭一三・三・二三三行)。
- (3)乙村ニ在ル本宅ニハ自己ノ標札ヲ掲ゲ妻子ガ居住スルモ事實上夫婦關係ヲ絶チ自己ハ別ニ甲市ニ一戸ヲ構ヘテ居住シ日常生活ニ必要ナル家具一切ヲ設備シテ公私ノ用務ヲ處理シ本宅ニハ嘗テ宿泊シタルコトナキ者ノ住所ハ甲市ニ在ルモノトス(昭一〇・一一・一一一)。
- (4)本籍地ニ本宅アリ他村ニ飲食店ヲ開キ妻ハ主トシテ其ノ店ニ宿泊シ自ラモ共ニ宿泊スルコト多キモ本宅ニハ養母及養女ガ居住シ家財家具モ主トシテ本宅ニ備ヘ佛壇及神棚モ本宅ニ置キアル場合ニハ其ノ住所ハ依然本籍地ニ在ルモノト認ムベシ(昭一〇・四・一七行)。
- (5)屑物買ヲ業トスルガ爲ニ處々ニ出稼スルモ甲町ニ引續キ一家ヲ借受ケ不在中モ家財家具ヲ其ノ儘殘シ置ケル者ノ住所ハ甲町ニ在リト認ムルヲ相當トス(昭一三・三・二三三行)。
- (6)一年ノ半ハ旅行シ居リ其ノ餘ハ略同一ノ割合ニテ甲町ニ在ル長男ノ宅、其ノ附近ニ借家シ著作ノ場合ノ書齋ニ充テタル家、乙町ニ在ル住宅ノ三箇所ニ隨時寢食シ衣類等モ略同一程度ノ分量ヲ右三箇所ニ置キアルモ佛壇等ハ長男ノ家ニ置キアリ本人名義ノ電話モ其ノ家ニ架設シアル者ノ住所ハ甲町ニ在ルモノト認ムベシ(昭一一・三・二七行)。
- (7)乙村ニ掘立小屋ヲ設ケテ小作ヲ營ミ農繁期ハ其ノ小屋ニ宿泊スルモ甲村ニ本宅ヲ有シ家財道具ハ主トシテ本宅ニ在リ祭典佛事又ハ組内ノ交際モ甲村ニ於テ爲ス者ノ住所ハ甲村ニ在リト認ムルヲ相當トス(昭一四・六・二二行)。

住所は六月以上繼續して同一市町村内に有するものでなければならぬが、特例として東京都の區の存する區域内に引續き六月以上住所を有し且つ其の日に於いて現に其の區内に住所を有する者は其の間に一の區から他の區に轉住しても其の資格を妨げられない(一四五)。

市町村内に住所を有するといふ場合の所謂市町村の區域が陸地にのみ限るや又は市町村に接續する海面をも含むやは、多少の疑が有るが判例は海域をも含むものとして居り、而してそれは正當と解すべきであらう。

(2) 昭和七年八月二日大審院判決は「或市町村ノ地先海面ニシテ陸地ニ接近セル場所ニ一定ノ碇繋所ヲ有スル船舶ヲ以テ生活ノ本據ト爲シ一年以上居住スル者ハ、假令其ノ船舶ガ業務ノ關係上月數回碇繋所ヲ離ルルコトアルモ業務ヲ終レバ直ニ碇繋所ニ歸來スル關係ヲ失ハザル限り衆議院議員選舉法第十二條第一項ニ所謂一年以上市町村内ニ住居ヲ有スル者ト謂フニ該當スルモノトス」と曰つて居る。それは若松市の地先海面に碇繋所を有する船舶を居住の場所とし、會社商店等に雇はれて若松港内の貯炭場や船舶に石炭を積込むことを業とする何某の選挙権の有無が争となつた事件で、大審院は之を選挙権を有する者と判定したのであつて、判旨正當と爲すべきである。

住所の要件は九月十五日の現在に於いて之を具備することを要するもので、其の要件が備つて居れば當然選挙人名簿に登録せらるるのであつて、其の以後に他に住所を轉じたとしても其の選挙権に影響するものではない。但し其の以後に其の投票區域外に住所を移轉した場合には、自分の登録せられて居る名簿の屬する市町村即ち原住所地の投票區の投票所に到り投票を爲さねばならぬ(施行令一一條)。



住所の要件たる六ヶ月の期間は行政區畫の變更の爲に中斷せらるることはなす(一二條)<sup>(三)</sup>。

(三) 昭和二年十月十八日行政裁判所判決は、一年以上甲町の住民であつた何某が乙村に轉住し其の後一年に滿たぬ内に乙村は甲町に編入せられ、前後を通算すれば二年以上となるが乙村に轉住した後だけを計算すれば一年にも滿たないのであるが、其の者が二年以上引續き市町村内に居住する者に該當するや否やが争はれたのに對し、『甲町住民タリシ者ガ乙村ニ轉住シタル場合ニ於テハ其ノ後乙村ガ甲町ニ編入セラレタル場合ト雖モ舊甲町住民タリシ資格ヲ乙村編入後ノ甲町住民タル資格ニ通算スベキモノニ非ズ』と曰ひ之を否定して居る。

昭和十三年三月二十三日行政裁判所判決も、一年以上甲町の住民であつた何某が乙町に轉住し、間もなく甲町と乙町とを合して丙市が設置せられた場合に、何某が二年以來丙市の住民たる者であるや否やが争はれたのに對し、『甲町乙町ヲ廢シ兩町ノ區域ヲ以テ丙市ヲ置カレタル場合其ノ以前甲町ヨリ乙町ヘ住所ノ移轉アリタルトキハ市制第九條第二項(二年ノ期間ハ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セラルルコトナシ)ノ適用アルモノニ非ズ』と曰ひ、之を否定して居る。

此等の判決は兩者とも甚だ不當で、判決は之を行政區畫の變更に依る期間中斷の問題として取扱つて居るのであるが、それは問題の核心を誤つたもので、此等は期間中斷の問題とは何等の關係も無く、専ら二年以上引續き其の市町村内に住所を有する者であるや否やの事實認定の問題である。而して此の問題に關しては、新に市が設置せられ又は町村の區域が變更せられた場合に二年以上新に市となつた區域又は變更せられた町村の新定の區域内に住所を有して居た者は當然二年以來其の市町村住民であつたものと見るべく本件の場合の如き二件とも其の資格あるものと爲さねばならぬ。

(ハ) 國籍 選舉權を有し得る者は日本國民に限ることは勿論で、外國人は全然國政に參與する權利能力を有しなす。

但し日本國內に於いても少くとも現在の狀態に於いては選舉法を施行しない地域が有り、而して選

舉法を施行しない地域に住所を有する者は全然選舉に與ることを得ず、隨つて實質的には選舉權を有しないことに歸する。

選舉法の施行區域に付き簡單に其の沿革を一言すると、明治二十二年の最初の選舉法は北海道及び沖繩縣には施行せられず、此等の地域からは全く議員を出ださないものとせられて居たが、明治三十年の改正法以後は此等の地域にも選舉法を施行するものとなつた。臺灣・樺太・朝鮮が我が領土に加はつた後にも、此等の地域は所謂外地として内地とは區別せられ、選舉法施行區域の外に置かれて居たが、太平洋戦争に際し此等外地の人民にも内地人と同様全力を舉げて戦争に協力せしめた爲に、政治上にも内地人と同一に待遇することの必要が一般に認められ、昭和二十年四月法律第三四號に依り此等の地域にも選舉法を施行し、樺太よりは議員三人(一選)、朝鮮よりは二十三人(十三選)、臺灣よりは五人(五選)を選出するものと定められたが、未だ實施せらるるに至らない内に敗戦の結果我が國は事實上にそれ等外地の統治權を喪失することとなり、隨つてそれ等の地域に選舉法を施行する旨の規定は、未施行の儘廢止せらるることとなつた。朝鮮人・臺灣人・樺太土人の内地に住居を有する者は、講和條約が未だ締結せられない爲に法律上は未だ確定的に日本人たる身分を失つたものではなく、隨つて理論上は内地に於いて尙選舉權を有する者のやうであるが、此等の外地が日本の統治を離れて外國の領域となつた以上は、それ等の者は外國人に準ずべきもので、隨つて昭和二十年十二月法律第



四二號には「戶籍法ノ適用ヲ受ケザル者ノ選舉權及被選舉權ハ當分ノ内之ヲ停止ス、前項ノ者ハ選舉人名簿ニ登録セラルルコトヲ得ズ」(補則五項六項)と定めて居り、即ち此等外地所屬の人民は假令尙日本國民たる資格を失はず又内地に住居して居るとしても、選舉權を有するを得ないのである。

内地の都・道・府縣には原則としては普く選舉法が施行せられて居るのであるが、隔絶した島嶼では從來も未だ選舉法を施行しなかつた所が有り、其の外無條件降服に因る聯合軍進駐の結果、各地の島嶼で海上交通が禁歇せられ事實上日本の統治が行はれず随つて選舉法の施行が停止せられて居るものが少くない。此の點に關する規定は左の通りである。

選舉法補則第五百十條第二項 本法ハ東京都小笠原島、北海道廳根室支廳管内占守郡、新知郡及得撫郡ニハ當分ノ間之ヲ施行セズ

昭和二十年法律第四二號附則第九項

沖繩縣、北海道廳根室支廳管内國後郡、紗那郡、擇捉郡、蘆取郡及色丹郡並ニ花咲郡齒舞村水晶島、勇留島、志發島、多樂島及秋勇留島並ニ海上交通杜絶其ノ他特別ノ事情アル地域ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノニ於テハ勅令ヲ以テ定ムル迄ハ選舉ハ之ヲ行ハズ

昭和二十年勅令第七〇七號附則第四項

昭和三十二年法律第四十二號附則第九項ニ依リ地域ヲ指定スルコト左ノ如シ

東京都青々島村  
右の結果として、選舉法別表所定の各選舉區選出議員數の中沖繩縣から選出せらるべき議員二人は

全く選出せられないことは勿論であるが、東京都及び北海道からの選出議員數は之が爲めに何等の影響をも受けない。

(二) 選舉權の缺格原因 以上の要件を備ふる者に付いても、從來は種々の缺格原因が定められ、殊に破産者・公私の救助又は扶助を受くる者・一定の住居を有せざる者は選舉權を有しないものとせられて居たが、新憲法(一四條)は各人の平等を保障すると共に、社會的身分に因り政治的關係に於いて差別せられないことを言明して居り、此の新憲法の趣旨に従ひ昭和二十二年の改正法(法律四三)は此等の缺格原因を削除し左の如く規定するに至つた。

第六條 禁治産者及準禁治産者並ニ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セズ

即ち刑罰に基く缺格の外には唯禁治産者及び準禁治産者のみが無資格者とせられて居るのである。從來缺格原因と定められて居たものの中(1)「破産者ニシテ復權ヲ得ザル者」は最初の選舉法以來常に無資格者とせられて居たものであるが、新憲法は私經濟生活に於ける貧富の差異は絶対に政治上の權利に差等を及ぼすべからざるものとする主義を採つて居る爲に、之を缺格原因から除いたのであり(2)「貧困ニ因り生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」及び(3)「一定ノ住居ヲ有セザル者」は、大正十四年の改正法に依る普通選舉の實施と共に新に加へられたもので、殊に前者に付いては貴



衆兩院の間に意見の衝突あり將に決裂に至らんとして僅に妥協を見ることを得たもので、其の趣旨とする所は之に依り普通選舉の極端な適用を緩和し極貧者を除外せんとするに在つたのであるが、新法は破産者を缺格原因から除いたのと同じ趣旨に基づき、此等をも等しく有資格者たらしめた。

新法に依る缺格原因は左の三である。

(イ) 禁治産者及び準禁治産者 禁治産者は精神喪失者であり準禁治産者は精神耗弱又は之に準ずべき者で、何れも自己の財産を管理する意思能力すらも無い者として公に宣告せられて居るのであるから、國の公務に参加し得ないのは當然である。

(ロ) 受刑者 刑罰に基く缺格原因に付いても、舊制に於いては六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者は終身選舉權及び被選舉權を有しないものと爲し、六年未滿の懲役に處せられた者でも破廉恥罪と見るべき特殊の犯罪に因り處刑せられた者は刑の執行を終へた後尙一定の期間缺格者たるべきものとせられて居たが、新法は總て此等の前科者としての過去の經歷に基く缺格原因を撤廢し、現に受刑中の者即ち「懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者」に限り缺格者たるべきものと定めた。即ち既に刑の執行を終つた者又は大赦若くは特赦に因り刑を免除せられた者は勿論、刑の執行の免除を受けた者・刑の言渡を受けた後時効に因り其の執行の免除を得た者、假出獄を許された後其の處分を取消されることなく刑期滿了した者、刑の執行猶豫の言

渡を受け其の言渡を取消されることなく猶豫期間を經過した者は、何れも直に選舉權及び被選舉權を回復するのである。

(ハ) 選舉犯罪に因り刑に處せられた者に付いては、左の如き特別の規定が有る。

### 第三百二十七條

本章ニ掲クル罪(第三百十條及第三百十二條ノ罪ヲ除ク)ヲ犯シタル者ニシテ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後五年間、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ其ノ裁判確定ノ後刑ヲ執行ヲ終ル迄又ハ刑ノ時効ニ因ル場合ヲ除クノ外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間衆議院議員及本章ノ規定ヲ準用スル選舉ニ於ケル選舉權及被選舉權ヲ有セズ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ付其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同ジ

第一百十二條乃至第一百十三條ノ罪又ハ此等ノ規定ノ準用ニ依ル罪ニ付刑ニ處セラレタル者ニシテ更ニ第一百十二條乃至第一百十三條ノ罪ニ付刑ニ處セラルル者ニ在リテハ前項ノ五年間ハ之ヲ十年間トス

裁判所ハ情狀ニ因リ刑ノ言渡ト共ニ第一項ニ規定スル者ニ對シ同項五年間選舉權及被選舉權ヲ有セザル旨ノ規定ヲ適用セズ若ハ其ノ期間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲シ又ハ前項ニ規定スル者ニ對シ前項ノ十年間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

即ち普通の犯罪ならば、罰金刑は選舉權には何等の影響なく、懲役又は禁錮の刑でも刑の執行を終へ又は執行を受くることなきに至る迄の間選舉權を停止せらるるのみで、其の経過と共に直に選舉權を回復するのであるが、選舉法違反の罪に付いては特に罰金刑に付いても刑の確定の時から五年間、懲



役又は禁錮の刑であれば、刑の執行中又は其の執行を受くることなきに至る迄の間は勿論、其の執行を終へ又は執行を受くることなきに至つた後も尙原則として五年間(買収罪の累犯の場合十年間)選舉權を停止せらるるのである。但し法律は二の點に於いて其の例外を認めて居る。(1)時効に因り刑の執行を免除せらるる場合は、時効の満了が既に相當の長期間を要するのであるから、満了後尙五年間選舉權を有しない旨の規定を適用せず、其の満了と共に直に之を回復する。(2)犯罪の情狀如何を問はず一様に之を適用するのは、時として苛酷に失することが有り得るから、法律は刑事裁判所の判決に依り其の適用を除き又は之を緩和し得べきものとして居る。<sup>(4)</sup>

(4) 本條の適用に付き判例に現はれて居る見解を擧げると、凡そ左の如きものがある。

(一)裁判所に於いて五年間停止を適用せず又は其の期間を短縮する旨の宣告を爲す場合には、法律の定むる總ての議會の議員の選舉權及被選舉權に付き一様に之を宣告すべきもので、其の中の或る特殊の議會のみに付いて宣告し得べきものではない(昭和三・二・四・大審院刑事部判)。それは縣會議員の選舉運動に戸別訪問を爲した者に對し、原審に於いて罰金刑に處すると共に「市會議員ノ選舉權及被選舉權ヲ保有セシム」と宣告したのを違法として破毀したのである。

(二)選舉法違反の罪に對し原審に於いて有罪の判決を爲すと共に、五年間選舉權被選舉權停止の規定を適用せず又は其の期間を短縮する旨の宣告を爲さなかつた場合に、刑事訴訟法第四一二條「刑ノ量定甚シク不當ナリト思料スベキ顯著ナル事由アルトキハ之ヲ上告ノ理由ト爲スコトヲ得」とある規定に依り、之を不當として上告を爲し得るや否やに付いて、大審院は「衆議院議員選舉法第三百三十七條第三項ヲ適用セザルコトヲ不當トスル上告理由ハ刑事訴訟法第四百十二條ニ該當ス」と曰ひ、之を以つて適法な上告理由たり得べきものと判定した(昭三・三・五・大刑)。

(三)第一審判決に於いて罰金八十圓に處すると共に選舉法第一三七條第一項を適用しない旨の宣告を爲したのに對し、被告人から控訴したが、第二審では罰金六十圓に處する旨を言渡し、選舉法第一三七條第一項を適用しないことは宣告しなかつた。是れが刑事訴訟法第四〇三條に「原判決ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ズ」とある規定に抵觸するものであるとして上告したが、大審院は「第一審裁判所ガ衆議院議員選舉法第三百三十七條第一項ノ規定ヲ適用セザル旨ノ宣告ヲ爲シタル事件ニ付被告人ノミ控訴ヲ爲シタル場合ニ於テ控訴裁判所ガ第一審判決ト同一ノ主刑ヲ言渡シナガラ敍上ノ規定ヲ適用セザル旨ノ宣告ヲ爲サザルハ刑事訴訟法第四百三條ニ違反スト雖モ、第一審判決ノ主刑ヨリ輕キ主刑ヲ言渡シタルトキハ敍上ノ規定ヲ適用セザル旨ノ宣告ヲ爲サザルモ刑事訴訟法第四百三條ニ違反スルコトナシ」と曰ひ、上告を棄却した(昭三・五・一七・大刑)。

此の判決の當否は頗る疑はしく思はれる。選舉法第一三七條一項を適用しない旨の言渡は、其の性質上は刑の宣告ではなく行政處分であり、選舉權被選舉權の停止は刑罰とは全く其の性質を異にするものである。勿論刑事訴訟法第四〇三條の適用に付いては其の言渡は刑の言渡に準すべきものであるが、併し刑の輕重を判斷するに當つては、主刑の言渡と選舉權被選舉權に關する言渡との兩者を結合して之を判斷すべきではなく、兩者は全く其の性質を異にするものであるから、其の各自に付き別個に之を考察し、それぞれ獨立に其の輕重を判斷すべきものであると信ずる。被告人の控訴に對し控訴裁判所は兩者の何れに付いても原判決よりも被告人に不利な言渡を爲し得ないもので、假令主刑に付き原判決よりも輕い刑を言渡したとしても、若し原判決が選舉法第一三七條一項を適用しない旨の言渡を爲したに拘らず控訴審に於いて其の言渡を爲さないならば、それは刑訴第四〇三條に抵觸するものと爲すべきであらう。

(四)選舉法第一三七條の適用せらるるものは、同條に明記して居る通り、選舉法それ自身に違反した罪に限られて居り、命令を以つて定められて居る選舉運動等取締規則に違反する罪の如きは、同條の適用を受くるものでないことは勿論である(昭二・一・三・一九・大刑)。

以上の外尙舊法には華族の戸主及び現役中の軍人が選舉權及び被選舉權を有しないものとせられて



居たが、新憲法の施行に依り華族は廢止せられ軍隊は解消せられた爲に、此等の規定は當然削除せられ、舊華族舊軍人も國民として等しく選舉權被選舉權を有するものとなつた。

皇族に付いては舊法にも改正法にも別段の規定は無いが、舊憲法の下に於いては一般法律は原則として皇族には適用せられなかつたもので、殊に選舉法には「日本臣民」が選舉權を有すと規定して居り而も皇族は臣民の列に在る者ではないから當然其の適用を受けないものであり、随つて皇族は衆議院議員の選舉權及び被選舉權を有せられなかつた。新憲法の下に於いては之に反して皇族も一般國民と等しく原則として法律の支配を受け、随つて選舉權及び被選舉權に付いても國民として等しく之を享有せらるるものと解すべきである。

以上は専ら衆議院議員の選舉權に付いて述べたのであるが、參議院議員の選舉權に付いても全く同一の原則が適用せらるるもので、參議院議員選舉法には左の如く規定して居る。

第三條 衆議院議員の選舉權を有する者は、參議院議員の選舉權を有する。

(二) 地方公共團體の議會の議員及び長の選舉權 に付いても略同様の原則が適用せらるるのであるが、住所の要件を備へない者に對し特に選舉權を與ふるを得べきことを認めて居ることに於いて之と原則を異にして居る。即ち此の點に關する地方自治法の規定は左の通りである。

第十八條 日本國民たる年齢二十年以上の者で六箇月以内市町村の区域内に住所を有するものは、その屬する普通

地方公共團體の議會の議員及び長の選舉權を有する。

市町村は、市町村に對し特別の關係のある者の申請により、前項の規定による住所の要件にかかわらず、議會の議決を経て、これにその議會の議員及び長の選舉權を與へることができる。

前項の規定により選舉權を與えられた者は、當該市町村を包括する都道府縣の議會の議員及び長の選舉權を有する。

第二項の規定により住所を有する市町村以外の市町村において選舉權を與えられた者は、その住所を有する市町村においては、第一項の規定にかかわらず、普通地方公共團體の議會の議員及び長の選舉權を有しない。

第一項の六箇月の期間は市町村の廢置分合又は境界變更のため中斷せられることがない。

右の規定を衆議院議員の選舉權に關する規定に比較すると、大體に於いては同一の原則に依るもので、殊に、(1)年齢二十年以上なることを要し、其の年齢は選舉人名簿確定の期日(十二月二十日)に依り之を算定すること(二六條六項)、(2)選舉人名簿調製の標準期日(九月十五日)迄引續き六月以上其の市町村内に住所を有すること、(3)日本國民たることを要する點に於いて共通である。其の差異は殊に左の諸點に於いて存する。

(イ)住所の要件は、衆議院議員選舉法に於いては單に選舉人名簿に登録せらるる要件とせられて居るに止まり、法律上正式には選舉權の要件とせられて居らぬのに反して、地方自治法に於いては明白に選舉權の要件として定められて居る。併し是は實質的には別段の差異を來すものではない。



(ロ)最も著しい差異は住所の要件を備へない者に對し市町村會の議決に依り選舉權を與へ得べきものとして居ることである。是は舊市制町村制に於いて市町村公民權の要件として原則として二年以來其の市町村の住民たることを要し而して市町村は二年の制限を特免し得べきものと定めて居たのに類似して居るやうであるが、舊制に於いては二年の制限を特免し得るのは現に其の市町村内に住所を有する者に限られて居たのに反して、新法に於ける選舉權の授與は現に其の市町村内に住所を有しない者に對しても之を爲し得べく、唯其の要件として其の市町村に對し特別の關係を有する者であり、且つ本人の申請に基くを要するものとして居ることに於いて、著しく異つて居る。

(ハ)右に依り選舉權を與へられた者は當該市町村に於いてのみならず、其の市町村の屬する都道府縣に於ける選舉權をも有するものとなる。但し衆議院議員及び參議院議員の選舉權には影響しない。

(ニ)自己の住所地以外の市町村に於いて選舉權を與へられた者は、其の住所地たる市町村に於ける選舉權は之を拋棄したものとせらるるのであつて、何人も二箇所<sup>ニ</sup>に於いて二重に選舉權を有することは許されな<sup>ら</sup>ず。

選舉權の缺格原因に付いては、地方自治法には

第二十條 禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁錮の刑に處せられその執行を終り又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、選舉權及び被選舉權を有しない。

とあり、衆議院議員選舉法に於ける定<sup>(選舉法六條)</sup>と全く同様である。

選舉犯罪に基き刑の言渡を受けた者の選舉權停止に關する衆議院議員選舉法<sup>(七條)</sup>の規定は同法第十二章の規定を準用する總ての選舉に於ける選舉權にも適用せらるるもので、而して地方公共團體の議會の議員及び長の選舉には右第十二章の規定が準用せらるるのであるから<sup>(地方自治法七三條)</sup>、此等の選舉に於ける選舉權も同じ原因に基き同じ期間等しく停止せらるるのである。

朝鮮人・臺灣人等戶籍法の適用を受けない者の選舉權及び被選舉權に付いても、衆議院議員の選舉に於けると同様に當分の間之を停止するものとし、此等の者は選舉人名簿に之を登載するを得ないものと定めて居る<sup>(附則二〇條)</sup>。

### 第五節 選舉人名簿

選舉權の要件は以上述べた通りであるが、現實に選舉權を行使し得る爲には、其の外に尙選舉人名簿に登載せられて居なければならぬ。若し誤つて選舉人名簿に記載漏れになつて居れば、假令確實に選舉權を享有して居るとしても、選舉當日名簿に登録せらるべき旨の確定判決書を投票所に持参した者の外は投票を爲すことを得ないもので、實際には權利の無いのと同様の結果とならねばならぬ。

選舉人名簿は衆議院議員の選舉の爲に調製せらるるものを基本とし、それが他の選舉にも適用せら



るのであるが、地方自治法に於ける選舉に付いては特別の定が有る。以下先づ衆議院議員の選舉人名簿に付いて述べ、地方自治法に依るものは後に之を論ずる。

(一) 名簿の調製 關しては衆議院議員選舉法に左の規定が有る。

第十二條 市町村會議員選舉管理委員會ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ其ノ日迄引續キ六月以上其ノ市町村内ニ住

所ヲ有スル者ノ選舉資格ヲ調査シ十月三十一日迄ニ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

選舉人ノ年齢ハ選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

第一項ノ住所ニ關スル要件ヲ具備セサル選舉人ハ選舉人名簿ニ登録セララルコトヲ得ス

選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住所及生年月日等ヲ記載スヘシ

第一項ノ住所ニ關スル期間ハ行政區畫變更ノ爲中斷セララルコトナシ

(イ) 名簿調製の義務者 舊制に於いては選舉事務の管理は一般に普通の地方行政廳の主管する所で随つて選舉人名簿の調製も市町村長の職務とせられて居たが、改正法に於いて選舉を民衆的ならしむる爲に、選舉事務の管理の爲に地方公共團體毎に數人の委員からなる選舉管理委員會を設置し、之をして其の任に當らしむるものと爲し、随つて選舉人名簿の調製に付いても原則として市町村會議員選舉管理委員會をして其の義務に任せしむることとなつた。即ち各市町村を單位として市町村毎に名簿を調製することは従前と同様であるが、市町村長ではなく委員會に於いて之を調製するのである。勿

論委員會には書記が置かれて居るから其の準備行爲は書記をして當らしむることが出来るけれども、其の最後の決定は委員會の合議に依らねばならぬのである。

右の原則に對する異例として(1)町村全部事務組合又は町村役場事務組合に在りては其の組合の全地域を一町村と看做し、其の選舉人名簿は組合會議員選舉管理委員會(組合會を置かない組合に在りては組合管理者選舉管理委員會)に於いて之を調製する(一四)。(2)町村に議會を置かず總會を以て之に代へる場合(地方自治法九四條)には、町村長選舉管理委員會が之を調製する(一四)。(3)東京都の各區に在つては、區は市に準じ、各區毎に選舉人名簿を調製するもので、區會議員選舉管理委員會が其の義務に任ずる。特別市の行政區も同様であるが現在では未だ特別市として指定せられたものは無い。(4)政令で指定せられた市(京都・大阪・横濱・名古屋・神戸)も區に分たれ、行政區に關する規定が之に準用せらるるもので、等しく區會議員選舉管理委員會に於いて選舉人名簿を調製する。

(ロ) 名簿に登載すべき者 九月十五日の現在に依り現に其の區域内に住所を有する選舉有權者、即ち前に述べた年齢・住所・國籍に付き資格要件を具備し且つ缺格原因に該當しない者たることを要する。

就中住所の要件に付いて前に詳述した如く九月十五日の現在まで引續き六月以上其の市町村内に住所を有する者なることを要するのであるが、其の特例として、(1)町村全部事務組合又は町村役場事務



組合に在つては組合の全地域を一町村と看做し、其の地域内に引續き六月以上住所を有することを要し、(2)東京都の各區に在つては六月以上同一區内に定住せることを要せず、其の期間都内の何れかの區に住所を有せることを以て足れりとし、九月十五日の現在に住所を有する區の選舉人名簿に登載せられる。(3)五大都市の區に於いても六月以上其の市内に住所を有する者は九月十五日に現に住所を有する區に於いて選舉人名簿に登載せらるることは同様である。

住所繼續の期間が行政區畫の變更の爲に中斷せられないとは、例へば從來甲村の區域であつた土地が境界變更に因り乙村の區域に加はつた場合には、其の土地に居住して居た期間は乙村に住所を有した期間として計算せられ、甲町と乙町とを併合して丙市が置かれた場合には甲町又は乙町に於ける居住期間は丙市の居住期間として計算せらるるの類である。(判例には或は之と反對の見解を取つて居るものが有り、其の不當なことは前に述べた。)

名簿には選舉人の氏名、住所、生年月日等を記載せねばならぬ。其の記載の様式は選舉法施行規則の定むる所である。

名簿の登載は原則として申告主義に依らず職權調査主義に依り、選舉人からの申告を待たず調製者が職權に依り選舉有權者であるや否やを調査して之を登載するのである。但し後に述ぶる修正の申立が許されて居る限度に於いては申告主義が取られて居るものと謂ふことが出来る。尙復員軍人及び外地歸還者の臨時名簿には特に申告が要求せられて居る。

## (二) 名簿の縦覽

選舉人名簿は選舉權の存在を公に證明するもので、若し其の記載に誤が有れば選舉人の權利に重要な影響を與ふる虞があるから、出來得る限り其の誤を正すことを得せしむる爲に、其の調製後確定に至るまでの間に一般公衆の縦覽に供することが、其の有效要件とせられて居る。即ち

第十三條 市町村會議員選舉管理委員會ハ十一月五日ヨリ十五日間市役所、町村役場又ハ其ノ指定シタル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ縦覽ニ供スヘシ

市町村會議員選舉管理委員會ハ縦覽開始ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ縦覽ノ場所ヲ告示スヘシ

と規定して居る。但し其の所謂市町村會議員選舉管理委員會は全部事務又は役場事務町村組合及び東京都・京都市・大阪市・名古屋市・横濱市・神戸市の區に在りてはそれぞれ名簿調製の義務者たる選舉管理委員會を意味するものと解すべきである。

選舉人名簿を法定の期間縦覽に供することは、名簿の效力發生の要件であり、若し法定の期間縦覽に供しなかつたならば、其の名簿は無効であり、無効の名簿に基づいて行はれた選舉も亦當然無効でなければならぬ。

(5)此の事は行政裁判所の判例の風に承認して居た所で、例へば、大正三年二月十九日及び昭和四年十七日の判決には、共に『法定ノ縦覽期日ノ間關係者ノ縦覽ニ供セザリシ選舉人名簿ハ無効タルベキモノニシテ、之ニ基キテ執行シタル町村會議員選舉ハ全部無効タルベキモノトス』と言明して居る。



之に反して、大審院の判例中には之と異つた見解を示して居るものがあり、例へば、大正六年十月十三日の判決は千葉縣の衆議院議員選舉に某村の選舉人名簿が法定の期間縦覽に供せられなかつたことが立證せられたに拘らず、名簿に記載漏となつた選舉人は一人のみで、それに依り選舉の結果に異動を及ぼさないことを認定し、「法律ノ規定ニ違背シテ選舉人名簿縦覽場所ノ告知ヲ遅延シ又ハ縦覽期間ヲ短縮シタルトキハ、選舉人ガ選舉權ヲ有スルニ拘ラズ名簿ニ脱漏又ハ誤載セラレタル結果之ヲ行使シ得ザル場合ニ於テノミ當該選舉人ニ對シ名簿確定ノ效力ヲ有セズト雖モ、選舉人トシテ選舉人名簿ニ登錄セラレアル者ニ對シテハ該名簿ハ何等確定ノ效力ヲ失フベキモノニ非ズ」と曰ひ、該選舉を有效と判定した。併し此の見解は不當で、法定の期間縦覽に供しなければ名簿が全體として確定しないのであつて、部分的に有效であることは起り得ない。

(三) 名簿記載の違式と誤脱 選舉人名簿記載の様式に付いては、選舉法自身に既に「選舉人ノ氏名、住所及生年月日等ヲ記載スヘシ」(一二條)とある外、施行規則に尙詳細の規定が有る。併し此等の法定の様式に違反することが有つても、それが爲に名簿の效力に影響するものではない。<sup>(6)</sup>

(6) 此等の様式違反が選舉人名簿の效力に影響するものではないことは、大審院及び行政裁判所の判例の共に一般に承認して居る所で、其の重なるものとしては左の諸例を擧げることが出来る。

(一) 内務省令所定の様式に違反する選舉人名簿が有效であることに付いては、大正十年七月二十五日の大審院判決は「明治三十四年内務省令第二十九號ガ選舉人名簿ノ様式ヲ示シ、大字若クハ小字毎ニ區別シテ之ヲ調製スベク爲シタルハ、專ラ選舉人名簿ノ取扱閱覽又ハ對照ニ便スル爲ノ訓示の規定ニ外ナラザルヲ以テ、選舉人名簿ガ選舉人氏名ノ「イロハ」順ニテ調製セラレ字毎ニ調製セラレザルモ、之ガ爲ニ同省令ニ違反セル無効ノ選舉人名簿ト謂フヲ得ザルモノトス」と曰つて居る。

之と同様の趣旨は、行政裁判所の判例に於いても認めて居り、市町村會議員の選舉人名簿に付き、昭和五年五月十四日の判決には「市制町村制施行規則別記様式ハ訓示の規定ニ過ギザルヲ以テ、之ニ違反スル選舉人名簿ハ無効ニ非ズ」と曰ひ、昭和八年

十二月一日の判決にも「町村會議員ノ選舉人名簿ガ市制町村制施行規則第二十條ニ依ル別記様式卷末ノ記載ヲ缺クノ故ヲ以テ其ノ名簿ヲ無効ト爲スベキニ非ズ、町村會議員選舉人名簿ノ毎葉ノ契印、末尾ノ「以上」又ハ「餘白」ノ記載ハ法定ノ要件ニ非ズ」と曰つて居る。

(二) 選舉法自身に定むる「氏名、住所及生年月日等ヲ記載スベシ」とある規定に違反する場合でも、それのみでは名簿の效力を阻害するものではない。

氏名の誤記に付いては、昭和十年七月十九日の行政裁判所判決は、町會議員の選舉人名簿に「宗村三左衛門」とあるべきを「宗村三右衛門」、「車谷宗一」とあるべきを「車谷宗市」と記載し、其の他類似の誤記あるもの十三名を擧げ、此等十三人は有効に名簿に登録せられて居るものではないから、選舉に参加し得ないもので、其の投票は無効であるといふ訴に對し、此等は單に誤記と認むべきもので「該名簿ニ登錄セラレタルモノニ非ズト謂フヲ得ズ」と曰ひ、其の主張を排斥した。之と同様の見解は昭和二年二月十日、昭和二年四月三十日の同判決に於いても既に言明して居る所で、殊に後の判決には「假令選舉人名簿ノ登錄ニ多少ノ誤アリトスルモ、其ノ何人ヲ指シタルモノナルカラ認メ得ルニ於テハ其ノ者ハ名簿ニ登錄セラレタル者ニ非ズト謂フヲ得ズ、從テ其ノ者ノ爲シタル投票ハ無効ニ非ズ」と曰つて居り、それは勿論當然である。

同様に、住所又は生年月日の記載に付いても、例へば、昭和四年十月十四日の大審院判決は「選舉人名簿ニ選舉人ノ住居又ハ生年月日ノ記載ニ脱漏アルモ、選舉人ノ同一ヲ認識スルニ足ル程度ノ記載アルトキハ、其ノ登錄ハ無効ニ非ズ」と曰つて居り、同じ趣旨を言明して居る判例は尙少くない。極端な一例としては、大正十三年の總選舉に神戸市の選舉人名簿には生年月日の記載なき者二千四百人に及んだが、大審院は尙それ等の者が有効に登録せられたものと判定した(大正一五・四・二七・大民)。

之と同様に、選舉人名簿に登録すべき選舉人が誤つて記載漏となつて居り、又は選舉人に非ざる者を誤つて選舉人として登録して居るとしても、名簿全體の效力は之が爲に妨げらるるものではなく、



苟も成規通り縦覽に供して確定した以上は、如何に記載に誤ある名簿と雖も尙有效なることを失はな  
50<sup>(7)</sup>

(7)此の趣旨を言明して居る判例は甚だ多いが、一例だけを挙げると、昭和十五年三月一日の行政裁判所判決は、大阪府某市の市會議員の選舉に付き選舉人名簿の調製が甚しく杜撰で、(イ)某々區域の選舉權者の全部を故意にか又は過失に因つてか集團的に脱漏して居り、又(ロ)應召者で召集を解除せられた者を個別に調査せず統後奉公會等に問合せたに止まつた爲に、二百六十一人に達する多数の有權者を脱漏した違法あるもので、斯かる疎漏な名簿は無効であると主張せる訴を排斥して「故意又ハ過失ニ因リ或地域ノ選舉權者全部ヲ調査ノ對象ヨリ脱漏シ又應召者全部ニ就キ實地調査ヲ爲サズシテ調製シタル市會議員選舉人名簿ハ市制第二十一條ノ三以下ノ手續ニ依リ之ヲ修正スベキモノニシテ名簿全體ヲ無効トスベキモノニ非ズ」と曰つて居る。

(四) 名簿修正の申立 選舉人名簿調製の後一定の期間之を縦覽に供することが要求せられて居るのは、名簿の記載に誤ある場合に關係者をして其の修正を申立つることを得せしむる爲で、此の點に付き法律は左の如く規定して居る。

第十四條 選舉人名簿ニ脱漏又ハ誤載アリト認ムルトキハ選舉人ハ理由書及證據ヲ具ヘ其ノ修正ヲ市町村會議員選舉管理委員會ニ申立ツルコトヲ得

縦覽期限ヲ經過シタルトキハ前條ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 市町村會議員選舉管理委員會ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ決定スヘシ其ノ申立ヲ正當ナリト決定シタルトキハ直ニ選舉人名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ申立人及關係人ニ通知シ併セテ之ヲ告示スヘシ其ノ申立ヲ正當ナラスト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ申立人ニ通知

スヘシ

第十六條 前條市町村會議員選舉管理委員會ノ決定ニ不服アル申立人又ハ關係人ハ市町村會議員選舉管理委員會ノ委員長ヲ被告トシ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ地方裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
前項裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴スルコトヲ得ス但シ最高裁判所ニ上告スルコトヲ得

(イ)修正申立の要件 選舉人名簿修正の申立を爲し得る爲には、(1)其の申立を爲す者は、當該名簿調製區域に屬する選舉人たることを要する。法律には單に「選舉人」とのみ言つて居るのであるが、當該區域所屬の選舉人たるを要することは、自明の事理と見るべきである。(2)其の申立の理由とする所は、選舉人でない者が選舉人として登録せられて居ること、選舉人の氏名・住所・生年月日等の記載に誤があること、選舉人中に登録せられて居らぬ者が有ることの何れかを主張するものでなければならぬ。(3)申立の期間は縦覽期限内に限られて居る。(4)申立を爲す名宛人は市町村會議員選舉管理委員會(全部事務又は役場事務町村組合東京都の各區及び五大市の區に在りては各之に相當する機關)であることを要する。(5)申立は書面を以つてすることを要し、申立期間内に委員會の事務所に到達することを要する。

(ロ)修正申立の審理 は書面審理を原則とするが、便宜口頭訊問をも爲し得る。之に對する決定は申立を受理してから二十日以内に爲すべきものと定められて居るが、其の期間を過ぎて後に決定を爲



したとしても、其の決定は無効ではない。

(ハ)決定に對する訴及び上告 決定に不服ある申立人又は關係人は其の決定に對し法定の期間内に地方裁判所に出訴し、其の判決に不服あれば更に最高裁判所に上告する途が開かれて居る。此等は性質上は勿論行政事件であるが、手續上は民事訴訟の手續に依るのである(一四條)。此等の訴訟に付いては裁判所は特に速に裁判を爲すべきことが要求せられて居るが(一四條ノ三)、若し其の裁判の進行中に名簿の据置期間を經過し名簿が其の效力を失つたならば、訴訟の目的は消滅したもので、其の訴は却下せらるべきことは當然である。

(五) 名簿の修正 名簿修正の申立に對し市町村會議員選舉管理委員會に於いて其の申立を正當と決定し、又は確定判決に依り修正すべきものと決したときは、該委員會は直に其の決定又は判決の趣旨に従ひ名簿を修正せねばならぬ。

名簿が一たび縦覽に供せられた後は、右の如き正式の手續を経た上でなければ最早之を修正することを得ないもので、假令名簿の記載に脱漏又は錯誤あることを發見したとしても正式の手續を経ず意見を以て之を修正したの違法であり、修正の效力を生ずることを得ない。<sup>(8)</sup>

(8)決定又は判決に依らざる違法の修正は無効であるが、此の點に付き判例に示されて居る見解を擧げると、凡そ左の如きものが有る。

(一)決定が確定する以前に既に修正を爲すことは違法であるが、其の後に其の修正を爲した通りに決定が確定すれば、結局其の修正は正當のものとなつたのであつて、其の違法性は失はれ、其の修正に依り名簿に加へられた者は有効に投票を爲すことが出来る(大正一三・一一・一五行)。

(二)名簿を違法に修正した場合には、唯其の修正が無効であるに止まり、名簿の全體の效力に影響するものではなく、随つて其の名簿に依つて行はれた選挙はそれが爲に效力を妨げらるるものではない。此の點に付き例へば昭和四年十月十四日の大審院判決が『選挙人名簿ノ確定後違法ニ之ヲ修正シタル場合ニ於テハ其ノ修正ノミ無効ニシテ選挙人名簿ノ全部ヲ無効ナラシムルモノニ非ズ』と曰つて居るのは正當である。

之に反して、行政裁判所の判例は、名簿の違法の修正の結果、若し選挙の結果に異動を及ぼす虞あるときは、其の選挙は無効であると爲し、『違法ニ修正ヲ加ヘタル選挙人名簿ニ依り行ヒタル選挙ハ、其ノ修正ガ當選ノ結果ニ異動ヲ及ボスベキ虞アル場合ニ於テハ無効ナリ』と曰つて居る(大正一〇・一・一五行、大正一二・四・一七行)けれども、それは正當ではない。違法の修正に依り有権者として新に追加登録せられた者は、其の登録は無効であり、随つて其の爲した投票は無効であるが、それは唯投票の無効たるに止まり、選挙を無効ならしむるものではない。

(三)名簿の記載に誤が有る爲に、附箋を以つて其の誤であることを明らかにするのは、單に係員の注意の爲にするもので、違法の修正として見るべきものではなく、それが修正としての效力を生じ得ないことは勿論である(大正一〇・一二・一二・行、大正一五・六・三〇・行、昭和二・七・二一・行)。

(六) 名簿の確定 選挙人名簿は法定の期間縦覽に供した後十二月二十日を以つて確定し、翌年十二月十九日まで一年間確定名簿としての效力を有する(一七條一、二項)。確定後と雖も決定又は判決に依り修正すべきものと決した場合には、直に修正せねばならぬが、其の以外には全然修正を爲すことを得



なり。

確定名簿は選舉權の存在を公に證明する效力を有するものであるが、其の證據力は絶対ではなく反證を以て之を覆し得べく、假令名簿に登録せられて居る者であつても、現實に選舉權を有しない者であることが立證せらるるならば、其の者は選舉に参加することを得ない。法律は其の趣意を明らかにする爲に左の如く規定して居る。

第三十條第一項 選舉人名簿ニ登録セラレタル者選舉人名簿ニ登録セラルルコトヲ得サル者ナルトキハ投票ヲ爲スコトヲ得ス選舉ノ當日選舉權ヲ有セサル者ナルトキ亦同シ

但し名簿の登録は有權者たることの公の證明であるから、それに登録せられて居る者は反證ある迄は有權者として推定せらるべきことは當然である。<sup>(9)</sup>

<sup>(9)</sup>昭和十一年二月二十一日行政裁判所判決、曰く『選舉人名簿ニ登録セラレタル者ハ反證ナキ限り被選舉權ヲ有スル者ト認ムベキモノトス。』

(七) 名簿調製の特例 以上述べた所は毎年の常例として調製すべき名簿に付いてであるが、特別の異常の場合には此の常例に依らず、變例として名簿の調製に付き特別の取扱を爲すを要することが有る。それには凡そ左の三の場合が有る。

(イ) 行政區畫の變更に因る名簿の引繼 選舉人名簿は一般に市町村(六大都市は區)の區域を基準として調製せらるるのであるが、市町村の境界變更又は廢置分合が有れば、選舉人名簿も亦隨つて變更せられねばならぬ。此の場合の取扱方に付いては

施行令第四條 市町村ノ境界變更アリタル爲選舉人名簿ニ異動ヲ生シタルトキハ市町村會議員選舉管理委員會ハ其ノ管理ニ屬スル選舉人名簿中異動ニ係ル部分ヲ新ニ屬シタル市町村ノ市町村會議員選舉管理委員會ニ送付スヘシ  
市町村ノ廢置分合アリタル爲選舉人名簿ノ引繼ヲ要スルトキハ前項ノ例ニ依ル

と規定せられて居る。即ち此の場合は新に名簿を調製する必要は無く、唯名簿の全部又は一部に付き市町村會議員選舉管理委員會の間に引繼が行はれるのである。

(ロ) 天災事變其の他の事故に因る再調製 確定名簿が事故に因り滅失したやうな場合には再調製の必要が有るが、それに付いては左の如く規定せられて居る。

第十七條第三項第四項 天災事變其ノ他ノ事故ニ因リ必要アルトキハ更ニ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

前項選舉人名簿ノ調製及其ノ期日、縦覽確定ニ關スル期日、期間等ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

施行規則第二條 衆議院議員選舉法第十七條第四項ノ選舉人名簿ノ調製、其ノ期日、縦覽確定ニ關スル期日、期間等ハ地方長官ニ於テ之ヲ定メ豫メ告示スヘシ

(ハ) 戦時及び戦後の臨時の事態に應ずる爲の名簿の調製 支那事變以後戦時及び戦後の特殊の事態に應ずる爲に選舉人名簿の調製に付いても種々の特別の措置が講ぜられた。就中(1)復員軍人及び外地歸還者に付いては、新に選舉を行ふ毎に臨時にそれ等の者の名簿を調製し而もそれには六ヶ月以上繼



續居住の要件を要せず、又本人の申請に依るべきものと爲し(昭和一三法律八四)、(2)昭和二十年の選舉法改正(法律四二)に依り選舉權の年齢を低下し及び女子にも選舉權を與へたことに基き、臨時に新權利者の名簿を調製し(昭和二〇勅令七〇八、同内令三四)、(3)此等の臨時名簿の脱漏を補ふ爲に昭和二十年度に於いては更に脱漏者名簿を調製せしめ、(4)昭和二十一年度の名簿は特に其の調製期日を繰上げ、例年の調製期日よりも早期に調製することとし、其の名簿の確定と共に、各種の臨時名簿は總て其の效力を失ひ、單一の名簿に統一せらるることとなつた。但し復員軍人及び外地歸還者の名簿は従前の通り維持せられる。

昭和二十二年には選舉人名簿の調製は全く恒例に復したのであるが、唯復員軍人及び外地歸還者に付いてのみは、六月以上引續き住所を有することを要せず本人の申請に依り特別の名簿に登録せらるることは従前と同様である。

(八) 參議院議員の選舉人名簿 以上述べたのは總て衆議院議員の選舉人名簿に付いてであるがそれは其の儘參議院議員の選舉にも用ゐらるるもので、即ち參議院議員の選舉の爲には特別の選舉人名簿を調製することなく、衆議院議員の選舉人名簿が同時に參議院議員の選舉人名簿たる效力を有するのである。

(九) 地方公共團體の選舉に於ける選舉人名簿 地方公共團體の議會の議員及び長の選舉に付いても、衆議院議員選舉人名簿が用ゐられるのであるが、地方的選舉に於ける選舉權は完全には衆議院議員の選舉權と一致せず、住所の要件を具備しなくても特に選舉權を與へらるる者が有り得る爲に、地方選舉の爲には衆議院議員選舉人名簿の外に特に補充選舉人名簿を調製するを要するものとせられて居る(地方自治法二六條)。

補充選舉人名簿は衆議院議員選舉人名簿に記載せらるることを得ないで而も地方公共團體の議會の議員及び長の選舉權を有する者を記載することを目的とするもので、其の調製に付いては總て衆議院議員選舉人名簿に準じて定められて居る。即ち(イ)市町村の選舉管理委員會が毎年九月十五日の現在に依り之を調製するもので、十一月五日から十五日間其の指定した場所(其の場所は縦覽開始の日前三日迄に之を告示せねばならぬ)に於いて關係人の縦覽に供することを要する。(ロ)名簿に脱漏又は誤載ありと認むるときは關係人は名簿の縦覽期間内に當該市町村の選舉管理委員會に異議の申立を爲すことが出来る。(ハ)異議の申立に對しては委員會は二十日以内に決定を爲さねばならぬ。其の申立を正當と決定したときは直に名簿を修正し、其の旨を申立人及び關係人に通知し且つ之を告示せねばならぬ。申立を正當ならずと決定したときは直に其の旨を申立人に通知するを要する。(ニ)其の決定に不服ある者は七日以内に地方裁判所に出訴することが出来る。其の判決に不服ある者は控訴することは出来ないが、最高裁判所に上告することが出来る。(ホ)名簿は十二月二十日に確定し、翌年十二月十九日迄据え置かれる。但し確定判決に依り修正すべきものは委員會に於いて直に之を修正し、其の旨を告示



せねばならぬ。(へ)天災事變等の爲必要が有れば更に名簿を調製するを要する。

町村の全部事務組合、東京都の各區、特別市の行政區、指定市の區に於いても、補充選舉人名簿の調製に付き市町村に準ずる。

## 第六節 被選舉權

(一) 被選舉權の性質 被選舉權とは有効に被選舉人となり得べき資格を謂ふ。それは權利ではなく權利能力であつて、正確には被選舉權といふよりも被選舉資格と稱すべきものである。衆議院議員の被選舉權に付いて言へば、結局は衆議院議員となり得べき權利能力に外ならぬのであるが、選舉に於いて有効の得票者となり得べき資格もそれを要件とするもので、被選舉權なき者に爲された投票は當然に無効である。即ち被選舉資格は言ひ換れば得票資格に外ならない。

(二) 被選舉權の一般的要件 被選舉權の一般的要件としては、選舉權に於けると同様に(イ)財産又は納稅資格、(ロ)年齢、(ハ)國籍、(ニ)繼續的の住居、(ホ)男女の性が思考せられる。此の外(ヘ)選舉權には其の行使の要件として選舉人名簿に登録せられて居ることが必要であるが、それは被選舉權には何等の關係も無い。

(イ)財産又は納稅資格 到いては、明治二十二年の最初の選舉法には、選舉權に付き一年以上(所税)に付いては三年以上)直接國稅年額十五圓以上を納むることを要件として居たと同じく、被選舉權に付いても全く同じ納稅資格を要件として居たが、明治三十三年の改正選舉法に依り、選舉權に付いては尙納稅資格(年額十圓に低下)の要件を維持したに拘らず、被選舉權に付いては全く納稅要件を撤廢した。普通選舉は我が國に於いては大正十四年の法律に依つて始めて採用せられたのであるが、被選舉權に付いてはそれよりも遙以前に於いて既に一切の財産又は納稅資格を要しないものとせられたのであつて、其の理由とする所は、選舉權に付き相當の資格を必要として居る以上は、何人を被選人とするかは一に之を一般選舉人の總意に任ずべきもので、衆望の歸する所は無產者と雖も敢て之を忌避すべき理由は無いといふに在つた。

(ロ)年齢 到いては我が選舉法は最初から常に被選舉權に付き選舉權よりも高く定めて居る。即ち明治二十二年の最初の選舉法には選舉權には年齢二十五年以上を要件とせるに對し、被選舉權は年齢三十年以上たるを要するものとし、此の點は其の後選舉法に數次の改正が有つたが最近まで其の儘持續せられ、最後に昭和二十年法律第四二號選舉法改正法律に依り、選舉權の年齢資格を二十年以上に低下すると同時に、被選舉權の年齢資格を年齢二十五年以上に改めた。從來よりも其の制限を低下したのではあるが、選舉權よりも被選舉權の年齢を高く定めて居ることは從來と同様であり、それは言ふまでもなく議員として議政の任に當るには選舉に参加するよりも一層の成熟を要するものとせら



れた爲である。

被選舉權の要件としての年齢資格は、選舉權に於けるとは異なり選舉人名簿には關係なく、選舉期日に於いて其の年齢に達して居ることを以て足れりとする。立候補届出の當時には未だ其の年齢に達しない者でも、選舉期日迄に其の年齢に達すべき者であれば有効の届出たるを得べきものである。

被選舉權の年齢資格は、參議院議員に付いては衆議院議員よりも高く定められて居り、即ち年齢三十年以上たるを要するものとせられて居る(參選四條)。それは參議院をして衆議院よりも一層經驗に富んだ老功者の集りたらしめんとする趣意に出づることは言ふ迄もない。

地方公共團體の議會の議員に付いては、被選舉權の年齢資格は衆議院議員と同じく二十五年以上とせられて居り、團體の長に付いては都道府縣知事は三十年以上、市町村長(區長も之に準ずる)は二十五年以上と定められて居る(地方自治法一九條)。

(ハ)住所 衆議院議員及び參議院議員の被選舉權に付いては、選舉權に於けるとは異なり、住所に付いての要件は全く存せず、他の要件が備つて居れば住所地の何處に在るかを問はず、例へば現に外國に居住する者でも被選人たり得る。明治二十二年の最初の選舉法は、被選舉權に付いても住所の制限を設けて居たが、明治三十三年の改正以來此の制限は全く除かれたのであつて、住所地の如何に拘らず何れの選舉區からでも當選することが出来るものとなつた。それは衆望の歸する所敢て當該選舉

區内に住所を有する者に限るべき必要なしと思惟せられた爲である。

地方公共團體の議會の議員に付いては、之に反して、被選舉權に付いても地方公共團體の議會の議員の選舉權を有する者で且つ年齢二十五年以上であることを要するものとして居り(地方自治法一九條一項)、隨つて選舉權に付いての住所の要件が等しく被選舉權にも適用せらるるのである。それは地方團體の議會の議員は其の地方に特別の利害關係を有する者でなければならぬことから生ずる當然の要求と見るべきである。

都道府縣知事及び市町村長の被選舉權に付いては、此の如き特別の要件の定なく、住所地の如何を問はず被選人たり得べきものとして居り(同上二項三項)、それは地方的關係よりも一層技能と經驗とに重きを置いて居るが爲である。

(ニ)男女の性 については最初の選舉法以來最近に至る迄常に男子たるを要するものとせられて居たが、昭和二十年十二月の選舉法改正に依り女子も男子と等しく被選舉權を有するものたらしめた。新憲法の施行に依り政治上に於ける男女の完全な平等が保障せられたのであるから、衆議院議員に於けると同じく參議院議員・地方議會の議員・都道府縣知事・市町村長の何れに付いても普く女子は男子と等しく選舉權と共に被選舉權をも有するのである。昭和二十一年四月の新選舉法に依る最初の衆議院議員の總選舉に於いて既に女子の當選者三十數名を出したことは、正に劃期的の革新と謂ふべき



である。

(ホ)國籍 被選舉權を有する者が日本國民に限ることは勿論である。住所地の如何は被選舉權には影響しないのであるから、選舉權に於けるとは異なり、選舉法を施行しない地域に住所を有する者であつても、地方議會の議員の外は、被選舉權を有することが出来る。唯敗戦の結果としての外地の喪失に基き選舉法には『戶籍法ノ適用ヲ受ケザル者ノ選舉權及被選舉權ハ當分ノ内之ヲ停止ス』(昭和二四二附則五項)と定め、地方自治法(附則二)にも同趣旨の規定が有り、此等の者殊に朝鮮人臺灣人は名義上は尙日本人であるとしても、最早被選舉權を有しない。

歸化人・歸化人の子で日本の國籍を取得した者及び日本人の養子又は入夫となつた者は、國籍法に依り帝國議會の議員となり得ないものと定められて居る。但し日本に特別の功勞あるに因り歸化を許せられた者は國籍取得の時から五年の後、其の他の者は十年の後内務大臣は勅裁を得て此の制限を解除することが出来る(國籍法一六條七號、一七條)。其の解除を受けた者の外は議員となり得ないのであるから、即ち被選舉權なき者であり、而してそれは選舉權には關係なく専ら被選舉權にのみ關する要件である。(ハ)選舉人名簿の登録 は被選舉權に付いては何等の關係もなく、名簿に登録せられて居らぬ者でも、被選人たり得ることに於いて毫も妨ぐる所は無い。地方議會の議員の被選舉權は選舉權を有することを要件とするものであるが、此の場合に於いても選舉人名簿に登録せられて居ることは其の要件

ではなく、登録せられて居らぬ者でも選舉權を有することが證明せられ得る限り被選人たり得るのである。

要するに、我が現行法に於ける被選舉權の一般的要件としては、地方議會の議員の被選舉權が選舉權を要件とすることを除くの外、日本國民にして年齢二十五年以上(參議院議員及び都道府縣知事は三十年以上)であることを要するに止まり、其の他には何等の積極的の要件は無い。

(三) 被選舉權の缺格原因 日本國民にして年齢二十五年以上の者は男女を問はず原則として何人でも被選舉權を有するのであるが、此の原則に對しては種々の例外が有る。

(イ)選舉權と共通の缺格原因 選舉權に付いての缺格原因は被選舉權に付いても等しく缺格原因とせられて居る。即ち禁治産者及び準禁治産者竝に懲役又は禁錮の刑に處せられ、其の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者は選舉權と共に一切の公職に付き被選舉權を有しない者であり(選舉法六條地方自治法二〇條)、選舉犯罪に因り罰金又は禁錮以上の刑に處せられた者も、選舉權を停止せらるる同じ期間被選舉權をも停止せらるることは選舉權の章に於いて述べた通りである。

(ロ)官公吏 被選舉權に特別なる缺格原因は専ら官吏其他に付いてのみ存する。官公吏と議員との關係に付いては法律は(1)全然被選舉權なき者、(2)職務上の關係區域に於いてのみ被選舉權なき者、(3)議員との兼職を許されない者、(4)議員と兼ねることを得る者の四種を區別して居る。



全然被選舉權なき官吏は、衆議院及び參議院議員に付いては、在職の裁判官・檢察官・會計検査官・收税官吏及び警察官吏である(選舉法九條參照七條)。地方公共團體の議會の議員及び長に付いては、在職の檢察官・警察官吏及び收税官吏に付いてのみ被選舉權を有しないものとして居る(地方自治法二一條二項)。此等の官吏は何れも其の職務の性質上公平獨立を要し全然政治から離れて居るべきものとせられて居るのであるが、唯裁判官及び會計検査官は地方の選舉に關與しても、職務上別段の支障なしとせられて居るのである。

(ハ)職務に關係ある区域内に於いてのみ被選舉權なき者は衆議院議員に付いては、都道府縣及び市町村の選舉管理委員・同委員會の書記・投票管理者・開票管理者・選舉長・並に選舉事務に關係ある官吏及び吏員である(選舉法八條)。參議院議員に付いては此の外に全國選出議員選舉管理委員及び同委員會書記が加はる(參照六條)。地方公共團體の議會の議員及び長に付いては、選舉管理委員及び同委員會書記は關係地方公共團體の委員及び委員會の書記のみが其の適用を受ける(地方自治法二一條一項)。

新法に於いては選舉事務は専ら選舉管理委員會に於いて之を管理することとなつたのであるから、「選舉事務ニ關係アル官吏及吏員」は新法に於いては殆ど其の適用を見ないものとなつたのであるが尙選舉管理委員會の委任又は囑託に依り官吏又は吏員が選舉事務を行ふことも有り得るから、此の場合に於いては等しく職務上の關係區域に於いては被選舉權を有しないものとして居るのである。

(ニ)以上の外、舊制に於いては華族及び現役軍人が被選舉權を有しないものとせられて居たが、華族制度の廢止と軍隊の解消とに伴ひ、それ等の規定が削除せられたことは勿論である。普通選舉の實施に至る迄は、尙神官神職僧侶其の他諸宗教師、政府の爲に請負を爲す者又は主として政府の爲請負を爲す法人の役員、小學校教師等は何れも被選舉權を有しないものとせられて居たが、大正十四年の普選法の制定に依りそれ等の缺格原因は總て除かれた。

(ホ)被選舉權の缺格原因に準ずべきものには尙公職追放令の該當者が有る。ポツダム宣言受諾の結果として昭和二十一年一月四日附の聯合軍司令部の指令に基き、政府は緊急勅令を以て公職追放令を發布し、一定の條件に該當する者は總ての公職より排除せらるべきことを定めた。其の該當者は勿論議員となることを得ないもので、それは全然被選舉權が無いものとせられて居るのではないが、議員候補者となることを得ないのであるから、議員に當選することも不可能であり、若し議員に當選した者の中に該當する者と認定せらるれば、辭職を命ぜられ辭職を爲さない者は除名せられる。

(四)議員との兼職不能 被選舉權の絶對的の要件の外に、法律は其の相對的の要件として、衆議院議員及び參議院議員に付いては、當選の場合に其の當選を承諾する爲の要件として定めて居るものが有る。それは議員と相兼ねることを得ない地位に在る者が議員に當選し其の當選を承諾する爲には其の地位を去らねばならぬことで、之を「議員との兼職不能」と稱することが出来る。それは絶對に



被選舉權が無いのではなく、有効に當選者となり得るのであるが、積極的に其の被選舉權を發動して其の當選を承諾する爲には其の從來の地位を去ることが必要であり、若し從來の地位を保有した儘其の當選を承諾すれば、其の當選が無効となるのである。

衆議院又は參議院議員との兼職不能の現行法に於いて認められて居るのは(イ)所謂政務官を除くの外一般の官吏及び待遇官吏、(ロ)地方議會の議員、(ハ)地方公共團體の長の三で、其の外(ニ)同一人が兩議院の議員たることを得ない定も之に準ずべきものである。

(イ)一般官吏が衆議院議員を兼任し得るや否やに付いては、大正十四年の選舉法改正までは原則として官吏の職務に妨なき限り其の兼任を許容して居たが、同年の普選法に依り官吏に政務官と事務官とを區別し、政務官は議員を兼ねることが出来るが、其の他の一般の官吏及び待遇官吏は衆議院議員と相兼ねることを得ないものと定めた。

所謂政務官として議員との兼任を許されて居るものは、國務大臣・内閣官房長官・法制局長官・各省政務次官・各省參與官・内閣總理大臣秘書官・各省秘書官・國務大臣秘書官である(一〇)。是れは議院内閣制を前提とするもので、内閣は議院の信任に基づいて組織せらるるのであるから、内閣の各大臣が議員の中から任命せられ得るものと爲すことの必要あることは勿論、内閣の政策を輔佐し之と進退を共にする一定の種類(九)の官吏も等しく議員の中から兼任せしむるを便宜とするからである。

其の他の一般の官吏及び待遇官吏は、衆議院又は參議院議員と相兼ねることを得ない。それは官吏は全力を擧げて職務に盡さねばならぬ義務が有るから、衆議院又は參議院議員として政黨政治に参加することは其の職務上の義務と兩立し難いといふことに主たる理由を有するものである。

(九)所謂待遇官吏とは何を謂ふかは、法文上明白でなく多少の疑が有る。昭和二年に制定せられた行政制度審議會官制に依り其の委員を命ぜられ親任官待遇を受けて居た何某が衆議院議員となつたのに對し、之を違法とする訴に對し、昭和三年六月二十七日大審院判決は「衆議院議員選舉法第十條ニ所謂待遇官吏トハ俸給ヲ得テ公務ヲ奉ズル判任官以上ノ待遇者ヲ謂フ」と曰ひ、右委員は官制上親任官の待遇を受くる者であるが待遇官吏に該當するものではないと判定した。此の判決の趣旨は結果に於いては正當で、所謂待遇官吏は實質上は官吏と等しく、一身を奉じて無定量の勤務に服する義務を負ふ者たることを要するものと解すべきである。但し國庫より俸給を受けて居る者に限るとして居ることは首肯し難い。執行吏の如き俸給を受けない者でも實質上に官吏として専心勤務の義務を負ふ者は之に該當するものと解すべきであらう。

(ロ)都道府縣及び市町村の議會の議員は衆議院又は參議院議員と兼ねることを得ない。區會議員も之に準ずる。從來は市町村會議員は衆議院議員と兼ねることを許されて居たが、新法に依り是も兼職不能とせらるることとなつた(選舉法一一條參選八條)。

(ハ)地方公共團體の長(都道府縣知事、市區町村長)は衆議院又は參議院議員と兼ねることを得ない(地方自治法一四一條)。(地方自治法一四一條)從來は市町村長は兼職を許されて居たが、是も新法に依り相兼ねるを得ないものとせられた。



地方公共團體の議會の議員及び長に付いては、以上の外には別に兼職不能の定は無い。

(二)憲法には「何人も、同時に兩議院の議員たることはできない」(四八)條とあり、現に參議院議員たる者が衆議院議員に當選した場合には、先づ參議院議員を辭任した後でなければ、其の當選を承諾することを得ないのは當然である。

(ホ)右の外従來の選舉法には「一人ニシテ數選舉區ノ當選ヲ承諾スルコトヲ得ス」(七三)條とあり、若し二以上の選舉區に於いて當選すれば、其の何れか一を選択して當選を承諾すべく、二以上の選舉區の當選を共に承諾するを得ないものとせられて居たが、新法は立候補を一箇所に限り二重の立候補を不能ならしめた爲に、二以上の選舉區に於いて當選することは全然起り得ない所で、随つて其の規定は削除せられた。

(五) 被選舉權發動の要件としての立候補届出 投票が有效である爲には其の投票に記載せられた被選人が議員候補者であることを要し、議員候補者に非ざる者の氏名を記載した投票は無効である(五二)條一項七號、五、(二)條ノ二・一項二號。即ち有効の得票者たり得る爲には現に被選舉權を有するを以ては足れりとせず、議員候補者として公認せられた者であることを要するのである。それは恰も選舉權に於ける選舉人名簿の登録と性質を等しくするもので、議員候補者たることに依つて被選舉權は始めて其の實效を見し得るのである。

議員候補者たる資格は立候補届出及び之に伴ふ保證金の供託に依つて生ずる。それは大正十四年の普選法に依り始めて認められたもので、供託の義務を負はしむることに依り候補者濫出の弊を防ぐと共に、之に伴ひ候補者として公に届出でしむるの制を取ることとなつたのである。初は専ら衆議院議員の選舉に付いてのみ認められて居たのであるが、地方自治法に依り地方議會の議員及び地方團體の長の選舉にも適用せらるるに至り、更に新憲法の施行に依り參議院が設けらるるに至つて、參議院議員の選舉にも同じ原則が適用せらるるものとなつた。即ち現在に於いては總ての民衆的選舉に通じて立候補届出の制が行はれて居るものと謂ふことが出来る。

(イ)立候補届出の要件 立候補の届出には候補者たんとする者が自ら其の届出を爲す場合と他人が或る者を候補者として推薦し其の届出を爲す場合とが有る。何れも原則として單獨に爲し得るのであるが、唯町村長の候補者の届出のみは選舉人三十人以上の連署を要する(地自五四)條四項。推薦届出には從來は本人の承諾を要せず本人の知らない間に他人から其の届出を爲すことも出来たのであつたが、昭和二十二年の改正法に依り本人の承諾を要するものと改められた。參議院議員・地方議會の議員・地方團體の長の選舉に付いても同様である。推薦届出を爲す者は選舉人名簿に登録せられて居る者でなければならぬ。但し必ずしも眞に有權者であることを要しない。<sup>(10)</sup>

(10)昭和七年五月七日行政裁判所判決、曰く「府縣會議員ノ選舉ニ於テ選舉人名簿ニ登録セラレタル者ハ選舉權ヲ有スルト否トニ拘ラ



ズ議員候補者ノ推薦届出ヲ爲スコトヲ得ルモノトス。」

從來は又二以上の選舉區に於いて重ねて候補者となることが許されて居たが、改正法に於いては

一ノ選舉區ニ於テ議員候補者ト爲リタル者ハ他ノ選舉區ニ於テ議員候補者ノ届出ヲ爲シ又ハ其ノ推薦届出ヲ承諾スルコトヲ得ズ(選舉法六七條四項)

の規定が加へられ、二重立候補は全く認められないものとなつた。參議院議員の選舉に付いても同様に、同一人が全國選出議員候補者と地方選舉議員候補者とを兼ね又は二以上の選舉區に於いて候補者となることは出来ないものとせられて居り(參選五四條四項、五項、六五條)、地方議會の議員の選舉に付いても同様の定有る(地方自治法五三條四項)。

立候補の届出は法定の期間内に選舉長に對し之を爲すことを要するもので、其の期間は衆議院議員地方議會の議員及び地方團體の長に付いては、選舉の期日の公示又は告示のあつた日から選舉の期日前七日迄とせられて居り(選六七條一項二項、地五三條一項二項)、參議院議員に付いては選舉の期日前二十日迄とせられて居る(參選五四條一、二項、項二項六九條)。此の期間を過ぎた後は最早其の届出を爲し得ないのを原則とするのであるが、特例として右期間内に届出を爲した議員候補者が其の選舉に於ける議員定數を超ゆる場合(地方團體の長の選舉に在つては二人以上ある場合)に於いて其の期間を経過した後候補者が死亡し又は候補者たることを辭したときは、衆議院議員に付いては選舉の期日前二日迄、參議院議員に付いては、選舉の期日前十日迄、地方議會の議員又は地方團體の長に付いては選舉の期日前三日迄に候補者の届出又は推薦届出を爲し得べきものとせられて居る(衆選六七條三項參選五四條三項、地自五三條三項)。

法定期間經過後に爲された候補者の届出又は推薦届出、選舉人名簿に登載せられて居らぬ者の推薦届出及び他の選舉區に於いて既に候補者となつて居る者の重複した届出が全然無効であつて、選舉長は之を受理するを得ないことは勿論である。候補者となり得る資格の無い者殊に被選舉權なき者を候補者として届出た場合に、選舉長は其の届出を受理すべきや否やに付いては、其の被選舉權なきことが認定を待たず客觀的に明白である場合と權限ある機關の認定を要する場合とを區別することを要し、前の場合には當然受理すべからざるもので選舉長は其の受理を拒否せねばならぬが、後の場合には選舉長には之を認定する權限なく之を受理するを要するものと解すべきである。<sup>(1)</sup>

(1) 候補者として届出た者が被選舉權を有しない者である場合に、選舉長は其の届出を違法として却下すべきや否やに付いては、行政裁判所の多年の判例は、府縣會又は市町村會の議員候補者に付き、候補者が被選舉權を有する者であるや否やは選舉會に於いて之を審理決定すべきもので、選舉長單獨には其の審査權を有しないものであるから、假令候補者が被選舉權を有しないことが明白であつても、尙之を却下することを得ず、當然之を受理すべきものとして居る。一例を挙げると、昭和十一年十月十六日の判決は『市會議員候補者ノ被選舉權ノ有無ハ選舉會ニ於テ決定スベキモノナルヲ以テ市長ガ候補者ノ被選舉權ノ有無ヲ調査セズ其ノ届出ヲ受理シ執行シタル市會議員ノ選舉ハ選舉ノ規定ニ違反スルモノニ非ズ』と曰ひ、昭和十六年九月十九日の判決にも『市會議員候補者ノ被選舉權ノ有無ハ選舉會ニ於テ之ヲ決定スベキ市長ニ於テ之ヲ決定シ其ノ立候補届出ヲ受否スベキモノニ非ズ』と曰つて居る。同趣旨の



判例は尙甚だ多い。

之に反して推薦届出の場合に其の届出人が選舉人名簿に記載せられない者であれば、其の届出は當然受理すべからざるもので、昭和五年六月二十日の行政裁判所判決は「選舉長ガ選舉人名簿ニ登録セラレザル者ノ爲シタル縣會議員候補者推薦届出ヲ受理シテ告示シ後日之ガ取消ノ告示ヲ爲スハ違法ニ非ズ」と曰つて居る。

候補者となり得る爲には現在の制に於いては尙公職追放令に該當しない者であることを要し、候補者としての届出を爲すには該當者に非ざることを確認を得るを要するものとせられて居る。

(ロ)立候補届出の取消 一たび候補者として届出を爲した後に於いても、選舉期日に至る迄は何時でも、候補者が自ら届出を爲した場合其の取消に因り、推薦届出の場合には承諾の取消に因り、候補者たることを辭することが出来る。候補辭退は選舉長に届出づることに依り其の效力を生ずる。但し推薦届出を爲した者が候補者の承諾を得ず單獨に其の推薦を取消することは爲し得ないことは勿論である。

(ハ)候補者の告示 候補者の届出又は其の辭退の届出が有つたときは、選舉長は直に其の旨を告示せねばならぬ。候補者の死亡したことを知つたときも同様である。

(ニ)供託金 立候補届出又は推薦届出を爲さんとする場合には、届出人は候補者一人に付き法定の金額又は之に相當する額の國債證書を供託せねばならぬ。それは勿論不眞面目な候補者の濫立を防ぐ目的に出づるもので、供託金は選舉が終れば當然之を還付するのであるが、唯(1)候補者の得票數が

其の選舉區内の議員の定數で各議員候補者の得票の總數を除して得た數の十分の一に達しないとき、

(2)候補者が被選舉權を失つた爲ではなくして選舉の期日前十日以内に候補者たることを辭したときの

二の場合には、右の供託物は政府に歸屬するものと定めて居る(衆選六八條參選五五)條六六條地自五四條。



## 第二章 選舉區制度及び選舉の方法

## 第一節 選舉區制度

選舉區とは議員を選出する單位たる地區を謂ふ。理論上より言へば選舉區を分つことは必ずしも絶對の必要ではなく、全國共通に選舉を行ふことも可能であり、實際にも我が現在の制度に於いては參議院議員には始めて全國選出議員を設けることとなつた。普通の衆議院議員に付いても若し後に述ぶる如き比例代表の方法を取れば、全國を一區として共通に選舉を行ふことが、或は却つて公正な結果を得る所以であるやも知れぬ。併し全國を一區として比例代表法を行ふことは、實際上に困難であり又必ずしも民情に適するものでもないので、各國とも概ね全國を數多の選舉區に區劃し、各區毎に別別に選舉を行ふものと爲して居らぬものは無い。

選舉區の分ち方には、一區から一人宛の議員を選出するものと爲すものと一區から數人の議員を選出するものと爲すものとが有る。前者を小選舉區制と謂ひ、後者は一般に大選舉區制と稱せられて居るけれども、我が國では一區から十數人の議員を出だす區に對し、一區から二人又は數人を出だすに

止まるものは通俗には特に中選舉區と呼び慣はして居る。

(一) 小選舉區制度 小選舉區制に於いては、一區から一人の當選者を出だすに止まるのであるから、選舉人は必然に候補者中の一人だけに投票する權利を有し、其の投票の多數を得た者を以つて其の區の當選者と決するの外は無いので、即ち單記投票法であり多數決主義であることは、小選舉區制に伴ふ必然の方法である。

多數決制度には絶對多數と比較多數との別が有る。絶對多數主義は有効投票の過半數を得た者でなければ當選者たるを得ないものと爲すものであり、比較多數主義は過半數に達せずとも比較的に多數の投票を得た者を當選者と爲す方法である。比較多數主義は比較的容易に當選者を得ることの便宜は有るが、一方には當選者が多數の意思に反する可能性が有るといふ弱點を免れない。絶對多數主義は理論的には正當であるが、候補者が三人以上ある場合には一回の選舉では當選者を得ず決選投票を爲さねばならぬ必要を生ずることが多い。決選投票には、或は最高點を得た二人の候補者に付いてのみ決選を行はしむる方法が有り、或は總ての候補者をして決選投票に與らしめる方法も有る。後の場合の中にも或は決選投票には比較多數に依り當選者を決する方法が有り、或は過半數の得票者が有るまでは何回でも投票を重ねるものとする方法も有る。

小選舉區制度は、英米を初め世界の諸國に最も廣く行はれて居る方法で、其の長所としては、一騎



打の勝負であるだけに勝敗の分るる所以が簡單明白であり、選舉人も狐疑する所なく誰れに投票すべきかを決することが出来るといふことが挙げられる外に、選舉競争を爲すべき地域が狭い爲に、選舉運動に要する費用も比較的少額を以つて足りりとする事の利益も有る。勿論小選舉區に於いては少數派は一人の代表者をも出だすを得ないのであるが、多數派と雖も一人の議員を出だし得るに止まるのであるから、大選舉區連記投票制に於けるが如き多數派に過大の勢力を與ふる虞は無く、又一の選舉區で少數派たる者も他の選舉區では多數派たり得るのであるから、小選舉區制を以つて必ずしも多數壓制主義と見るべきではない。

一方に於いて小選舉區制度に對する非難としては、議員と選舉區との關係が密接に過ぎ、候補者は平生から常に其の地方の選舉民に接觸して地方的勢力を培養する必要が有るのみならず、地方的の親分が選舉の上に過大の勢力を及ぼし、全國的には聲名高き有力な政治家でも地方的縁故なき者は當選を得難いといふやうなことが挙げられる。

小選舉區制の尙一つの弱點としては、選舉區の分ち方に付き立法者が故らに人爲的な細工を加へて多數黨に不當の利益を與ふる弊が有り得ることが挙げられる。選舉區の分ち方に付いては何れの國でも人口を標準とし、各區成るべく均一の人口を有せしむることを主義とするのが普通であるが、時としては故意に其の分ち方を不公平にし、或る黨派又は或る民族に不當の壓迫を加へ、他の黨派又は民

族からは過當の代表者を出ださしむるといふやうな可能性が有り得る。例へば十選舉區に十萬人の選舉人が有つて其の中六萬人は甲黨に四萬人は乙黨に屬すとすれば、甲黨から六人乙黨から四人の當選者を出だすのが公正であるべき筈であるが、選舉區の分ち方如何に依り、例へば十區何れも甲黨所屬の選舉人が六千人前後乙黨所屬の選舉人が四千人前後といふやうに、各區共に甲黨が多數を占め隨つて十區十人の當選者は全部甲黨より出だし乙黨からは一人も選出することの出来ないやうに選舉區を區劃することも可能であり、或は反對に、甲黨の選舉人六萬人の中三萬人は全部三區だけに集中し、殘餘の七區は乙黨所屬の選舉人四萬人を巧に分配することに依り、甲黨の殘餘三萬人に對し七區の何れに於いても乙黨が多數を占め、隨つて當選者十人の中甲黨からは三人を出だすに止まり、少數黨たる乙黨が却つて七人を出だすといふやうな結果を生ぜしむることも可能である。選舉區の分ち方に此の如き人爲的の細工を加ふることを米國では「ジェリマンダリング」<sup>(1)</sup>と稱し、獨逸では「ウァールクライスゲネ選區幾何術」<sup>ストリイ</sup>と稱して居る。斯かる弊害を除くには立法者の政治道德に待つの外は無いので、立案及び審査に従事する者が黨利黨略を度外視し専ら人口及び行政區畫又は自然の境界を標準として選舉區の分ち方を定めることが必要である。

(1)「ジェリマンダリング」(Gerrymandering)といふ名稱は、十九世紀の初期にマサチューセツ州知事ジェリイが、上院の選舉區を改正して極端な人爲的の細工を加へ、新選舉區の地圖を見ると、其の或る選舉區の如きは恰もサラマンダー(蜥蜴)の如き形を



爲して居た爲に、世人は之を嘲笑して、サラマンダーではなくジェリマンダーであると曰つたのに起因するものである。

(二) 大選舉區制度 大選舉區とは一區から二人以上の議員を選出するものを謂ふ。小は一區二人の區から大は一區から十數人を出だす區に至るまで總て大選舉區であり、最も極端なものは一區から三十數人の議員を選出するものとした例すらも有つた。

大選舉區制に於いて夙くから最も多く諸國に行はれて居たのは、連記投票法である。それは各選舉人をして其の區から選出する議員數に等しき數の候補者を連記して投票せしむる方法で、即ち一區三人の區であれば候補者三人、一區五人の區であれば候補者五人を連記して投票するのである。

連記投票制に在つては、各選舉人は其の連記すべき候補者數人を全部自分の所屬し又は信賴する黨派の候補者とすべきことは必然で、例へば一區三人を選出する區に於いて甲黨乙黨丙黨が各々候補者を出だして競争し而も甲黨の選舉人が其の區に於いて多數を占めて居ると假定すれば、甲黨に屬する選舉人は全部甲黨の候補者三人を連記して投票すべく、其の結果は甲黨の候補者三人が全部當選し、少數派たる乙黨及び丙黨は一人の議員をも出だすを得ないものと爲らねばならぬ。

小選舉區制度に於いて少數派が其の區から一人の代表者をも出だすことを得ないことすら、小選舉區制の弱點として擧げられるのであるが、一區から數人を選出する大選舉區に於いて、其の數人の議員が全部多數派の獨占到歸し、少數派からは一人の代表者をも出だすを得ないとすれば、それが公正

を失するものとして非難せらるるのは、固より當然と謂はねばならぬ。

此の缺點を除き大選舉區に於いて少數派にも相當の代表者を出ださしむるやうに案出せられたものが、少數代表法及び比例代表法であつて、それに付いては次節に於いて別に之を述べる。

## 第二節 少數代表法及び比例代表法

大選舉區に於ける連記投票法が其の選舉區の議員全部を多數派の獨占する所たらしめ、少數派からは一人の代表者をも出だすことを得ざらしむる結果となるのに對し、少數派からも相當の代表者を出ださしむる目的を以つて考案せられた選舉の方法には種々ある。

此等の方法には先づ二種類を區別する必要が有る。一は少數派にも多少の代表者を出だすことを得せしめんとするものであるが、各黨派の勢力と其の代表者の數との間に數學的比例を保たしめようとする用意なきもので、之を少數代表法と稱する。一は總ての黨派をして其の實際の勢力に比例するだけの代表者を出ださしめんとする方法で、之を比例代表法と稱する。

此等の方法に付き之を詳述することは、本書の目的とする所ではないが、成るべく簡單に左に其の概要を述べて置きたいと思ふ。

(一) 少數代表法 少數代表の目的を達すべき方法として從來主張せられ又は或る國に實施せら



れて居る方法には、重なるもの凡そ五種を挙げることが出来る。

(イ)制限連記法 は數人を選出すべき區に於いて、各選挙人をして其の選出議員定數よりも少い數の候補者にのみ投票することを得せしむる方法である。其の議員定數から何人を減じた數の候補者に投票せしむべきかは、必ずしも一定しないが、通常は一人を減じた數即ち五人を選出する區ならば四人、四人を選出する區ならば三人の候補者を連記せしむるのである。五人以上を選出する區に於いては或は二人を減じた數の候補者を連記せしむるものも有る。

制限連記法は、單純な連記投票法が選出すべき議員定數の全部を多數派の獨占到歸せしむるのに對し、各選挙區から少くとも一人は少數派よりも選出し得る機會を與へようとするものであるが、其の制限數を定むべき合理的の標準なく、必ずしも公正の結果を得ることを期待し得ない。

(ロ)累積投票法 は普通の連記投票法に於けると同じく各選挙人をして其の區より選出すべき議員定數に等しき數の候補者を連記せしむるものであるが、唯其の被選人は必ずしも各別人たることを要せず、選挙人の任意に同一人に數票を投ずることを得せしむる方法である。即ち少數派に屬する選挙人は其の投票を總て一人又は二人の候補者に集注することに依り之をして多數派の候補者よりも以上の得點に達せしめ、随つて少數派よりも一人又は二人を選出する機會を得せしめようとするのである。是も少數派から出だす代表者の數を偶然の事情に繫らしめ合理的の標準を缺いて居ることの缺點を免れない。

(ハ)遞級投票法 は各選挙人をして普通の連記投票法と同じく其の區の選出議員定數に等しき數の候補者を連記して投票せしむるものであるが、唯其の投票の價値は各候補者毎に異なり、第一位に書かれた候補者は一票、第二位のは二分の一、第三位のは三分の一(以下之に準ず)として計算するのである。是れは制限連記と累積投票とを結合したやうな方法で、少數派は總て或る一人の候補者を第一位に書くことに依り累積投票と同様の效果を得、多數派は第二位以下の候補者の得票數を減ぜらるることに依り制限連記と同様の制限を受くるのである。

(ニ)單純單記投票法 は大選挙區に於いて小選挙區に於けると同じく各選挙人をして一人の候補者のみ投票することを得せしむる方法で、唯我が國に於いてのみ實施せられて居り、他國には全く其の例を見ない。随つて或は之を日本式少數代表法と謂ふことが出来る。それに付いては尙後に述べらる。

(ホ)得點公示單記投票法 は大選挙區に於いて單記投票法を取ることに於いては前者と同様であるが、それと異なる所は、各投票ある毎に一々候補者の得點を計算し、若し候補者が既に當選點に達したならば直に之を當選者として投票所に公示し、其の以後に投票する選挙人は他の候補者に投票せしむる方法を取ることに在る。此の方法は全選挙區を通じて投票所が一箇所でなければならぬのみなら



ず、投票ある毎に各候補者の得點數を自動的に表示する正確な機械が必要であるといふ實行上の困難が有り、理論上からも棄權者を度外視し選舉人總數を標準として當選點を定むる結果は、當選點に達する得票者が議員定數に満たない結果となることを免れない。

(二) 比例代表法 總て少數代表の方法が少數派にも若干の代表者を出だす機會を得せしむるものではあるが、其の如何程の代表者を出だし得るかは殆ど偶然の事情に依つて定まり、合理的の標準を缺いて居るのに對し、比例代表法は、合理的の標準を以て各黨派の勢力と其の選出する代表者の數との間に正確な比例を保たしめんとするもので、少數代表法に比し確に一步を進めた方法であると謂ふことが出来る。

それにも種々の方法が有るが、それを述べるに先ち總ての比例代表法に共通な觀念として先づ明らかにして置くべきものが二つある。一は當選點の觀念で、一は得票轉歸の觀念である。

「當選點」とは、絶對多數主義の投票法に於いて候補者が當選者となる爲に必要な最少限度の得票數を謂ふもので、總ての比例代表法は、當選點に達するだけの選舉人が集まれば常に一人の代表者を出だし得るものと爲すことを、其の基本思想と爲すものである。當選點の計算に付いては白耳義人ドントの考案に係る方法が一般に用ゐられて居り、隨つて普通にドント式當選點と稱せられて居る。それに依れば、選出すべき議員定數に一を加へた數を以つて有効投票の總數を除し、其の商數に生じた

小數を除いた上、之に一を加へた數が當選點であるとするのである。例へば一區五人を選出する區で有効投票の總數が一萬票であるとすれば、六を以つて一萬を除し其の商數一六六六・六となるから、六を去つて一を加へた數即ち一六六七票が該選舉區に於ける當選點である。

得票轉歸とは、候補者が當選點よりも多數の投票を得た場合又は其の得票が當選點に達しない場合に、選舉官廳に於いて選舉人の意思に従ひ或る條件の下にそれ等の死票となるべき得票を或る他の候補者に轉歸せしめ、其の者の得票として計算することを謂ふ。得票轉歸が無ければ當選點を越ゆる餘剩得票又は當選點に達しない不足得票は全く效果の無い死票となることを免れないので、之を效果あらしむる爲に得票轉歸が行はれるので、多くの比例代表法に於いては之に依り始めて定數の當選者を出だすことが出来るのである。

比例代表法として考案又は實施せられて居る方法は種々あるが、大體に於いて之を二種類に大別することが出来る。一は普通に「單記移讓式」と稱せられ、一は普通に「名簿式」と稱せられて居る。名簿式の比例代表法は各黨派又は若干數以上の選舉人の集團から豫め自黨の候補者名簿を届出でしめて之を公表し、選舉人は各黨派の名簿を基準として其の何れかに投票するものであることに於いて共通であるが、それにも更に拘束式名簿投票法・名簿式單記投票法・名簿式自由連記投票法・自動式又はバーデン式名簿投票法等種々の方法が有る。



(イ)單記移讓式比例代表法 は英國人トマス、ヘーアの主張に係るもので、或はヘーア式の比例代表法とも稱せられて居る。それは各選舉人をして一人の候補者にのみ投票せしむることを主義とするもので、其の點に於いて單記投票と稱せられて居るのであるが、單純の單記投票法とは異なり、候補者が當選點を超ゆる得票の有つた場合に其の餘剩得票を無效果ならざらしむる爲に、選舉人をして主たる候補者の外に第二位・第三位以下數名の副候補者を副記することを得せしめ、主たる候補者が既に當選點に達するだけの得票が有れば、其の他の得票は第二位の候補者の得票と爲し、第二位の候補者も既に當選點に達して居れば第三位の候補者の得票と爲し、以下之に準ずる。若し此の如き餘剩投票の移讓のみに依つて未だ議員定數に達するだけの當選者を得ない場合には、更に第一順位に於ける最少の得票者を落選者と定めて、其の得票を第二位の候補者に移讓し、以下之に準ずる。斯くして定數の當選者を得るまで其の計算を繰返すのである。

此の方法は、理論上から見ても、第二位以下の副候補者が得票の移讓を受くるや否やを、掛吏員が投票を點檢する偶然の順序に繫らしむることの缺點が有るのみならず、實行上にも、各選舉人をして第二位第三位等候補者の順位を定めしむることの困難が有り、投票の計算に付いても其の手續が非常に複雑で、當選者の決定までに多くの時日を要することの不便を免れない。

(ロ)拘束式名簿投票法 は選舉期日前に各黨派から豫め候補者名簿を届出でしめて之を公示し、選舉人をして、それ等の候補者名簿の何れか一に投票せしむる方法である。選舉人は全く被選人を選擇する自由なく、専ら名簿に投票するのであつて、即ち何れの黨派に投票するかを選擇決定する權利が有るに止まり、被選人に付いては名簿に記載せられた儘之に拘束せられて少しの變更をも加ふる權利なく之に投票せねばならぬのである。投票が終れば各名簿の得た投票數を計算して、其の得票數に比例して各名簿から何人宛の議員を出だすかを定め、而して各名簿に記載せられた候補者の中誰れを當選者とするかに付いては、名簿届出の際各黨派をして豫め候補者に順位を附せしめ、其の順位に従つて第一順位の者から順次當選者を定めるのである。

此の方法は簡單明瞭なることの著しい長所が有り、又選舉をして明白に黨派本位ならしむることの特色が有るけれども、一方には餘りに選舉人の意思の自由を拘束し、又各候補者の個人的聲望を輕視することの非難が有る。

(ハ)名簿式單記投票法 は、拘束式名簿投票法が餘りに選舉人の意思の自由を拘束するのに對し、選舉人をして或る程度に迄被選人を選擇する自由を得せしめんとするものである。即ち選舉人は或は名簿の全體に投票することも出来るし、或は名簿に記載せられた者の中一人を選擇して之に投票することも出来る。何れの場合にも其の投票は該名簿の得票として計算せられ、其の得票數に比例して各名簿から出だすべき當選者の數を定めることは、拘束式に於けると同様であるが、唯當選者たるべき



人の決定に關して、名簿の全體に投票した者は名簿記載の順位に従つて投票した者と看做し、名簿中の何れか一人に投票した者は第一順位の候補者として其の人に投ぜられ、第二位以下は名簿記載の順位に従つて投ぜられたものと看做される。投票数の計算に於いては、先づ第一順位としての指定投票数を計算し、そのみで既に當選點に達した者は當然當選人と定め、其の當選點を超ゆる餘剩得票は名簿記載の順位に従つて第一順位の者に轉歸せしめ、それでも未だ當選點に達せねば名簿投票の中から當選點に達するに必要なだけの投票数を其の者の得票として計算し、之を當選者と定める。第二位以下に記載せられた候補者も之に準ずる。斯くして當選點に達した得票者が尙所定の當選者の數に満たない場合には、比較多數に依り最多數の得票者を以つて當選者と定めるのである。

(ニ)名簿式自由連記投票法 は前の方法よりも一層選舉人の候補者選擇の自由を擴大せんとするもので、選舉人は(1)届出名簿の何れか一に其の儘投票するか、(2)届出名簿の記載の順序を任意に變更し新なる順位を定めて投票するか、(3)種々の名簿から候補者を組合せて新なる連名を作成するか、(4)何れの届出名簿にも記載せられない新規の候補者に投票するか、其の何れでも選擇する自由を有せしむる方法である。前の二種の投票は同時に名簿得票として計算せられるが、後の二種は個人得票たるに止まり名簿得票としては計算せられない。名簿得票數に比例して各名簿から出だすべき議員數を定むること及び各候補者の中何れを當選者とするかの定め方に付いては、略前の方法と同様である。

(ホ)自動式名簿投票法 は初めバーデンに採用せられ、次いで一九二〇年の獨逸選舉法の取る所となつたもので、或はバーデン式名簿投票法と稱せられて居る。それは拘束式名簿投票法を根柢と爲すものであるが、其の主たる特色としては、第一には豫め議員定數を一定せず、法律を以て當選點を一定し、當選點に達する得票ある毎に一人の議員を出ださしむることに在る。獨逸では六萬票を以て當選點とし、各黨派の届出名簿の得票數六萬票毎に其の名簿記載の順位に従つて一人の議員を出ださしむるのであつて、棄權者が多ければ多い程議員數が減じ、投票の數に應じて議員の數が自ら増減するのであるから、之を自動式と謂ふのである。第二には、各選舉區に於ける候補者名簿の外に、各黨派をして聯合選舉區名簿及び全國的名簿を提出せしめ、各選舉區に於ける當選者の外に其の補充として、第二次に聯合選舉區の當選者、第三次に全國的當選者を出ださしむることに在る。聯合選舉區は相隣接する數個の選舉區を結合したもので、各選舉區に於いて名簿の得票に六萬未滿三萬以上の端數を生じた場合に、其の端數を聯合選舉區に移し、端數の合計が六萬票に達する毎に聯合選舉區名簿の中から各一人の當選者を出だし、更に聯合選舉區に於ける各名簿の得票で六萬未滿の端數及び各選舉區に於ける三萬未滿の端數は總て之を全國的の中央に移し、端數の合計六萬票毎に全國的名簿から各一人の當選者を出だすのである。即ち選舉區は設けられて居ても各選舉區だけで選舉の結果が最終の決定を見るのではなく、更に全國的に投票を通算するのであつて、恰も全國を一選舉區とするのと同



様の効果を有せしめて居るのである。

(三) 比例代表法是非 比例代表法は一方には公平に總ての少數派にも代表者を出だすことを得せしめ、國會をして眞に社會の縮圖たらしむることが出来るといふ長所が有ると共に、一方には有力なる學者政治家の之に反對して居る者も頗る多い。

之に對する非難の在る所は、第一には、比例代表は小黨分立の機運を促し鞏固なる政黨内閣の樹立を困難ならしむといふに在る。若し比例代表法が完全に實行せられて國會が多數の小黨派に分裂せらるることとならば、二大政黨の對立といふが如き事態は全く不可能となることは勿論、内閣を組織するだけの勢力ある多數黨を得ることも困難となり、議院政治を不可能ならしむる虞が有るといふのである。

殊に名簿式比例代表法に對しては、専ら黨派に重きを置き人の選擇を輕視することの結果は、議員の人物を劣等化し、殊に少壯新進の政治家の進出を困難ならしむるといふ非難が強い。

更に比例代表法の手續が甚だ複雑であつて、黨派的の策略を用ゐる餘地が多く、其の方法に熟しない選舉人は其の方法の豫期する如き投票を爲し得ないといふことも、其の著しい缺點の一として擧げられて居る。

### 第三節 我が國法に於ける選舉區制度の沿革

我が國選舉法の變遷に於いて、選舉權及び被選舉權と共に選舉法上の最も重大な問題とせられたのは、選舉區制度に付いてであつて、最初の選舉法以來今日までに數回の改革が行はれた。(1)明治二十二年法、(2)明治三十三年法、(3)大正八年法、(4)大正十四年法、(5)昭和二十年法は是れである。

(一) 明治二十二年法の小選舉區制度 明治二十二年の最初の選舉法は、西洋の多數の諸國の例に倣ひ、小選舉區制度を取つた。即ち一人一區主義で、人口と行政區畫とを標準とし、人口約十三萬人に付き議員一人を選出せしむることを大體の主義とし、一郡又は二郡三郡を併せて人口十三萬人前後に近いものが出來れば、それを一區として議員一人を選出せしめ、若し人口の關係上郡の區畫に依つては十三萬人前後を作ることの不可能な場合には、例外として數郡を併せて略其の二倍に該當する人口の區を作り、其の區からは二人の議員を選出せしむることとした。即ち一區一人を原則とし、例外として一區二人の區も有つたのである。

一區一人であれば勿論單記投票法で、比較多數主義に依り最多數の投票を得た者を以つて其の區の當選者とした。一區から二人を選出する區では連記投票法を取り、各選舉人は候補者二人を連記して投票するものと爲し、同じく比較多數主義に依り、投票の多數を得た二人を當選者とした。我が國に



於いて純粹の連記投票法が採用せられたのは、此の最初の選舉法に於いてのみである。

(二) 明治三十三年法の大選舉區單記投票法 明治二十二年の最初の選舉法は明治三十三年法律第七三號に依り改正せられた。それは從來の選舉法が多數黨に過大の利益を與へ、一區一人の區に於いては勿論一區二人の區でも連記投票法の結果は少數派をして一人の代表者をも出だすことを得ざらしむる不公平あるものと爲し、此の不公平を除く爲に新に日本に獨特な少數代表法を採用したものであつた。

それは先づ市部と郡部とを分ち、一般には人口十三萬人に付き一人の議員を出だすことを標準とするに拘らず、市部は人口三萬人以上の市は總て之を獨立の選舉區と爲し、郡部は特定の島嶼地の外總て全府縣を通じて一區と爲し、郡部及び人口の多い市は何れも一區から數人又は十數人の議員を選出するのであるが、それにも拘らず投票は總て一人一票に限るものとし、即ち單純な單記投票法を採用したのである。

其の主たる特色とする所は殊に二點に在つた。一は市部と郡部とを獨立せしめたことであり、一は大選舉區に於いて而も單記投票法を取つたことである。

市部と郡部とを獨立せしめたことは、郡部選出の議員は地主の利益の代表に傾き易く、之に對し商工業者の利益を適當に代表せしむる爲には市部選出の議員を多くする必要があるといふことが、其の

理由となつたものである。併し郡部及び大都市に於いては人口十三萬人に付き議員一人を出だすことを主義として居るに拘らず、小市に於いては人口三萬人で既に一選舉區を爲し一人の議員を選出するものと爲すことは、甚しく不權衡なることを免れない結果となつた。

大選舉區單記投票法は、他の國には全く類を見ない日本にのみ特有な方法で、郡部は總て一府縣を一區とした爲に、鳥取縣のやうな小縣でも一區から四人を出だし、新潟縣兵庫縣のやうな大縣では一區から十數人を選出するものが有り、市部でも東京市の如きは同じく一區から十一人を出だすのであつたが、一區から如何に多くの議員を出だす所でも、總て小選舉區に於けると同じく單記投票即ち選舉人をして一人にのみ投票せしむることとしたのである。

それは勿論少數代表の目的の爲にするものであるが、全然合理的の根據を缺いたもので、他の諸國に全く其の例を見ないのも當然と謂ふべく、それは選舉の結果をして全く偶然の事情に繋らしむるものであるが、投票の方法が簡單であるだけに選舉人の心理に親しみ易く、此の時を初として爾來我が選舉界に深い根を据ゑ、日本式少數代表法とも稱すべきものとなつた。

(三) 大正八年法の小選舉區制度 大選舉區單記投票法は少數黨に有利である爲に、多數黨たる政友會は常に之に反對して小選舉區制に恢復せんことを企圖し、明治四十五年の第二十八議會に政府は其の趣旨の改正法案を提出し衆議院は之を可決したけれども、貴族院の反對に依り不成立に終つ



た。原内閣の政友會全盛時代に至り遂に政友會の年來の主張を貫徹し得て、大正八年法律第六〇號に依り選舉法を改正して再び小選舉區制度を恢復した。

それは大體に於いて最初の選舉法と主義を同じうし、原則として一區から一人を選出することを主義とするものであるが、唯左の三の點に於いてそれとは異つて居る。

(イ)最初の選舉法では市部と郡部とを區別しなかつたのに反して、新法に於いては其の區別が從來通り維持せられ、人口三萬以上の市は獨立の選舉區たらしめたこと。それは一たび小都市に斯かる權利を與へた以上、之を剝奪することは人心の離反を招く虞が有つたからである。

(ロ)最初の選舉法では、小選舉區の例外としては唯一區から二人を選出する區を設けたに止まつて居たが、新法に於いては稀には一區から三人を選出する區をも設けたこと。

(ハ)最初の選舉法では、一區から二人を選出する區に於いては連記投票法を取つたが、新法に於いては一區から二人又は三人を選出する區でも、從來の大選舉區單記投票法を踏襲して、總て單記投票法に依らしめたこと。我が國に於いて連記投票主義を取つたのは唯最初の選舉法のみで、爾來連記投票法は我が選舉法からは全く姿を消したのである。

(四) 大正十四年法の大選舉區單記投票法 大正八年の選舉法は主として政友會の勢力に依つて作られたもので、それに依つて行はれた總選舉は果して政友會に有利で、政友會が一時は衆議院の絶

對多數を占むることを得たが、始めて普通選舉を實施した大正十四年法律第四七號に依る選舉法改正は、憲政會を首腦とする護憲三派の内閣(加藤高明内閣)に依つて作られたのであるから、政友會の主張であつた小選舉區制度は棄てられて、再び大選舉區單記投票法を取ることとなつた。唯明治三十三年の法律では、郡部は一府縣を一區と爲し隨つて時としては一區から十數人を選出するものも有つたが、新法に於いては一區から三人乃至五人を選出するものと爲し、一府縣を通じて五人以内を選出するものであれば全府縣を一區とするが、六人以上を選出する府縣は總て二區以上に分つこととした。即ち舊法に於ける如き強度の大選舉區は之を否定し、一區から選出すべき議員の最大限度を五人に限定したのであるから、普通に之を「中選舉區制」と言ひ慣はして居る。

市部と郡部とを獨立せしむることも、新法に依り撤廢せられた。新法に依れば、市部でも人口十三萬を超ゆる大都市を除くの外は獨立の一區と爲さず、郡部と併せて一區とするの主義を取つた。市部を獨立の選舉區たらしめたのは、東京市の四區、大阪市の三區の外は京都市名古屋市神戸市横濱市の各一區のみであつた。其の理由とする所は既に普通選舉を採用した以上は特に商工業者の代表者を出ださしむることは、無意味であるといふに在つた。

大正十四年の改正に依り始めて設けられたものには、尙候補者届出及び之に伴ふ無投票當選の制が有る。是れまでは立候補は唯私の行爲たるに止まり公認せられたものではなかつたが、是に至り候補



者は届出に依り公認せられた者でなければ有効の得票者たるを得ざるものとせられ、之と關聯して又各選舉區に於ける届出候補者が其の區の議員定數を超えない場合には、投票を行はずして該候補者を當選者たらしむべきものとせられた。

大選舉區單記投票法は、斯くして再び我が國に實施せらるるに至つたが、其の結果は必ずしも満足すべきものではなかつた。就中、投票の買収が盛に行はること、選舉運動の費用が甚しく多額に上ること、官憲の選舉干渉の著しきことは、其の弊害の殊に著しいものであつた。政府は屢々其の改革を企圖し、殊に五・一五事件の後昭和七年に齋藤内閣は比例代表法を實施せんとして其の成案を作成せんが爲に之を法制審議會に諮問し、法制審議會でも特に主査委員會を設けて熱心に之を討議したが、主義として比例代表に賛成であつても、實行に適するやうな成案を得難く、各委員からは八種に上る案が提議せられたけれども、一として委員會を通過したものなく、法制審議會でも遂に成案を得るに至らずして終つた。其の結果は、昭和九年法律第四九號に依り選舉法の重要な改正が行はれたけれども、選舉區制度及び選舉の方法は從來の儘之を維持し、唯選舉肅正の爲に選舉運動及び運動費に付き取締を一層嚴重にし、及び選舉公營を強化するに止まつた。

(五) 昭和二十年法の大選舉區單記投票及び制限連記投票法 太平洋戦争に基づくポツダム宣言受諾の結果昭和二十年法律第四二號に依り選舉法を改正して選舉權に大擴張を加へ、選舉年齢を低下

すると共に女子も男子と等しく選舉權被選舉權を有するものたらしめたが、それと同時に選舉區制度にも重要な改革を加へ又我が國に於いて始めて制限連記投票法を採用した。此の點に於ける改革の要點は主として左の三點に在つた。

(イ) 大正十四年法は所謂中選舉區制を取り、全國の總ての選舉區を通じ一區から三人乃至五人を選出するものとして居たが、昭和二十年法は一區から選出する議員定數を最高十四人とし、一府縣から十四人以内を選出するものは總て一府縣を通じて一選舉區とし、十五人以上を出だす都道府縣のみ之を二區に分つこととした。二區に分たれて居るのは、東京都・大阪府・北海道の外、兵庫・新潟・愛知・福岡の四縣のみで、其の他の三十九縣は何れも一縣一區であつた。一區から選出する議員定數の最も少いのは沖繩縣の二人を除いては鳥取縣の四人で、奈良縣・山梨縣・福井縣・徳島縣・高知縣・佐賀縣の各五人が之に次ぐ。之に對し選出議員定數の最も多いのは静岡縣・長野縣・及び北海道第一區の十四人である。全國の議員總數は沖繩縣の二人を除き定員四百六十六人である。

(ロ) 大正十四年法には、選舉區を定めた選舉法別表に「本表ハ十年間ハ之ヲ更正セス」と定めて居た。それは大正八年の法律に依り既に設けられて居た制限であつて、各選舉區から選出する議員定數は立法當時の人口を標準として定めたものであるから、人口の異動に伴ひ之を變更する必要を生ずるのであるが、之を表面の理由として其の實は動もすれば黨利黨略の爲に選舉區制度を變更せんとする



傾向が有るから、此の弊を少くする爲に此の制限が設けられて居たのである。

併し假令斯かる制限を設けたとしても、法律は法律を以つて變更し得ることは勿論であるから、斯かる制限あるに拘らず、十年以内に之を更正することが有つたとしても、之を違法と爲すべき理由なく、それは完全に有効であり、随つて其の制限は必ずしも其の實效を期し難い。現に大正八年に定められた小選舉區制度は、此の制限あるに拘らず、大正十四年には既に全面的に改正せられたのであつて、要するにそれは法律上有效な制限とは認め難い。因つて昭和二十年の改正法に於いては全く此の制限を撤廢した。

(一) 從來の所謂中選舉區制の下に於いては、總て單記投票主義を取り、選舉人は候補者一人にのみ投票するものとせられて居たが、新法は一區から選出すべき議員定數を最高十四人にまで擴張した結果、其の總てに通じて單記投票法を取ることは不合理が餘りに甚しい爲に、單記法と共に制限連記法を併せ採用することとし、三人以下を選出する選舉區に於いてのみ單記投票制に依り、四人以上十人以下を選出する區では二人、十一人以上を選出する區では三人の候補者を連記すべきものとした。我が國に於いて制限連記投票の制が採用せられたのは、實に是れが最初である。但し普通に制限連記と稱せられて居るのは議員定數から一人(稀には二人)を減じた數の候補者を連記せしむるものであるに對し、我が新法の採用したのは四人以上十人以上以内を選挙するのに僅に二人、十一人以上十五人以上以内を選挙するのに僅に三人を連記せしむるのであるから、他國に類の無い極端な制限連記で、從來の單記投票法の缺點が幾分か緩和せられたといふに止まるものであり、何等の合理的根據を有しないことは之と同様であつた。

(二) 昭和二十二年法の大選舉區單記投票法 衆議院議員選舉法は昭和二十二年三月三十一日法律第四十三號に依り其の一部を改正せられ、次の總選舉より施行せらるることとなつたが、それに依り選舉區制度も改められ、再び所謂中選舉區單記投票法を取ることとなつたが、それは即ち現行の制であつてそれに付いては次節に之を述べる。參議院議員並に地方公共團體の議會の議員及び長の選舉に於ける選舉區制度に付いても、同様次節に述べる。

#### 第四節 現行法に於ける選舉區制度

(一) 衆議院議員の選舉に於ける選舉區 昭和二十二年の改正法は、略大正十四年法と同様に、一選舉區から選出する議員定數の最高限を一區五人とし、一府縣から六人以上を選出するものは總て之を二區以上に分つこととした。一府縣一區は鳥取縣及び福井縣の四人、奈良縣・山梨縣・滋賀縣・島根縣・徳島縣・高知縣・佐賀縣の各五人の九縣のみで、東京都は七區、北海道・大阪府・兵庫縣・愛知縣は五區、新潟・埼玉・長野・福岡の各縣は四區に分たれ、其の他の一府二十七縣は何れも二區



又は三區に分かれ、各區から三人乃至五人を選出するものとして居る。其の區劃を定むる標準としては市及び郡の區域に依り、北海道に在つては市及び支廳の管轄地域に依つて居ることは従前と同様である。議員の定數が全體で四百六十六人であることも従前と變らない。唯東京都の選出議員は從來の二十二人から二十七人に増加したのを初め、大都市を有する府縣は人口の増加に伴ひ議員定數を増したものが有ると共に、地方の諸縣の中には或は議員定數を減ぜられたものも少くない。投票は總て單記制に依ることは大正十四年法と同様である。

(二) 參議院議員の選舉に於ける選舉區 參議院議員は定數を二百五十人とし、其の中百五十人を地方選出議員とし、各選舉區に於いて之を選舉し、百人を全國選出議員とし、全國の都道府縣を通じて之を選舉する。何れも單記投票制である。

地方選出議員は都道府縣を各一選舉區とし、各選舉區より選出する議員定數は、三年毎に半數を改選する關係上何れも偶數とし、東京都及び北海道は各八人、大阪府・兵庫縣・愛知縣・福岡縣は各六人、其の他の諸府縣は何れも四人又は二人を選出するものとして居る。

全國選出議員は全國を一選舉區として百人を選出するもので、全國一區制は我が國に於いて最初の經驗であることは勿論世界の諸國にも類例を見ないものである。而も其の投票は他の場合と同様の單記投票制を取つて居り、さなくとも合理的根據に乏しい大選區單記投票法の弱點を極端に迄推し及

ぼしたもので、百人の議員を選出するのであつて随つて候補者の數は二百人以上にも及ぶに拘らず選舉人は一人だけに投票し得るのであるから、其の選擇に合理的な標準を求めることは不可能で、殆ど偶然の思ひ付きに依るの外なく、同じ當選人の中にも其の得數票には多大の差異が有り、最多數の得票者と最少數の得票者とを比較すれば恐らくは十倍以上の差異あることすらも有り得べく、選舉の結果に付き偶然性の要素が甚だ濃厚であるのみならず、選舉運動も甚だ困難であることの缺點を免れな

50

(三) 地方議會の議員の選舉に於ける選舉區 都道府縣の議會の議員に付いては選舉區は郡(北海道に在りては)市(東京都及び五大支廳管内に在りては)の區域に依ることを原則とし、其の人口が著しく少いときは條例を以て二以上の郡市の區域を合せて一選舉區と爲すことが出来る(地自二二條二項三項)。

市町村の議會の議員に付いては、五大市に在りては區を選舉區とし、其の他の市町村に在りては條例を以て選舉區を設けることが出来る。條例の定が無ければ全市町村の區域を一區として共通に選舉を行ふのである。選舉區を設ける場合でも選舉人名簿は全市町村に通じて調製せらるるのであるが、選舉人の所屬の選舉區は其の住所に依つて定められる。市町村に住所を有しないで選舉權を與へられた者に付いては當該市町村の選舉管理委員會が本人の申請に依り、其の申請が無ければ職權に依り、其の所屬の選舉區を定める(地自二二條六項七項)。東京都及び五大市の各區には區の議會が置かれるのであるが



其の議員の選舉は市會議員の選舉に準じ、町村の全部事務組合又は役務事務組合は町村に準ずる。

都道府縣又は市町村の議會の議員定數は其の人口に比例して總選舉毎に定められるので、都道府縣に在りては最少限四十人最大限百二十人とし、市町村に在りては、最少限十二人最大限四十八人の範圍内で條例で之を定める。各選舉區から選出すべき議員定數に付いても條例を以て定めねばならぬ。(地自二二)。選舉の方法は其の何れに於いても總て單記投票法を取つて居る。(三二條)。

(四) 行政區畫の變更に因る選舉區の異動 選舉區の區域は何れも都道府縣又は郡市(北海道に在りては支廳管内に在りては區)の區域を其の標準として居り、其の中郡は「從前郡長ノ管轄シタル區域ヲ謂フ」(衆選一四條ノ二)と規定せられて居る通り大正十五年の郡長の廢止以後は行政區畫たる性質を失ひ單に地理上の名稱たるに至つたのであるから、郡自身に獨立に境界變更又は廢置分合を生ずることは起り得ないのであるが、郡の境界に涉り市町村の境界變更又は廢置分合が有り、又は郡の一部が新に市となることは起り得べく、その他北海道の支廳の管轄區域又は市の區域の變更せらるることの有り得べきは勿論である。此等の行政區畫の變更が選舉區に如何なる影響を及ぼすかに付いては、衆議院議員選舉法には左の如き規定が有る。

第四百四十四條ノ二 從前郡長ノ管轄シタル區域内ニ於テ市ノ設置アリタルトキ又ハ其ノ區域ノ境界ニ涉リテ市町村ノ境界ノ變更アリタルトキハ其ノ區域モ亦自ラ變更シタルモノト看做ス

從前郡長ノ管轄シタル區域ノ境界ニ涉リテ町村ノ設置アリタル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付其ノ町村ノ屬スヘキ區域ハ内務大臣之ヲ定ム

第四百四十四條ノ三 北海道支廳長ノ管轄區域ニ變更アルモ選舉區ニ關シテハ仍從前ノ管轄區域ニ依ル但シ市町村ノ境界ノ變更アリタル爲北海道支廳長ノ管轄區域ニ變更アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル選舉ニ關シ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ政令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四條 行政區畫ノ變更ニ因リ選舉區ニ異動ヲ生スルモ現任議員ハ其ノ職ヲ失フコトナシ

施行令第一條 衆議院議員選舉法ノ別表ニ掲クル以外ノ市ハ其ノ設置前屬シタル郡市ノ屬スル選舉區ニ包含スルモノトス

行政區畫の變更に伴ふ選舉區の異動が選舉の效力に及ぼす影響に付いては、それが現任議員の地位に何等の影響を及ぼさないことは右の規定に依り明らかに示されて居り、又其の以後に行はるる總選舉は新區域の選舉區に於いて行はるべきことは、是も固より言を俟たぬ。唯再選舉及び補闕選舉は、性質上前の總選舉の效力を補充する爲にするものであるから、前の總選舉と同一の區域に於いて行はるべきことを當然と爲し、隨つて施行令(第一〇九條ノ二乃至第一〇九條ノ六)には、再選舉及び補闕選舉の場合には選舉區の異動に拘らず最近に總選舉の行はれた區域に依つて選舉を行ふべきことを明示し、それに伴ふ必要な手續を定めて居る。

(2) 舊法に於いては此の點に付き明白な規定なく、内務省の解釋としては、再選舉又は補闕選舉に付いても、選舉區に異動が有れば當



然新區域に於いて、選舉を行ふべきものと爲して居たが、大正十五年四月二十九日の大審院判決は、此の點に付き反對の見解を取り、『衆議院議員總選舉ノ際或ル選舉區ヨリ選出セラレタル議員ノ一人ガ選舉ニ關スル犯罪ニ因リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効トナリタル爲更ニ行フ選舉ハ選舉區ノ境界ニ變更ヲ生ジタルトキト雖モ尙從前ノ選舉區域ニ依ルベキモノトス』と曰ひ、新區域に依つて行つた選舉を無効と判定した。因つて内務省に於いても此の大審院の見解に従ひ、施行令の規定に依り其の旨を明らかにすることとなつたのである。

參議院の地方選出議員の選舉に付いても、都府縣の境界に涉り、市町村の境界の變更の有つた場合に、再選舉及び補闕選舉は從來の區域に於いて行ふべきものと定められて居る(參選施行令五五條)。

都道府縣の議會の議員の選舉は、郡市を選舉區とするのであるから、從來の郡の區域内に新に市が設置せられ場合には、市は獨立の選舉區となり、條例に依り新設の市及び從來の郡の殘餘の區域から選出すべき議員定數を定めねばならぬのであるが、若し從來其の郡から選出して居た議員數が一人である場合には次の總選舉迄は尙從來の儘とする(地自二二條四項)。

### 第三章 選舉の執行

#### 第一節 投票に關する各種の制度

選舉は選舉人の投票に依つて行はるのであるが、投票に關しては概ね左の各種の原則が認められて居る。

(一) 無投票選舉 選舉が選舉人の投票に依つて行はることの原則に對し、例外として選舉が投票を用ゐずして行はれる場合が有り得る。それは立候補届出の制と共に大正十四年の普選法に依り始めて認められたもので、それに依れば、議員候補者となるには、選舉期日前に候補者自身又は推薦者から其の旨を選舉長に届出づることを要し、選舉長は直に其の旨を告示せねばならぬのであるが(六七條)、其の届出の有つた議員候補者が其の選舉に於ける議員定數を超えない場合には、其の選舉區に於いては投票を行はず、選舉長は選舉の期日から五日以内に選舉會を開いて議員候補者を以て當選人と定める(七一條)。即ち無競争當選の場合である。參議院議員の選舉に付いても同じ原則が定められて居り(參五八條)、地方議會の議員及び地方團體の長の選舉に付いても同様である(地自五八條)。



之に對して右選舉法改正の當時に於いては或は投票を行はずして議員となるのは、舊憲法第三十五條に衆議院は「公選セラレタル議員」を以て組織すとある規定に牴觸するといふやうな説も有つたが、其の説は勿論容れられなかつた。それは又當然と見るべく、届出候補者が議員定數を超えないに拘らず、他に推薦届出を爲す者も無いのは、選舉民が暗黙に其の届出候補者を適任者として承認したものと認むべきもので、投票を行はずとも尙人民が之を公選したものと見るを妨げないのである。

(二) 投票の祕密主義 投票には公開主義と祕密主義との別がある。公開主義は、投票は國家的公務であつて之を爲すにも公明正大であるべく祕密の蔭に匿れて爲すべきではないといふ思想に根據を有するもので、我が國に於いても明治二十二年の最初の選舉法には記名投票主義を取り、選舉人は投票用紙に自己の住所氏名を記載し捺印すべきものとせられた。代書投票も許されて居た。貴族院の伯子男爵議員の選舉に付いては、最初から引續き貴族院の廢止に至る迄投票の公開主義を取つて居た。

投票の公開主義にも勿論相當の理由は有るのであるが、總て人事に關する投票には動もすれば個人的な私の感情が混入し易く、投票の祕密が保たれなければそれが私交の上に影響し、選舉人が自由意思に依つて投票することが不可能となる虞があると共に、公開主義は又投票の買収其の他の不正行爲に因り投票の約束を爲した者が其の約束の果して守られたや否やを證據立てる手段ともなり、不正行爲を保護する嫌があり、此等の理由に因り、選舉法は明治三十三年の改正以來は常に投票の祕密主義を取り今日まで固く其の主義を嚴守して居る。新設の參議院議員並に地方公共團體の議會の議員及び長の選舉に付いても同様である。

投票の祕密主義に基づき、選舉法には凡そ左の各種の原則が定められて居る。

(イ) 投票用紙には、被選人たる議員候補者の氏名を記載するのみで、選舉人自身の氏名を記載するを得ないのは勿論<sup>(二七)</sup>、議員候補者の氏名以外の他事を記載することを得ない。總て他事を記入した投票は無効であるが、但候補者の官位・職業・身分・住居・敬稱の類を記入したものは有效なることを失はな<sup>(二八)</sup>。

(1) 投票無効原因としての他事記入に該當しないものとして定められて居るのは、「官位、職業、身分、住居又ハ敬稱ノ類」であるが、之に類似した例へば學位・退職した官名・雅號筆名幼名家號などを記載したのも、無効原因とはならぬものと解すべきである。行政裁判所の判例は家號の記載は他事記入に該當するものとして居るけれども、賛成し難い。住居の記載も必ずしも正確な現在の住居たるを要せず、舊住居・本籍地・居所を記載したのも、有效なることを失はない。

敬稱に關しては、殿・君・氏、又は假名で「クン」「サマ」「ドノ」と記して居るのが敬稱と認むべきことは勿論であり、其他行政裁判所判例は氏名の下に「シ」とあるのも「氏」の意と認むべく有效であると爲し、又「さ」とあるのも敬稱と認むべく有效であるとして居る。但し同判例に依れば「どん」は敬稱ではなく他事記入に該當するものと爲し、又「何さんへ」「何君へ」「何殿エ」といふ如く、敬稱の下に「へ」又は「エ」を加へて居るのは、大審院も行政裁判所も共に他事記入に該當し無効であるとして居る。「殿閣下」と二重の敬稱を附して居るのは嘗て大審院に於いて有效と決せられた。



書き損じを訂正し、氏名に振假名を附し、疑はしい文字を二重に記載して居るが如きも、他事記入には該當しない。投票用紙に氏名の記載以外に墨痕が附着して居るとしても、故意に記入したのではなく、不用意の汚染と認むべきものは他事記入として無効原因と爲らぬことは勿論で、判例は常に之を承認して居るが、故意に記入したものであれば、無意義な記號・點線の類でも總て他事記入に該當する。

(ロ)投票所には投票の秘密を保ち得るだけの施設が無ければならぬ(施行令一三條)。若し全然此の如き施設を缺き、選舉人が相當の注意を爲すも尙投票の秘密を保ち得ないやうな場合には、斯かる投票所に於いて行はれた選舉は無効と爲さねばならぬ<sup>(2)</sup>。

(2)大正六年十二月六日の大審院判決が『投票記載所ノ設備極メテ不完全ニシテ秘密選舉ノ主義ニ反シ選舉ノ自由公正ヲ害スル程度ニ達スルトキハ、其ノ投票ハ何等ノ設備ナキ公然ノ場所ニ於テ爲サレタルト同ジク、全然無効ニ歸スルモノト認ムルヲ相當トス』と曰つて居るのは、投票の無効と選舉の無効とを混同せる嫌は有るが、選舉の無効を判示して居るものと解するに於いて正當である。

(ハ)投票用紙も、之を折疊んで外部から透視することの出来ないだけの紙質を備へたものでなければならぬ(施行規則三條及別記)。若しそれだけの紙質を備へて居なければ投票の秘密主義に反し、其の選舉は無効とならねばならぬ<sup>(3)</sup>。

(3)大正五年十一月二十七日大審院判決は、石川縣の衆議院議員總選舉に縣知事が故意に紙質の頗る粗薄な投票用紙を用いたのを違法とし、其の選舉を無効と判定したのは、結果に於いて正當と爲すべきである。

(ニ)選舉人が何人に投票したかに付いては、官憲の訊問に對しても、之を陳述すべき義務は無い(三九條)。裁判上の被告人として又は證人としても之に關する陳述は當然之を拒絶し得べきもので、假令

任意に之を陳述したとしても、其の陳述は裁判上の證據と爲し得べきものではない。

(三)投票用紙の官給主義 投票用紙に付いては選舉法には「投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付スヘシ」(二六條)とあり、施行規則に其の調製の様式を定めて居る。選舉長は此の様式に従つて投票期日前に豫め投票用紙を調製し之を投票管理者に送付せねばならぬもので、投票管理者は選舉當日之を選舉人に交付するのである。選舉人は其の交付せられた投票用紙に依り投票を爲さねばならぬもので、自ら別に用紙を調製し之を投票所に持參して投函するやうなことを爲せば、其の投票は當然無効である。選舉法に「成規ノ用紙ヲ用ヒサル」投票は無効である(五二條一項一號、五二條ノ二・一項一號)と

定めて居るのは、其の趣意を示すものである<sup>(4)</sup>。參議院議員等他の公の選舉に付いても同様の原則が適用せられる。

(4)投票の無効原因としての「成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ」とあるのは、一に私製の投票用紙を禁壓することを趣旨とするもので、其の所謂「成規ノ用紙」とは成規に依り交付せられた用紙の意に解すべきである。

然るに行政裁判所の判例は、其の所謂「成規ノ用紙」を以つて法定の様式に適合する用紙の意に解し、官憲の交付した用紙であることが證據に依り明白であるに拘らず、尙官憲の疎漏に依り誤つて法定の様式に違反して居る用紙を交付せられ、之を以つてした投票が無効として判定して居る(大正六・一一・一七、大正九・六・二六、昭和五・一二・八、昭和八・六・二二・行判)。併し是れは明らかに不當で、投票の無効は唯投票者自身の違法行爲に依つてのみ生ずるもので、選舉管理者の違法行爲は、或は選舉の無効原因を爲すことは有つても、投票の無効原因となることは決して生じ得ない。假令法定の様式に違反する所が有るとしても、成規に依り交付せられた投票用紙であることが明白であれば、それを用いた投票は當然有效と爲すべきである。



(四) 投票の現場自書主義 選挙人は後に述ぶる不在者投票の場合を除く外選挙当日自分で投票所に行き、自分で投票を書き、自分で之を投票函に投入せねばならぬ。それに付き左の各種の原則が認められて居る。

(イ) 投票を爲し得る者は、選挙人名簿に登録せられて居る者に限る(二九條)。随つて選挙人が選挙当日投票所に行き投票を爲さんとする場合には、必ず選挙人名簿と対照して名簿に登録せられて居る者であることを確める必要が有る(二五條)。それを確めた後始めて投票を爲すことが許さるのである。但し名簿修正に付いての裁判の結果名簿に登録せらるべき者である旨の確定判決が有り、而も未だ名簿の修正を見るに至らない場合に、選挙当日選挙人が其の確定判決書を持参して投票所に行けば、投票管理者は之をして投票を爲さしめねばならぬ(二九條但書)。

(ロ) 投票を爲し得る者は現に選挙人名簿に登録せられて居ることのみを以ては足らず、適法に名簿に登録せられ得べき有資格者であり、且つ選挙当日現に選挙権を有する者でなければならぬ(三〇條)。即ち名簿の登録は絶対の證據力を有するものではなく、名簿に登録せられて居る者でも、反證に依り其の有権者であることを否定し得るのである。併し其の有権者たることを否定し得る爲には相當の反證あるを要することは勿論で、若し投票現場に於いて其の點に於いて疑が有る場合には、投票管理者が投票立會人の意見を聽いて之を決するのであつて、それに依り名簿に登録せられて居るに拘らず尙

有権者に非ずと決したならば、投票管理者は決定を以つて其の者の投票を拒否する(三一條一項)。

(ハ) 投票拒否の決定を受けた者がそれに不服である場合には、投票管理者は之をして假投票を爲さしめねばならぬ(三一條二項)。

投票管理者が投票拒否の決定を爲さない者でも、投票立會人が其の眞の有権者であることを承認しない場合には、同様に本投票ではなく假投票を爲さしむる(三一條四項)。

何れの場合にも假投票は一般の投票とは異なり選挙人をして之を封筒に入れ封緘し表面に自ら其の氏名を記載した上投函せしむるのであつて(三一條三項)、其の封筒の様式は施行規則に依り定められて居る。

此等の假投票が有効投票として受理せらるべきや否やは、開票に當り開票管理者が開票立會人の意見を聽いて之を決するのである(四九條)。

(ニ) 投票を爲す者は、必ず選挙人本人でなければならぬ。他人が、本人と稱して投票所に出頭しても、之をして投票を爲さしむべきでないことは、言ふまでもない。但し其の本人と稱して出頭した者が果して本人であるや否やの疑はしい場合には、投票管理者は之をして本人である旨を宣言せしめねばならぬ。其の宣言を爲さなければ投票を爲すことを得ない(二五條二項、施行令一九條)。此の場合に於いて若し虚偽の宣言を爲し他人の名を詐稱して投票を爲したならば罰則に依り處断せられる(一二七條二項)。



(ホ)投票は選挙人本人が自書せねばならぬ。

代書投票は明治二十二年の最初の選挙法に於いてのみ認められて居たが、明治三十三年の改正以来常に自書主義を取つて居り、随つて投票を爲し得る爲には、少くとも假名文字くらゐは書き得る者でなければならぬ。法律は「自ら議員候補者ノ氏名ヲ書スルコト能ハザル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ズ」(三〇條)と明言して居り、又議員候補者の氏名を自書しない投票は當然無効であるとせられて居る(五二項六號、五二條、二項三號)。

併しながら、実際上は無記名投票制の下に於いては何人の爲した投票であるかは全く不明であり、随つて或る投票が果して自書したものであるや否やを判断することは、多くの場合に於いて實際上不可能である。其の實際上に自書投票に非ざる故を以て無効と判断せられた實例の多くは、型に據つて描出した投票で、是れば筆勢・字體・墨色・文字の排列等に依り、投票それ自體に付き認定せられ得べく、大審院判例も行政裁判所判例も普く其の無効であることを認めて居る<sup>(5)</sup>。

(5)此の趣旨の判例は甚だ多いが一例だけを擧げると、大正五年四月二十四日の大審院判決は、『法律ガ選挙人ハ自ら被選挙人ノ氏名ヲ書スルト謂フハ、選挙人ガ被選挙人ノ氏名ヲ表スベキ文字ヲ認識シ獨力ヲ以テ之ヲ投票用紙ニ筆記スルノ義ナレバ筆ヲ他ノ器具ノ型内ニ託シテ被選挙人ノ氏名ヲ表現セシムル場合ノ如キハ之ヲ包含セザルモノトス』と曰つて居る。

代書投票であることの推定せられ得べき他の一の場合は、二以上の投票が同一人の書いたものと確

實に認定せられ得る程に同一の筆蹟で同じ候補者の氏名が書かれて居る場合で、判例は此の場合に其の中の一票だけを有効とし其の他を無効と爲すべきものとして居る<sup>(6)</sup>。

(6)昭和三年一月二十四日行政裁判所判決、曰ク『數個ノ投票ガ同一人ノ筆蹟ニ成ルト認ムベキ場合ニ於テハ其ノ中一票ヲ除クノ外ハ代書投票ト認定シ得ベク其ノ投票ハ無効ナリ。』

時としては若干數の代書投票の存在することが認定せられても、何れが其の無効投票であるかを知ることの出来ない場合がある。それは投票者の中に全然文字を解しない者又は旅行中若くは其の他の事故に因り選挙當日投票所に至ることの全然不可能であることの立證せられた者が有つた場合で、此等の場合には他人が代書し又は他人が本人の名を詐稱して投票したものであることが推定せられ得るのであるが、それ等の投票が一般投票の中に混入せられた上は、無記名投票の制に於いては何れが其の無効投票であるかを判別することは不可能である。此の場合は所謂「歸屬不明の無効投票」たるべきもので、其の取扱方に付いては尙後に述べる。

(7)投票を行つた選挙人中全く文字を解しない者が有つたことが立證せられた場合に付いては、大正十二年七月十二日の行政裁判所判決は『自ら被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハザル者ガ投票ヲ爲シタルハ投票ノ規定ニ違背セルモノニシテ其ノ投票ハ無効ナリ』と曰ひ、有効投票として計算せられたものの中にそれだけの無効投票が混入して居るものと認定した。投票を爲した選挙人中に選挙當日朝鮮に在つたことの明白な者が有つた場合に付いても、昭和三年七月十九日同判決は他人が其の者の名を冒稱して投票を爲したものと認定し、それだけの無効投票が混入して居るものと判定した。昭和三年六月二日の判決も同趣旨でそれには『他人ノ名ヲ稱シテ投



票ヲ爲シタル者アリヤ否ハ關係アル諸般ノ事實ヲ綜合シテ判定スベキモノトス」と曰つて居る。

(へ)投票には被選挙人の氏名を書せねばならぬ。法律は「議員候補者ノ氏名ヲ自書セザル」投票は無効である(衆選五二條六號參選三四)と明言して居る。其の所謂「氏名」とは氏と名とを共に書するを要する趣旨であるや否やは多少の疑は有るが、是れはさういふ強い意味に解すべきではなく、被選人の何人なるかを確認し得る程度に其の人を表彰する名稱を記すを以つて足るものと解すべきことは、法律が「被選挙人ノ何人ナルカヲ確認シ難キモノ」を投票の無効原因として定めて居ることに依つて知られ得る。必ずしも氏と名とを併記せずとも、若し被選人の何人であるかを確認し得れば、氏又は名の何れか一方のみを記載するを以て足り、又必ずしも戸籍上の氏名でなくとも、通稱でも雅號でも家號でも舊名でも、苟もそれが候補者中の何人であるかを確認するに足る限りは、成るべく選挙人の意思を尊重する趣意から言つて、其の人の得票として有効なるものと解すべきである。<sup>(8)</sup>

(8)大審院の判例中には之と反対の見解を取り、例へば、候補者中菊地の姓の者は菊地長右衛門一人である場合に「キクチ」又は「菊地」とのみ書せる投票を無効とし、又「キクテフ」「菊長」「キク長」とある投票を假令それが同人の通稱であるとしても無効であるとして居る(大正一〇・六・二二・大民)。

行政裁判所の判例は之に反して夙くから苟も被選人の何人であるかを確認し得る限り、此の種の投票を總て有効として居り、其の例は甚だ多い。獨り家號に付いては、家號は家の名稱であつて人の名稱ではなく、法律に所謂氏名は「戸籍上ノ氏名又ハ之ニ準ズベキ個人的通稱ヲ謂ヒ、家名ノ如キハ之ヲ包含セズ」と曰ひ、家號を記した投票を無効として居る(昭和五・二・二二行、昭和五・一

一・一〇・行、昭和九・二・二一・行)。併し家の名稱たることに於いては氏も同様であつて氏のみを書いた投票を有効とする以上、家號を書いた投票も其の人を確認し得る限り之を無効と爲すべき理由は無い。

(ト)投票に記載するのは被選挙権ある候補者一人の氏名に限る。(1)候補者でない者の氏名を記載したものは、(2)二人以上の候補者の氏名を記載したものは、(3)被選挙権なき候補者の氏名を記載したものは總て無効である。(1)立候補届出の制を取つて居る現行法の下に於いては、届出候補者でなければ被選人たり得ないもので、候補者に非ざる者の氏名を記載したものは、何れの選挙に於いても當然無効である。(2)現行法は又總ての公の選挙に通じて單記投票制を取つて居り投票に記載すべき候補者は一人に限るのであつて、若し二人以上の候補者の氏名を連記して居れば、其の投票は全く無効で、記載せられた候補者の何れもが得票者たることを得ない。(ハ)届出候補者であつても被選挙権の無い者であれば、其の氏名を記載した投票は無効である。被選挙権の有無は投票の效力を決定する當時の現在の事實に依り認定せらるべきもので、假令選挙期日に於いては被選挙権を有する者であつたとしても、其の以後に被選挙権を失つた者であれば、其の氏名を記載した投票は無効と決せられねばならぬ。

同一人の氏名を二重に記載した投票に付いては、従來は「投票ニ同一議員候補者ノ氏名ノ二以上ノ記載アルトキハ之ヲ一ノ記載ト看做ス」(五二條ノ三)と規定せられて居たが、此の規定は連記制の撤廢と共に削除せられた。現在の制に於いては之を有効とすべきや否やに付き何れの法律にも別段の規定は無



いが、特別の定の無い限り之を無効と爲すべき理由なく、其の者の得票として有効なるべきものである。<sup>(9)</sup>

(9)此の點に付き特別の規定の無かつた古い時代の判例には、大正三年五月五日の行政裁判所判決は「何某ヲ選挙スル意思ヲ明ニスル爲同一人ノ氏名ヲ二重ニ記載セルモノト認め得べき投票ハ二人ノ氏名ヲ連記シタルモノニ非ズシテ有効トスベキモノトス」と曰ひ、大正九年十二月二十三日大審院判決は「被選挙人ノ氏名ヲ二列ニ重複シテ記載シタル場合ニ於テハ或ハ選挙人ガ其ノ記載ヲ正クシ被選挙人ノ氏名ヲ一層明確ナラシムル爲ニスルコトアリ或ハ其ノ記載自體ニ依リ或事柄ヲ暗示スル爲ニスルコトアリ前者ナラバ其ノ投票ハ有効ニシテ後者ナラバ無効ナリ、投票ガ其ノ何レニ屬スルカハ事實審裁判所ノ自由心證ニ依リ判断スベキ事項ナリトス」と曰つて居る。

(チ)投票の記載は一般日本人の間に通用する文字を以てせねばならぬ。日本人間に通用する文字であれば、漢字でも、片假名でも、平假名でも、萬葉假名でも、又は此等の混用でも總て有効であり得る。羅馬字は日本の國字ではないが今日では普通の教養ある日本人の間には一般に通用するに至つて居るから、羅馬字で書いた投票が有効であることは、大審院及び行政裁判所の判例の共に承認する所である。之に反して獨逸字や露西亞文字や朝鮮の諺文は一般に通用するに至つて居らぬから、それ等の文字で記載した投票は無効とするの外はない。全體として文字を以て記載したものと認め得べき限りは、字畫に誤が有り、脱字が有り、或る一文字が不明瞭であるやうな場合でも有効なることを失はないが、全然文字として認むべからざる記載は、假令それに依り、誰れに投票したのであるかを推測

し得べき場合であつても、無効と爲さねばならぬ。<sup>(10)</sup> 唯後に述ぶる點字のみは特に文字と看做される<sup>(二八)</sup>條。

(10)昭和二年六月十四日行政裁判所判決は○と書いた投票を、同五年二月二十一日同判決は◎と書いた投票を、何れも文字を以て記載した投票でないとして無効と判定した。それは通稱を「マル一」又は「マル二」と稱する者に投票したものと認め得べきものであつたが、尙無効とせられたのである。

(ハ)投票は一人一票に限る<sup>(二九)</sup>條。假令誤つて二箇所の選挙人名簿に登録せられて居るとしても、有効に投票を爲し得べきは名簿調製の當時現に住所を有し、又は地方的の選挙に在りては選挙権を與へられ随つて正當に其の地の名簿に登録せらるべき地に限られ、其の他の地に於いては「選挙人名簿ニ登録セラルルコトヲ得サル者」<sup>(三〇)</sup>條に相當し、其の爲した投票は無効である。若し又同じ投票所に於いて同一人が二重に投票を爲したことが立證せらるるならば、其の中一票は當然無効でなければならぬが、無記名投票の下に於いては孰れが其の者の爲した投票であるかを認定することは不可能であるから、孰れか一票の歸屬不明の無効投票あるものとして計算するの外は無い。

(五) 點字投票 點字投票を有効として認むるに至つたのは、大正十四年の普選法以來のことであるから、専ら盲人をして有効に選挙権を行使し得べからしむるが爲にするものであることは言ふまでもない。

衆議院議員選挙法は



第二十八條 投票ニ關スル記載ニ付テハ勅令ヲ以テ定ムル點字ハ之ヲ文字ト看做ス

と規定し、施行令<sup>(二)</sup>に其の取扱方を定むると共に、同別表を以て其の字體を規定して居り、それは他の選挙にも準用せられて居る。點字投票の用紙には點字投票なる旨の印を押捺し、點字投票を爲さんとする者の請求に依り投票管理者が其の用紙を交付するのであるが、其の請求を爲し得る者は盲人に限るものと解せねばならぬ<sup>(施二一)</sup>。點字投票は盲人の爲した投票であることが明瞭であるから、投票の秘密主義とは相容れないやうであるが、盲人の選挙權を尊重する上から言つて秘密主義が多少侵さるることは、已むを得ない所とせられたのである。

(六) 不在者投票 是れも大正十四年法に依り始めて認められたもので、投票の現場自書主義に對する例外である。投票は選挙人が自ら投票所に赴き現場に於いて投票用紙に自書せねばならぬことを原則とするのであるが、嚴格に此の原則を實行するとすれば、船舶乗組員や鐵道乗務員の如き職業上住居地に居らぬことを常態と爲す者の如きは、全く投票を爲すを得ないものとならねばならぬから、其の選挙權を尊重して、此等の特別事由ある者に限り不在者として別に投票を爲すことを得せしめて居るのである<sup>(三三)</sup>。

如何なる事由が有れば不在者として特別の投票を爲し得るかは、施行令<sup>(二六)</sup>の定むる所で、此等の何れかの事由ある者は、其の事由及び選挙當日不在なるべきことを立證して、豫め投票管理者に其

の旨を申立て投票用紙及び投票用封筒の交付を受けねばならぬ。其の交付を受けた後、選挙期日前に「特別投票管理者」の監視の下に其の指定する一定の場所に於いて一般選挙人の爲すと同様に投票用紙に被選挙人たる候補者の氏名を記載し、之を投票用封筒に入れ、封筒の表面に自己の氏名を記載し之を特別投票管理者に委託するのである。特別投票管理者は選挙人の所屬する投票區の投票管理者が之に當るのを原則とするが、選挙人が船舶乗組員である場合には船長、所屬投票區所在の郡市外に於いて職務又は業務に従事する者又は名簿調製期日後他の郡市に住所を移した場合には、其の現に職務又は業務に従事する地又は現に住所を有する地の投票管理者が、特別投票管理者たることが有る。特別投票管理者が選挙人の屬する投票區の投票管理者である場合には其の儘其の投票を保管し、船長又は他の郡市の投票管理者である場合には直に之を所屬投票區の投票管理者に送致せねばならぬ。不在者投票に付いても選挙人が投票を自書するを要することは、一般投票に於けると同様であり、又盲人の點字投票は不在者投票に付いても等しく適用せられる。

眞に不在者に非ざる者を不在者と認定して豫め投票用紙を交付して投票を爲さしめた場合に、其の投票が有効であるや否やに付いては、行政裁判所は之を無効として居る<sup>(昭和一四・七・二四行)</sup>けれども、それは甚だ不當で、投票の無効原因は法律の列記限定する所であり、不在者に非ざる者の不在者投票と雖も其の者が選挙人名簿に登録せられて居る有権者であり且つ自書した投票である以上は、之を無効と爲



すべき理由は無い。

以上は衆議院議員選舉法及び其の施行令の定むる所で、それは參議院議員の選舉にも準用せらるるのであるが、地方公共團體の議會の議員及び長の選舉に付いては、地方自治法に別に類似の規定が有り(三四)、それには「選舉人でのその從事する職務若しくは業務又は疾病その他政令の定める事由に因り(三四)」選舉の當日自ら投票所に行き投票をすることができない旨を證明するものの投票」に付き命令を以て特別の規定を設けることを得せしめて居るもので、「疾病」をも其の事由に加へて居ることに於いて、衆議院議員選舉法と異つて居る。

## 第二節 選舉の種類及び其の期日

一般選舉人に依つて行はれる民衆的選舉には、其の對象から言へば(1)衆議院議員、(2)參議院議員、(3)都道府縣會議員、(4)市區町村會議員、(5)都道府縣知事、(6)市區町村長の各種の選舉が有り、衆議院議員・參議院議員・地方議會の議員の選舉には更に總選舉(參議院議員は通常選舉)、再選舉、補闕選舉、繰延選舉の各種が有る。市町村の議會の議員に付いては其の外に尙議員定數の増加に因る臨時選舉が有り得る。

(一) 總選舉 是議員の全數に付き行ふ選舉で、任期の満了に因り行はるるを正則とし、其の外

衆議院又は地方公共團體の議會が解散せられた場合には等しく行はれる。特別な異常の例としては議員の全部が總辭職を爲す場合をも思考し得べく、此の場合解散に準ずべきものである。即ち衆議院議員及び地方議會の議員に在りては總選舉の行はるる原因として(イ)任期の満了(ロ)解散(ハ)總辭職の三が有る。參議院議員は之に反して參議院には解散の制なく又全部を同時に改選するの制を取らずして半數改選の制を取つて居る爲に、參議院が始めて設置せられた第一回の選舉の外には、全議員が總辭職を爲すのでなければ、總選舉は行はるることは無く、其の半數改選は法律は之を通常選舉と稱して居る。

(イ)任期満了 衆議院議員の任期は最初の選舉法以來常に四年と定められて居たが、新憲法の制定に依り憲法(四五)自身に其の任期を四年と定めた。其の任期は總選舉の期日から起算せらるるのである(選七)。従來は「議會開會中ニ任期終ルモ閉會ニ至ル迄在任ス」と規定せられて居たが、昭和二十二年(選八)の改正法に依り其の規定は削除せらるると共に國會法(二條)に依り「會期中に議員の任期が滿限に達しないようにこれを召集しなければならない」と規定せられた。即ち新法に於いては國會開會中に議員の任期が終ることは普通起らないものとせられて居るのである。若し何等かの特殊の事由に因り開會中に任期が終ることが有れば、任務満了と共に國會は當然閉會とならねばならぬ。總選舉は議員の任期が終つた日の翌日之を行ふことを例とし、特別の事情が有れば任期の終つた日から五日以内之



を行ふことを妨げない。若し國會開會中又は閉會の日から二十五日以内に議員の任期が終るときは總選舉は國會閉會の日から二十六日以後三十日以内に之を行ふものと定められて居る<sup>(一八)</sup>。選舉運動其の他選舉の準備の爲に是だけの餘裕が與へらるるのである。

參議院議員は憲法<sup>(四六)</sup>に依り其の任期を六年とし三年毎に其の半數を改選するものと定めて居る。其の第一回の選舉は新憲法の施行に先ち議員定數の全員に付き行はれたが、全國選出議員は全員に通じ、地方選出議員は各選舉區毎に、得票數多き半數を任期六年、得票數少き半數を任期三年、得票數同じき者は選舉長が抽籤を以て之を定めるものとし、而して其の任期は憲法施行の日から起算するものとして居る。即ち第二回の選舉以後は總選舉ではなく半數改選で、法律は之を「通常選舉」と稱して居る。通常選舉は任期滿了前三十日以内に行ふことを常則とし、若し其の期間が參議院開會中又は參議院閉會の日から三十日以内に繋る場合に於いては、參議院閉會の日から三十一日以後三十五日以内に行ふべきものと定められて居る<sup>(參九條五六條二項三項六、九條附則一〇條一二條)</sup>。其の任期は前任者の任期滿了前に選舉が行はれたときは前任者の任期滿了の日の翌日から、其の退任後に行はれたときは通常選舉の期日から起算する。

地方公共團體の議會の議員は任期四年で、其の任期は總選舉の日から起算するのであるが、前任議員の任期滿了前に總選舉が行はれた場合には、前任者の任期滿了の日の翌日から起算する<sup>(地自九、三條)</sup>。總

選舉は此の如く解散の場合の外は四年毎に行はるのであるが、其の期日は前任者の任期滿了の前日三十日より以前であることは許されない。市區町村の議會の議員に付いては任期滿了の前日六十日迄に市町村の選舉管理委員會から其の旨を都道府縣の選舉管理委員に届出で、其の届出の有つた日から三日以内に都道府縣の選舉管理委員會は當該市町村の選舉を都道府縣の選舉と同時に進行ふや否やを當該市町村の選舉管理委員會に通知せねばならぬのであるが、其の通知ある迄は其の選舉を行ふことを得ない。但し右の期間内に其の通知の無かつた場合は此の限ではない<sup>(地自二四條、二五條四項)</sup>。

都道府縣知事及び市區町村長の任期及び任期滿了に因る後任者の選舉の期日に付いては、該地方團體の議會の議員に於けると同一の原則が通用せられる<sup>(地自一四〇條二、四條二五條四項)</sup>。

(ロ)解散 は參議院には適用なく専ら衆議院及び地方公共團體の議會にのみ適用が有る。衆議院の解散に付いては憲法<sup>(五四條一項)</sup>に「衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に衆議院議員の總選舉を行ひ、その選舉の日から三十日以内に、國會を召集しなければならぬ」とある。從來は解散の日から三十日以内に總選舉を行ふべきものと定められて居たが<sup>(衆選一八、三項)</sup>、之に比し多少の時日の餘裕が與へられたのである。

地方議會の解散に付いては、從來は府縣會・市會又は町村會の何れに付いても内務大臣が解散を命じ得べく、解散の日から三月以内に總選舉を行ふべきものとせられて居たが、新法に於いては地方團



體の議會に於いて團體の長の不信任を議決した場合に團體の長が十日以内に議會を解散し得べきことを認むるに止まり(地自一七)、監督官廳に依る解散は全く認めないこととなつたと共に、解散に因る總選舉に付いては、唯解散後速に之を行ふべきこと(同二四)及び市町村の議會の解散に付いては當該市町村の選舉管理委員會から三日以内に其の旨を都道府縣の選舉管理委員會に届出で、其の届出の日から三日以内に同委員會から當該市町村の選舉を都道府縣の選舉と同時に行ふや否やを市町村の選舉管理者に通知することを要し、其の通知ある迄は之を行ふを得ないこと(届出の日より三日以内に通知の無かつた場合は此の限ではない)が定められて居るのみで、其の範圍内で總選舉の期日を定めることは選舉管理委員會に任されて居る(二四條五項)。

(ハ)總辭職 議員の全員が總辭職を爲すことは、衆議院や參議院の如き多數の議員から成つて居るものに付いては、實際に起り得ようとは考へられないが、地方議會殊に市町村會の如き比較的少數の議員から成るものに在つては何等かの特別の事由に因り議員の全部が協議の上總辭職を爲すことも思考し得られる所であり、又それが實際に起つた例も有る。普通の場合には議員の辭職に對しては補闕選舉が行はれるのであり、補闕議員は前任者の殘任期間だけ在任するのであるが、議員全部が總辭職を爲した場合に解散の場合と同じく議會が其の存在を失ふのであるから、補闕選舉ではなく總選舉を行ふべきものであり、其の選出議員は前任者の殘任期間ではなく全任期四年間在任するものと解すべ

きである(地自六)。地方公共團體の長が在任中に死亡し、辭職し又は失格した場合も之に準ずべきものである。(四條)

(11)昭和十一年九月に某市で市會議員全部が總辭職を爲したので、市長は總選舉を行ふことを告示して總選舉を行ひ、四十人の當選者が決定せられたが、之に對し其の選舉を無効なりとする訴を提起する者が有り、昭和十二年六月九日の行政裁判所判決は市會議員の總辭職に因り全員が缺員となつた場合でも、尙市制第二十條第一項に「議員中關員ヲ生ジタルトキ」に該當するもので、補闕選舉を行ふべく、總選舉を行ふべき場合ではないと曰ひ、其の選舉を無効と判定した。併し此の判決は甚だ不當で、議員の總辭職に因り市會の解消を來したのであるから、單に關員を生じた場合には該當せず、全議員の總選舉を行つたのは勿論正當と爲さねばならぬ。

(ニ)總選舉期日の決定及び公示 衆議院議員及び參議院議員の總選舉の期日は内閣が之を決定奏請し、勅命として公示せらるるのであるが(憲法七)、衆議院議員の總選舉の期日は、少くとも二十五日前に、參議院議員の通常選舉の期日は少くとも三十日前に公示するを要するものとせられて居る(衆選一八條四項參選九)。

例外として、島嶼其他交通不便の地で投票の當日投票函を開票管理者に送致することの出來ない事情ありと認めらるるときは、都道府縣の選舉管理委員會は其の日までに投票函を開票管理者に送致し得るやうに、それ等の地に於いてのみは、選舉の期日に先ち適宜の期日を定めて選舉を行はしむることが出来る(衆三六條參二五條)。即ち一選舉區内の一部に於いて選舉の繰上執行が行はるのである。法律は之を「投票ノ期日」と稱して居るけれども、單に「投票」と稱するのは穩當ではなく、それは明らか



に總選舉の一部を爲すものであり、一地方にのみ限られた繰上選舉に外ならない。

地方議會の議員及び地方團體の長の選舉に付いては、當該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員會が選舉の期日前、都道府縣に在つては三十日、市町村に在つては二十日迄に之を告示せねばならぬ。若し都道府縣の選舉と市町村の選舉とを同時に行ふ場合であれば選舉の期日前三十日迄に告示せねばならぬ(地自二四條四項五項)。

(二) 再選舉 再選舉とは總選舉の結果特定の選舉區に於いて當選議員が初より定數に達せず又は事後の事由に因り初より定數に達せざりしと同一の結果を生じた場合に於いて、其の缺漏を補填し定數に達するだけの當選議員を得るが爲に更に行ふ所の選舉を謂ふ。即ち再選舉は言はば選舉の遣り直しであり、前の選舉が完全の効果を舉げ得なかつたが故に、其の効果を完成し、前の選舉が完全に行はれたと同じ効果を実現する爲に行はるる選舉に外ならない。

再選舉には種々の場合がある。

(イ) 全部的再選舉 は完全な意義に於いての再選舉即ち選舉の全部の遣り直しの場合で、前の選舉の結果一人も當選者を得なかつた場合及び選舉訴訟の結果前の選舉が全部無効となつた場合は、之に相當する。此の場合には全選舉區に亘り共通に議員定數の全部に付き更に選舉を行ふのであつて、其の選舉方法は總選舉に於けると全く同様である。

(ロ) 限地的再選舉 は選舉訴訟の結果選舉の一部が無効と決せられた場合に其の部分に付き行ふ再選舉である。此の場合は一選舉區の中でも特定の投票區又は開票區に於ける選舉のみが無効となり、其の地域に於いては未だ選舉を行はないのと同じ結果となつたのであつて、其の他の地域に於いては選舉は既に完了したのであるが、未だ當選人を決定すべき状態に達せず、随つて前の當選人決定は其の效力を失ひ、選舉無効となつた地域に於いてのみ改めて選舉を行ひ、其の選舉に於ける各候補者の得票と前の選舉に於ける他の地域の得票とを通算し、改めて全選舉區に於ける當選人を決定せねばならぬのである。衆議院議員選舉法に、

第六十二條第二項 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テ第四十九條第三項ノ報告ヲ受ケタルトキハ選舉長ハ前項ノ例ニ依リ選舉會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト共ニ更ニ之ヲ調査スヘシ

と定めて居るのは、即ち此の趣意を示すものである。「前項ノ例に依リ」とは其の報告を受けた當日又は其の翌日に選舉會を開くの意である。參議院議員選舉法(四二條)及び地方自治法(四九條三項)にも全く同趣旨の規定がある。

選舉の一部無効は投票の無効とは明らかに區別すべきもので、投票の無効は投票それ自身の法律上の瑕疵に基いて生ずるもので、此の場合には無効の投票を除き有効投票のみに依つて當選人を決すべきものであるのに反して、選舉の一部無効は一投票區又は開票區に於いて選舉の執行が違法であつた



爲に選舉の結果に異動を生ずる虞あるに因つて生ずるもので、此の場合には其の投票區又は開票區に於いて更に選舉を行はねばならぬのである。<sup>(12)</sup>

(12) 大正七年七月六日の大審院判決が「選舉手續ノ違法ト投票ノ瑕疵トハ有權者ノ投票ヲ無効ナラシメ當選人ノ確定ニ付キ之ヲ計算スルコトヲ得ザラシムルノ點ニ於テハ其結果ヲ同ジウスト雖モ投票ノ瑕疵ハ單ニ其ノ投票ノ無効ヲ惹起スルニ止マリ其投票ヲ爲シタル有權者ヲシテ更ニ再ビ投票ヲ爲サシムルノ問題ヲ生ゼザルニ反シ、選舉手續ガ違法ナルトキハ選舉ノ全部又ハ一部ノ無効ヲ惹起スベク無効トナリタル選舉ノ部分ニ付更ニ選舉ヲ行ヒ有權者ヲシテ投票ヲ行ハシムル必要ヲ生ズルモノトス。即チ選舉ノ一部無効ノ場合ニ於テハ其ノ無効トナリタル部分ニ付更ニ選舉ヲ行ヒ有權者ヲシテ投票ヲ爲サシメ、他ノ投票ト相俟ツテ當選人ヲ確定スルヲ要スルモノト解釋スルヲ相當トス。從ツテ或ル開票區ノ選舉カ無効トナリタル場合ニ於テハ當選人全部ニ對シ當選證書ヲ取消シタル上再ビ同開票區一圓ニ選舉ヲ行ハシメ、更ニ選舉會ヲ開キテ當選人ヲ定ムベキモノニシテ無効投票ヲ控除シ選舉區ニ於ケル他ノ有効投票ノミニ付キ當選人ヲ定ムベキモノニ非ズ、又同選舉區全部ニ涉リ再選舉ヲ行ヒ更ニ當選人ヲ定ムベキモノニ非ズ」と曰つて居るのは、正當の論旨と謂ふべきである。

之に反して、行政裁判所の判例は選舉の一部無効の觀念を理解せず屢々之を投票の無効と混同して居る。例へば昭和七年十一月十日の判決は、大阪府の府會議員の選舉に某選舉區内の一投票區に於いて無効の選舉人名簿に依り選舉を行つたの對し、

「一投票區ニ於テ無効ノ選舉人名簿ニ依リ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テハ其ノ選舉ハ選舉ノ規定ニ違反セルモノニシテ當該投票區ノ投票ハ全部無効ナリ。

右ノ場合ニ於テハ各議員候補者ノ得票數ヨリ當該投票區ニ於ケル得票數ヲ控除シ且其ノ投票區ニ於テ適法ナル手續ニ依リ選舉ノ執行セラルヤ其ノ選舉人全部ガ次點者ニ投票スルモノト假定シ以テ選舉ノ結果ニ異動ヲ生ズルノ虞アリヤ否ヤヲ定ムベキモノトス。一投票區ニ於テ選舉ノ規定ニ違反スル事實アリタルニ過ギザルトキト雖モ之ガ爲荷モ選舉ノ結果ニ異動ヲ生ズルノ虞アル以上ハ其ノ選舉區ノ選舉全體ヲ無効トスベキモノトス」

と曰ひ、該選舉區に於いて當選人と決せられた甲乙丙三人の中甲は假令該投票區の選舉人全部が次點者に投票するとしても尙當選を失ふ虞が無いと爲し、該選舉區の選舉は之を無効とす但し甲は其の當選を失はずと判定した。

此の判決は全然「選舉の一部無効」の意義を誤つて居るもので、(1)一投票區の選舉にのみ瑕疵が有るに拘らず全選舉區の選舉を無効として居ること、(2)無効の選舉人名簿に依り行つた選舉は當然無効たるべきに拘らず、各候補者の得票數を計算比較して始めて選舉の結果に異動を及ぼす虞ありや否やを認定して居ること、(3)一投票區の選舉が無効であれば必ず再選舉を行ふことを要し、その終る迄は當選人は未決定であるべきに拘らず、甲の當選を有効と爲せることの諸點に於いて甚だ不當である。本件の如き場合に於いては當然選舉が無効となつた當該投票區に於いて再選舉を行ひ、其の終るを待つて改めて選舉會を開き、再選舉の結果と前の選舉の結果とを綜合して當選人を決定せねばならぬのである。

(ハ) 闕員補填の爲にする再選舉 は最も能く補闕選舉に類似するもので、兩者の異なる所は唯補闕選舉は完全に有効に議員となつた者に闕員を生じた場合に行ふものであるに對し、闕員補填の爲の再選舉は、(1)當選人が初より議員定數に達しないとき、(2)當選人中に未だ當選確定に至らない間に死亡し、當選を辭し又は被選舉權の喪失に因り當選を失つた者が有り、當選人が定數に満たざるに至つたとき、(3)一たび當選が決定した後にも、訴訟の結果裁判上に選舉又は當選が無効と決せられ又は選舉犯罪に因り刑に處せられた爲に當選無効となつた者が有り、當選人が定數を闕くに至つた場合に、行ふものであることに在る。簡単に言へば、一は議員の闕員の補充であり、一は當選人の闕員の補充であることが、兩者の差異の存する所以である。補闕選舉は闕員が若干數に達した後始めて行はるるを通則とするのであるが、當選人の不足を補填する爲の再選舉は衆議院議員の選舉に在りては法律は一



人の不足の場合でも直に再選舉を行ふべきものと定めて居る<sup>(七五條一項)</sup>。參議院議員の選舉に在りても、地方選出議員の當選人の不足に付いては同様に一人の不足でも當然再選舉を行ふのであるが<sup>(參六二條一項)</sup>、全國選出議員に付いては當選人の不足數が當選決定後の關員數と合せて、在任期間を同じくする議員だけで通常選舉に於ける議員定數の四分の一を超ゆるに至つたときに始めて補闕選舉と合せて再選舉を行ふことを定則とし、それだけに達しない場合でも、在任期間を異にする議員の選舉が行はれる場合には其の選舉と同時に再選舉を行ふべきものとして居る<sup>(參六八條)</sup>。

地方議會の議員に付いては當選決定後の關員と合せて當該選舉區に於ける議員定數の六分の一を超ゆるに至つたときに再選舉を行ふべきものとして居る。但しそれ迄に達せずとも其の區域に於いて該地方團體の他の選舉が行はれるときは其の選舉と同時に再選舉を行ふべきである<sup>(地自六二條)</sup>。

關員補填の爲の再選舉は、此の如く總選舉の場合とは異なり一人又は少數の關員を選舉するもので多數黨に有利であり、大選舉區制の趣旨とは相容れない嫌を免れない。斯かる不完全なる再選舉は成るべく之を避けることが適當であるので法律は再選舉を行ふべき場合に付き、左の如き重要な制限を加へて居る。

(1) 當選人に關員を生じた場合には、法定の條件に依り、次點者から順次繰上げ當選人として決定することを原則とする。普通に之を「繰上當選」と稱して居る。其の詳細は後に當選人決定に付き述ぶる場合に述べべきであるが、成るべく再選舉の手續を省くことを目的とするもので、再選舉は唯繰上當選に依り當選人の關員を補充することの不可能なる場合にのみ行ふべきものと定めて居る。法律が「更ニ選舉ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定メ得ルトキヲ除クノ外」再選舉を行ふべきものとして居る<sup>(參七五條一項)</sup>のは、此の意を示すものである。

(2) 當選人に關員を生ずべき事由が、議員の任期満了前六月以内に生じた場合には、之を補填する爲の再選舉は行はない<sup>(參七五條四項、參六二條四項、地六二條三項)</sup>。僅に六月以内の事であるから關員の儘補充しなくとも大なる支障を生じないものとせられたのである。但し地方議會の議員に付いては議員數が其の定數の三分の二に達しなくなつたときは此の限でないとして居る。

右の外、尙同一人に付き關員となるべき事由が二重に發生したとき、例へば當選者の一人が既に辭職した後、當選無効の判決を受け、被選舉權の喪失に因り失格者となつた後に更に選舉犯罪に因り處刑せられた爲に當選無効となつたやうな場合に、第一の事由に基き既に再選舉又は補闕選舉を行ふべき期日が公示せられて居れば、更に第二の事由が發生したとしても、其の告示は其の儘有效とし、第二の事由の發生の爲に別段の選舉を行ふことは無い<sup>(七五條一項但書)</sup>。

(三) 再選舉の期日及び地區 總て再選舉は前に行はれた選舉の法律上の瑕疵が確定した後に始めて行はるべきもので、其の效力が尙争はれ得べき状態に在り又は現に争はれて居る間は再選舉を行ふを



得ない。換言すれば、選舉又は當選の效力に關する訴訟の出訴期間中(地方議會の議員に在つては異議の申立期間中)又は其の訴訟が提起せられたならば訴訟繫屬中は、再選舉を行ふを得ないのである(衆七五條二項、參六二) 條二項、地六二條二項)。

再選舉を行ふべき期日は、右の期間を経過した後であることを要すると共に、又それより餘り多くの時日を距てないものであることを要する。法律は右の出訴期間満了の日、又は訴訟が提起せられた場合は訴訟が繫屬せざるに至つた旨選舉管理委員會が裁判所の長から通知を受けた日、當選人が選舉犯罪又は選舉運動費用超過の爲に當選無効の判決を受けた場合は其の判決確定の通知を受けた日から三十日(參議院議員の選舉に在りては三十五日)を超えない間に再選舉を行ふべきことを命じて居る(衆七五條三項)。地方議會の議員の選舉に付いては唯選舉を行ふべき事由が生じたときは速に之を行ふべき旨の一般的規定(地二四條一項)あるのみで、其の期日に付き別段の定は無い。

總て再選舉は前の選舉の缺陷を補正する爲にするものであるから、其の間に行政區畫の變更が有り選舉區に異動を生じたとしても、それに拘らず前の選舉と同じ地域の選舉區に於いて行はねばならぬことは、前に既に述べた通りである。但し選舉人名簿に付いては、前の選舉に於ける名簿が既に据置期限を経過し其の效力を失つたならば、新に調製せられた名簿に依つて行はねばならぬことは、言ふまでもなく。

再選舉の期日は衆議院又は參議院議員の選舉に在りては都道府縣の選舉管理委員會が之を定め少く

も二十五日前(參議院議員の選舉は三十日前)に告示することを要する(衆七五條一項、參六二條一項)。地方議會の議員の選舉に在りては再選舉の期日に付いても總選舉の期日と同一の原則に依る(地二四條四項)。

(ホ)地方公共團體の長の再選舉 都道府縣知事又は市町村長の選舉に在りては、其の當選人たり得る爲には有効投票總數の八分の三以上の得票ある者なることを要し(地五五條一項)、而してそれだけの得票ある者は繰上當選者たる資格を有するのであるが、當選人が當選を辭し死亡し當選を失ひ又は當選が無効となり、繰上當選に依つて補充することも出来ない場合には、地方議會の議員の再選舉に於けると同一の原則に依り再選舉を行はねばならぬ。此の場合に於いては選舉管理委員會が再選舉の期日を定め、都道府縣に在りては三十日前、市町村に在りては二十日前に告示せねばならぬ。

都道府縣知事又は市町村長の選舉に於いて有効投票總數の八分の三以上の得票ある者が一人も無かつたときは、選舉長は直に其の旨を告示し、告示の日より知事の場合は十五日以内、市町村長の場合には十日以内に最多數の得票者二人を候補者として決選投票を行はしめねばならぬ。此の場合の選舉期日は少くとも五日前に告示する。決選投票に於いては有効投票の過半數を得るのでなければ、當選人たるを得ない(地六五條五條)。

(三) 補闕選舉 是議員に闕員を生じた場合、言ひ換ふれば完全に有効に當選し之を承諾して議員となつた者が、其の在任中に死亡し、辭任し、除名せられ又は失格した場合に、其の闕員を補充す



る爲に行ふ選舉である。

補闕選舉に付いても、法律は補充的再選舉に於けると同様に或はそれよりも一層強度に、成るべく之を行ふことを避くる爲に其の施行に付き種々の制限を加へて居る。

(1) 線上當選は、議員の闕員の場合に付いても、當選人の闕員の場合と略類似の條件を以つて認められて居り、線上當選に依つて闕員を補充し得る限り補闕選舉を行はないことは再選舉に於けると同様である(衆七九條三項四項參七一、條三項四項地六三條三項)。

(2) 線上當選の不可能である場合でも直に補闕選舉を行ふものと爲さず、其の闕員の數が或る數に達するに至り始めて補闕選舉を行ふべきものとして居る。其の數は衆議院議員に在りては同一選舉區に於いて二人(衆七九條一項)、參議院の地方選出議員に在りては當該選舉區の議員定數の四分の一、全國選出議員に在りては當選人の不足數と合せて通常選舉に於ける議員定數の四分の一を超ゆるとき(參七一、地方議會の議員に在りては當選人の不足數と合せて當該選舉區に於ける議員定數の六分の一を超ゆるとき)(地六三、條一項)とせられて居る。

之に對する例外として、若し其の選舉區に於いて再選舉又は參議院議員に在りては在任期間を異にする議員の選舉が行はれる場合には、闕員が一人だけに止まる場合でも、再選舉と合併して補闕選舉を行ふべきものと定められて居る。但し既に再選舉の期日が告示せられた後に闕員の通知を受けた場

合には補闕選舉を之に合併することは爲さない(衆七九條六項、參七一、條六項)。

(3) 闕員を生じたのが、議員の任期の終る前六月以内であれば、補闕選舉を行はないことは、再選舉に於けると同様である(衆七九條九項七五條四項、參七一、條九項、六二條四項、地六三條三項六二條三項)。

(4) 選舉又は當選の效力に關する異議申立期間、又は訴訟の出訴期間中及び其の争訟の現に繫屬中である間は補闕選舉を行ふを得ないことも、再選舉に於けると同様である(衆七九條九項七五條二項、參七一、條九項六二條二項、地六三條三項六二條二項)。

補闕選舉を行ふ期日は當該選舉事務を管理する選舉管理委員會に於いて之を定め、法定の日數以前に之を告示せねばならぬことは再選舉に於けると同様である。其の期日の定め方に付き(1) 選舉又は當選の效力に關する争訟の提起期間内及び其の争訟の提起せられた場合には其の争訟の繫屬中は之を行ふを得ないこと、(2) 衆議院議員に在りては右の出訴期間満了の日又は訴訟が起された場合にはそれが繫屬せざるに至つた旨の通知の有つた日から三十日内、參議院議員に在りては三十五日内に行ふべきことに於いては再選舉に於けると同様である(衆七九條九項七五條二項三項、參七一、條九項六二條二項三項)。補闕選舉を行ふべきだけの闕員を生じたのが右の出訴期間を經過した後である場合には、其の闕員數が法定の員數に達した最後の闕員に付き通知を受けた日から、衆議院議員に付いては三十日以内に、參議院議員に在りては三十五日以内に補闕選舉を行はねばならぬ(衆七九條五項、參七一、條五項)。地方議會の議員の補闕選舉に付いては唯選舉を行ふ



べき事由を生じた場合には速に之を行ふべき一般的規定あるのみで、其の期日に付き別段の積極的な定は無し。

補闕選挙を行ふ地區が行政區畫の變更に拘らず前の總選挙に於けると同じ地區に依るべきことも、再選挙に於けると同様である(施行令第一、〇九條ノ二)。

補闕議員の任期は前任者の残任期間である(八〇)條。

(四) 繰延選挙 總選挙にせよ又は其の他の選挙にせよ、選挙期日に於いて天災其の他避くべからざる事故に因り選挙を行ふことを得なかつた場合、又は選挙を行つたに拘らず例へば投票函が火災に因り滅失して選挙の結果が無に歸したやうな場合には、當該投票區に於いては改めて期日を定めて選挙を行はねばならぬ(衆三、七條)。それは再選挙の一の場合と見ることも出来るけれども、一投票區に限り期日を繰延べて行ふのであり、又前には全く選挙を行はなかつたか又は行はなかつたと同一の事實的結果を來たす場合であるから、寧ろ之を繰延選挙と稱するのが適當と思はれる。繰延選挙は投票管理者からの申出に依り選挙管理委員會が更に期日を定めて之を行はしむるのであつて、其の期日は少くとも五日前に之を告示せねばならぬ(衆三七條、參二、六條、地三六條)。

(五) 議員定数の増加に因る臨時選挙 は市町村の議會の議員にのみ適用あるもので、都道府縣の議會に付いては總選挙を行ふ場合でなければ其の定数を増減することは絶対に許されないが、市町村に在りては著しい人口の増加の有つた場合には法定の定限數以内に於いては議員定数を増加することが、異例として特に許されて居り(地九一條、三項但書)。此の場合には臨時に其の増加せられた員數に付き選挙が行はれる。其の選挙の手續は補闕選挙に準ずべく、選挙せられた議員の任期は總選挙に依り選挙せられ議員の任期満了の日迄とする(地九三、四項)。

(六) 異種の選挙の同時執行 以上述べた如き各種の選挙はそれぞれ別々に執行せらるることは勿論であるが、法律は時として異種の選挙に付いても同時に之を行ひ得べきものとして居るものがある。それには凡そ左の各種を擧げることが出来る。

(イ) 衆議院議員の選挙に付いては法律は唯再選挙と補闕選挙との同時執行を認めて居るのみで、法律は此の場合には「一ノ選挙ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ」(衆三、八條)と曰つて居る。それは再選挙と補闕選挙とを區別せず一の選挙として單記投票に依り選挙を行はしめ、其の結果に依り法定數に充つるだけの當選人を定むるのである。

(ロ) 參議院議員の選挙に付いては、法律は(1)地方選出議員の選挙と全國選出議員の選挙とを同時に行ひ得べきことを認めて居るが(參二、二項)、此の場合には選挙人は其の各に付き一票の投票權を有し、随つて二の別個の投票用紙を用ゐるか又は同じ投票用紙に二個の欄を設けて各欄にそれぞれ候補者を記入せしめねばならぬのであつて、唯二の選挙を同時に行ふに止まり選挙の結果は別々に定められるので



ある。(2)通常選舉と補闕選舉及び再選舉とを同時に行ふ場合には、之に反して地方選出議員又は全國選出議員毎に一の選舉を以て合併して之を行ふとあり(七條)、即ち通常選舉の候補者と補闕選舉又は再選舉の候補者とを區別せず其の全體に通じて單記投票に依るもので、唯此の場合は通常選舉に依る當選議員と補闕選舉又は再選舉に依る當選議員とは其の任期を異にするのであるから、得票數の多少に依り得票數多き者を在任期間の長い議員の當選人とするのである(三項六條二項)。(3)再選舉と補闕選舉とのみを合併して行ふ場合にも、在任期間を異にする者が有り得べく、其の場合は同じ例に依る。

(ハ)地方公共團體の選舉に在りても(1)都道府縣の議會の議員の選舉と都道府縣知事の選舉、(2)市町村の議會の議員の選舉と市町村長の選舉、(3)市町村の選舉と其の市町村の屬する都道府縣の選舉とを同時に行ひ得ることを認めて居るが(地二五條一項三項)、此等の場合には投票用紙に各選舉に於ける候補者の氏名を記載する欄を區分して設くるを要し、選舉人はそれぞれの欄に候補者一名づつを記載するのである。之に反して(4)同じ地方議會の議員の選舉に付き再選舉と補闕選舉を同時に行ふ場合には、一の選舉を以て合併して之を行ふ(地六四條三項)のであつて、即ち兩者を通じて單記投票に依るのである。

### 第三節 選舉管理委員

選舉管理委員は昭和二十一年十月の所謂第一次地方制度の改革に依り始めて設置せられたもので、

從來は選舉に關する事務は衆議院議員の選舉と地方議會の議員の選舉とを通じ總て普通の地方行政廳即ち府縣知事又は市町村長の管理する所であつたが、新法は選舉の民衆化を徹底する爲に、選舉事務の管理に付いても特に選舉管理委員を置いて之に當らしむることと爲したのである。

(一) 選舉管理委員の構成 選舉管理委員は各都道府縣及び市町村並に之に準ずべきものに設置せらるるのであるが、其の外に尙參議院の全國選出議員の選舉に關する事務を管理せしむる爲に全國選出議員選舉管理委員が置かれる。

選舉管理委員は都道府縣に在りては六人、市町村に在りては四人とし、當該地方團體の議會に於いて選舉有權者中から選舉する。其の選舉と共に委員と同數の補充員を選舉するを要し、委員に闕員を生じた場合には補充員の中から法定の順序に依り之を補充する。其の任期は委員及び補充員共に二年である。委員が辭任するには委員長の承認を受けねばならぬ。

委員又は補充員の何れに付いても、同一の政黨其の他の團體に屬する者は、都道府縣の委員會に在つては三人、市町村の委員に在つては二人以上となることを得ないものとせられて居る。選舉事務の管理は最も公平でなければならぬので、一黨派を以て委員の半數以上を占むることは之を避けて居るのである。

委員の全體を以て委員會を構成する。委員會は委員の中から委員長を選舉する。委員會の會議には



委員三人以上の出席を要し、出席者の過半数を以て議決するのであるが、可否同数の場合には委員長の決する所に依る。委員會には書記若干名を置き、委員長の指揮の下に委員會の事務を掌らしめる  
(以上地方自治法一八)。  
 (一條乃至一九四條)

參議院の全國選出議員の選舉に關する事務を掌らしむる爲には、別に全國選出議員選舉管理委員會が置かれる。委員十人を以て組織し、委員は參議院に於いて其の議員中より之を選舉し、其の任期は三年とする。委員會は委員の中から委員長を選舉する。其の會議には委員の半数以上の出席を要する  
(參選一三條)。  
 (乃至一九條)

(二) 選舉管理委員會の權限 選舉管理委員會は各其の關係區域内に於いて各種の選舉に關する事務を管理するもので、其の權限はそれそれ法律に依り定められて居る。

例へば衆議院議員の選舉に付いて言へば、市町村の選舉管理委員會は(イ)市町村の區域を分つて數投票區を設けること(ロ)選舉人名簿を調製すること(ハ)同名簿を縦覽に供し、修正の申立を受、之を審査して之に對する決定を與へ、其の申立を正當と決定したとき又は確定判決に依り修正すべきものと決したときは、直に之を修正し併せて之を告示すること(ニ)投票管理者を選任すること(ホ)開票管理者を選任すること(ヘ)議員の任期間投票・開票録及び投票録を保存すること(ト)議員候補者の氏名等を掲示すること等の權限を有し、都道府縣の選舉管理委員會は(イ)市の區域を

分つて數開票區を設け又は數町村の區域を合せて一開票區を設け且つ之を告示すること(ロ)衆議院議員の選舉に關する事務に付き市町村の選舉管理委員會を指揮監督すること(ハ)投票當日投票函を開票管理者に送致することの出來ぬ島嶼其他交通不便な地に於いて一般の選舉期日に先ち適宜に投票期日を定むること(ニ)天災其他の事故に因り投票を行ふことの出來なかつた場合に投票管理者から其の旨の届出を受け、更に投票を行ふべき期日を定めて之を告示すること(ホ)開票に當り投票を點檢すべき區域別を定むること(ヘ)選舉長を選任すること(ト)選舉録及び開票管理者の報告書類を議員の任期間保存すること(チ)無投票選舉の場合に選舉長から其の旨の報告を受けること(リ)當選人が決定せられた場合に當選人の氏名及び得票數、其の選舉に於ける各議員候補者の得票總數其他選舉の顛末に付き、當選人なきとき又は當選人不足の場合には其の旨に付き、選舉長からの報告を受けること(ヌ)當選人より當選承諾の届出を受け、之に當選證書を付與し、其の氏名を告示し、及び内務大臣に報告すること(ル)當選人不足し又は缺けた場合に再選舉の期日を定めて更に選舉を行はしむること(ヲ)選舉又は當選無效の判決が有り又は選舉犯罪に因る處刑の判決が有り當選が無効となつた場合に直に其の旨を告示すること(ワ)議員に關員を生じた場合に内務大臣から其の旨の通知を受け、繰上當選に依り後任者を定むべき場合には其の旨を選舉長に通知し、然らざる場合には同一選舉區の關員二人に達するを待ち期日を定めて補闕選舉を行はしめ、二人に達せざるも其の選舉



に於いて再選舉が行はるときはそれと同時に補闕選舉を行はしむること(カ) 選舉又は當選無効の訴訟が提起せられ、其の訴訟が繫屬せざるに至り又は判決が確定した場合に裁判所の長から其の通知を受けること(ヨ) 選舉事務所の設置に付き其の届出を受けること(タ) 違法に設置した選舉事務所の閉鎖を命ずること(レ) 支出責任者の選任又は異動に付き届出を受くること(ツ) 選舉運動費用の定額を告示すること(ッ) 選舉運動の費用及び選舉運動に關する収入に付き支出責任者及び候補者を推薦又は支持する政黨其の他の團體から届出を受け、其の要旨を公表し、及び其の届出書類を議員の任期間保存すること(ネ) 議員候補者の経歴公報を發行すること等の権限を有する。

參議院議員の選舉事務に關しても大體に於いては右に述べた所に準ずるのであるが、唯全國選出議員の選舉に關する事務に付いては、別に全國選出議員選舉管理委員會を置き、其の事務に付き右委員會は都道府縣の選舉管理委員會を指揮監督するの權を有する外、(イ) 全國選出議員の選舉會に於ける選舉長を選任し(ロ) 無投票選舉の場合に選舉長から報告を受け(ハ) 當選人が定まつたとき、當選人なく又は不足のときに選舉長からの報告を受け(ニ) 當選人から當選の承諾又は辭退の届出を受け、當選を承諾した者に當選證書を付與し、其の氏名を告示し及び内務大臣に報告し(ホ) 裁判の結果選舉又は當選が無効となつた場合に其の旨を告示し(ヘ) 議員が缺員となつた場合に内務大臣から其の通知を受け、繰上當選に依り後任者を定むべき場合には缺員となつた旨を選舉長に通知し、然ら

ざる場合には缺員数が法定數に達するのを待ち、期日を定めて補缺選舉を行はしめ(ト) 選舉運動の費用及び選舉運動に關する収入並に支出責任者に付き届出を受くる等、全國選出議員の選舉に關する事務に付き略同様の権限を有する。

地方公共團體の議會の議員及び長の選舉に付いては、都道府縣又は市町村の選舉管理委員會に於いてそれぞれ其の事務を管理するのであつて、其の権限は大體に於いて國會議員の選舉に關する事務に準ずべきものであるが、其の著しく異つて居る諸點を挙げると(イ) 總選舉の期日は國會議員に付いては勅旨として公布せらるるのであるが、地方團體の選舉に付いては再選舉又は補闕選舉は勿論總選舉に在りても、當該團體の選舉管理委員會に於いて之を告示すること(ロ) 都道府縣の選舉管理委員會は市町村の選舉と都道府縣の選舉とを同時に行ふものと爲し得べきこと(ハ) 市町村の選舉管理委員會は補充選舉人名簿を調製する任務あること(ニ) 投票用紙の様式を定めること(ホ) 選舉又は當選の效力に關する異議の申立を受理して之に對する決定を爲し、都道府縣の選舉管理委員會は市町村の委員會の爲した決定に不服ある者の訴願を受理して之に對する裁決を爲すこと等を舉げることが出来る。都道府縣の選舉管理委員會は市町村の選舉管理委員會を指揮監督する権限を有する。

#### 第四節 投票區、投票所、投票の管理



(一) 投票区とは投票管理の単位たる地域を謂ふ。選挙は無投票選挙の場合を除くの外常に投票に依つて行はれるのであるが、投票は全選挙区内に於いて共通に施行せらるるのではなく、一選挙区を更に若干の投票区に分ち、各投票区に於いて國家機關の公の管理の下に投票が別々に施行せられるのである。

投票区の法律上の効果は左の諸點に於いて現はれる。

(1) 一投票区毎に一箇所の投票所を設け、選挙人は不在者投票の許された場合の外選挙の當日自ら投票所に行き投票を爲さねばならぬ。

(2) 一投票区毎に選挙人名簿が調製せられる。選挙人名簿は市町村の選挙管理委員会が調製するのであるが、市町村の区域を分ち數投票区を設くる場合には、投票区毎に別々に名簿を調製し、選挙期日が公示せられると共に直に之を投票管理者に送付せねばならぬ(施行令七條)。

(3) 一投票区毎に投票管理者及び投票立會人が置かれねばならぬ。

投票区は衆議院議員の選挙の投票区が他の選挙にも適用せらるるもので(參二條地二八條)市町村の区域に依ることを原則とし、場合に依り市町村の選挙管理委員会は、之を二以上の投票区に分つことが出来る(二條一項二項)。但し東京都の各區及び京都・大阪・名古屋・神戸・横濱の各市に在りては區の区域を以つて投票区とし(一四三條)、全部事務又は役場事務の町村組合に在つては、組合の区域を以て町村の区域に準ずる(一四四條)。

(二) 投票所 投票所に關しても衆議院議員の選挙に付いての定が其の儘參議院議員の選挙(參二條八條)

又は地方公共團體の選挙(地三七條)にも準用せらるるもので、而して衆議院議員選挙法に於ける投票所に付いての定は凡そ左の通りである。

(イ) 投票所は市役所(區が投票區である所は區役所)町村役場又は投票管理者の指定した場所に之を設ける(二二條)。投票管理者は選挙期日より少くとも五日前に投票所を告示せねばならぬ(二二條)。

(ロ) 投票所開閉の時刻は法律が自ら之を一定し、「投票所ハ午前七時ニ開キ午後六時ニ閉ツ」と規定して居る(二三條)。此の開閉の時刻を誤まり定刻よりも後れて開き又は定刻に先ち閉づるやうなことが有れば、勿論違法であるが、それが爲に投票を爲すを得なかつた選挙人の數が選挙の結果に異動を及ぼす虞ある程の多數に上つたことが推定せられ得るので無ければ、其の選挙を無効ならしむるものではない。(13)

(13) 昭和三年十一月二十九日大審院判決は「投票所ノ開始時刻ガ多少遅延スルモ是ガ爲選挙ノ自由公正ヲ害セザル限リ其ノ選挙ハ無効ニ非ズ」と曰つて居る。それは或る投票所で投票立會人の不參の爲午前七時に開くべき管を七時四十五分に至り始めて開いたといふ事件であるが、大審院はそれが爲に棄權を餘儀なくせられた選挙人は一人も有つた證據は無いとして、其の選挙を有効と判定したのである。

投票所を閉づべき時刻に至つたならば、投票管理者は其の旨を告げて投票所の入口を鎖し、投票所



に在る選挙人の投票の終るのを待つて投票函を閉鎖すべきで、投票函閉鎖後は最早投票を爲すを得ない(三二)。

(ハ)投票所内に於ける投票記載の場所には選挙人の投票を覗ひ又は投票の交換其の他不正の手段を用ゐることの出来ないやうに相當の設備を爲さねばならぬ(施行令一三條)。

(ニ)選挙當日に於ける投票所は、投票の自由安全を保障する爲に適當な秩序が保持せらるるを要することは勿論で、投票管理者は其の秩序を保持するの任に當り、必要ある場合には警察官吏の處分を請求することが出来る(四〇)。

右の外尙投票所の秩序の爲に左の制限が定められて居る。

第四十一條 選挙人、投票所ノ事務ニ従事スル者、投票所ヲ監視スル職權ヲ有スル者及警察官吏ニ非ザレバ投票所ニ入ルコトヲ得ズ

第四十二條 投票所ニ於テ演説討論ヲ爲シ若ハ喧騒ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議若ハ勧誘ヲ爲シ其ノ他投票所ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲ制止シ命ニ從ハザルトキハ投票所外ニ退出セシムベシ

第四十三條 前條ノ規定ニ依リ投票所外ニ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但シ投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ紊ルノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲サシムルコトヲ妨ゲズ

此等の規定に違反して投票所の秩序が紊された場合は、勿論違法であるが、それが爲に選挙の自由公正が害せられ選挙の結果に異動を及ぼす虞ありと認定せられ得ない限は、選挙の效力に影響するも

のではなからぬ。

(三) 投票管理者 は投票に關する事務を擔任する者で、各種の選挙毎に市町村の選挙管理委員會が選挙有権者の中から之を選任する(衆二〇條參二、一、地二九條)。

但し參議院議員の地方選出議員の選挙と全國選出議員の選挙とを同時に行ふ場合には、市町村の選挙管理委員會は地方選出議員の投票管理者を同時に全國選出議員の投票管理者と爲すことが出来る(參二一、二、地二九條)。

地方公共團體の議會の議員の選挙と其の長の選挙とを同時に行ひ又は都道府縣の選挙と市町村の選挙とを同時に行ふ場合には、投票管理者は當然共通とせられる(地二五、四、條)。

投票管理者を選任する場合には同時に其の代理者をも選任することを要し、投票管理者に故障があれば代理者が之を代理する。若し代理者も故障が有るときは選挙管理委員會は臨時に委員又は委員會の書記の中から投票管理者の職務を行ふべき者を選任する(施行令九條)。

(四) 投票立會人 は選挙當日投票所に於いて投票管理者と共に投票監視の任に當る者で、原則として議員候補者が之を選任する。それは衆議院議員・參議院議員・地方公共團體の議會の議員及び長の總ての選挙に付き同様の原則が定められて居る(衆二四條參二、二、地三〇條)。

それに依れば、投票立會人たり得べき者は當該投票區の選挙人名簿に登録せられて居る者に限り、各議員候補者は本人の承諾を得て投票立會人たるべき者一人を定め、選挙の期日前二日(地方團體の選挙には三日前)迄に投票管理者に届出づることが出来る。



る。但し議員候補者が死亡し又は候補を辞したときは、其の届出は無効となるから、それは除き、其の以外の届出の有つた者が十人以内であればそれ等の者を直に投票立會人とし、若し十人を超ゆる場合には選挙期日にそれ等の者の中から投票立會人十人を互選する。

投票立會人は斯くして定めらるるもので、一たび選定せられた上は正當の事由が無ければ其の職を辭することを得ない義務が有り、且つ選挙當日は定刻に投票所に參集せねばならぬ。但し自分を選定した議員候補者が死亡し又は候補を辭すれば當然其の職を失ふ。

届出に係る選挙立會人が三人に満たず又は選挙當日定刻に投票所に參集する者が三人に満たない場合には、投票管理者は其の投票區の選挙人名簿に登録せられて居る者の中から三人に達するまでの投票立會人を選任し、直に本人に通知して投票に立會はしめねばならぬ。此の場合にも其の選任を受けた者は正當の事由なくして辭するを得ない義務が有る。

投票立會人が投票所に立會ふことは、斯く法律が必要として命じて居る所であり、其の員數も最大限十人最少限三人と制限せられて居るのであるが、之に違反することが有つても必ずしも當然に選挙の無効を來すものではなく、それが選挙の效力に及ぼす影響は、其の違法性が選挙の結果に異動を生ぜしむる程に重大であるや否やに依つて判断せらるべきもので、一概には斷言し難い<sup>(14)</sup>。

(14)此の點に於ける二三の判例を擧げると。

(イ)立會人の一人が多少遅刻し其の間立會人の數が法定の最少限に達しなかつた事件に付き、大正九年十月二十七日の大審院判決は(1)投票立會人が指定の時刻に遲參するも、それが爲に當然立會人たる資格を失ふものではなく、其の出席後は定數の立會人が具備して居たのであり、(2)其の出席前は定數の立會人を缺いて居たことに於いて違法であるには相違ないが、それだけで選挙の結果に異動を及ぼす虞は無いと曰ひ、其の選挙を有効と判定した。

(ロ)立會人の一人の一時の離席に付いても、大正九年十一月十八日の大審院判決は「法律が投票立會人の故障ニ因り投票管理者が更ニ投票立會人ヲ選任スルヲ要スルモノト爲セルハ立會人が發病其ノ他ノ事故ニ依リ爾後引續キ立會ヲ爲スコト能ハズ若クハ立會ヲ爲サザルガ如キ場合ヲ云フモノニシテ、生理上缺クベカラザル排便又ハ晝食ノ爲メ僅少ノ時間内一時其ノ席ヲ退去スル場合ヲ謂フモノニ非ズ」と曰つて居る。

(ハ)議員候補者が自ら投票立會人たり得べきや否やに付き、昭和五年九月十二日大審院判決は「衆議院議員選挙法第二十四條第一項ノ規定ハ議員候補者本人ニ於テ自身投票立會人タルコトヲ禁ズル趣旨ニ非ズ」と曰ひ、其の理由としては(1)投票立會人は各候補者が指定し得るものとして居るのは、候補者の利益を保護する趣意であるから、候補者本人が自ら投票立會人となつても法律の趣旨に反しない。(2)候補者本人が立會つても選挙の公正自由を阻害するものとは謂はれない。(3)選挙法及び關係法規に其の禁止規定は無いといふ三點を擧げて居る。

(ニ)投票立會人の職務の執行に關し、大正十一年二月二日の大審院判決は、投票管理者及び投票立會人の座席が投票記載の場所から遠く離れて居り、投票を監視することの不能な位置に在つたのは違法であるといふ主張に對し、「投票管理者又ハ投票立會人が自ら投票記載所内ニ於ケル選挙人ノ行動ヲ直接ニ監視スルコトナクトモ、監視官席並取締係員席ヲ適當ニ配置シ、此等ノ者ト相呼應シテ選挙ノ適法ニ行ハルヤ否ヤヲ監視シタル以上ハ、投票所ニ投票管理者及投票立會人ノ立會ヲ缺キタルモノト爲スニ足ラズ」と曰つて居る。

(ホ)投票立會人が選挙人に對し某候補者に投票すべきことを勧誘したことに付き、大正十四年二月三日の大審院判決は「投票立會人が選挙ノ規定ニ違背シタル行爲ヲ爲シタルトキト雖モ、選挙ノ全體ノ自由公正ヲ阻害スル程度ニ達セザル限りハ選挙ハ無効ニ



非ズ」と曰つて居る。

(五) 投票の管理 投票立會人の補佐を得て投票管理者の擔任する職務であるが、それに付き法律の定むる所は概ね左の通りである。

(イ) 投票所に來た選挙人に對し、選挙人名簿と對照した上投票用紙を交付すること(二五條一、項二六條)。

(ロ) 投票を爲さんとする者が其の自稱する選挙人本人であるや否やを確認し得ないときは、其の者をして本人なる旨を宣言せしむること。其の宣言の方式は施行令(一九條)に定められて居る。若し宣言しないときは其の者は投票を爲すを得ない(二五條、項)。

(ハ) 選挙人名簿に登録せられて居る者でも、名簿に登録せらるる資格なき者、選挙当日被選挙権を有しない者又は被選挙人氏名自書の能力なき者と認めらるるときは、投票立會人の意見を聽き其の投票を拒否すること。其の拒否決定に對し不服ある者は假投票を爲さしめる。投票立會人に於いて異議ある選挙人に對しても同様の措置が取られる(三一、條)。

(ニ) 點字投票又は不在者投票の申請に對し其の正否を審査し、正當と認むる申出に對しては必要ないし投票用紙を交付し、其の投票が送致せられた場合に正當と認むるものは之を受理すること(施行令二一條、二七條、二九條、三四、條)。

(ホ) 投票函を開閉し、投票管理者が同時に開票管理者たる場合を除くの外投票の當日之を開票管理

者に送致すること(三二條、三五條、施行令、一四條)。投票函は二重の蓋を造り各別に鎖鑰を設け(施行令、一四條)、投票の開始前

投票所に參會した選挙人の面前で投票函を開いて其の空虚なことを示した後内蓋を鎖し(施一、五條)、投票の終了後は内蓋の投票口及び外蓋を鎖し、内蓋の鑰は投票函を送致すべき投票立會人、外蓋の鑰は投票管理者が之を保管する(施二、二條)。

(ヘ) 投票録を作成し之に署名すること(三四、條)。投票録の様式は施行規則別記を以つて定められて居る。選挙人本人なることの宣言書は投票録に添附せられる(施一九、條、二項)。

### 第五節 開票

投票が終つて後、其の投票の結果を集めて當選人を決定するには、法律は之を二段の行爲に分つて定めて居る。一は各開票區に於ける投票の點檢であり、一は選挙會に於ける當選人の決定である。

(一) 開票區 は投票を藏した投票函を開披し投票を點檢して其の有効無効を決定する單位たる地區である。衆議院議員選挙の開票區は市町村の區域に依ることを原則とし、都道府縣の選挙管理委員會に於いて特別の事情ありと認むるときは、市の區域を分つて數開票區を設け又は數町村の區域を合せて一開票區を設けることが出来る(三、條)。それは同時に他の選挙に於ける開票區ともなるのであるが(參二條地、三八條)、唯市町村の議會の議員の選挙に付いては市町村の選挙管理委員會は別に開票區を設ける



ことが出来る(地三八條)。開票區を設けたときは選挙管理委員會は直に之を告示せねばならぬ。

(二) 開票管理者、開票立會人 開票管理者は開票の事務を擔任する者で市町村の選挙管理委員會が選挙有権者の中から之を選任する(衆四四條參二、九條地三九條)。數町村の區域を合せて一開票區を設けた場合には關係町村の選挙管理委員會が協議して之を選任し、協議調はないときは都道府縣の選挙管理委員會が之を選任する(施行令三七條)。代理者たるべき者に付いても同様である(施行令三八條)。開票立會人に付いては總て投票立會人に關する規定が準用せられる(衆四七條參三、〇條地四〇條)。

(三) 開票所 は市役所・町村役場又は開票管理者の指定した場所に之を設ける(衆四五條參三、八條地四四條)。開票の場所及び日時は開票管理者が豫め之を告示せねばならぬ(衆四六條)。開票所には選挙人が參觀を求むることが出来る(衆五〇條)。

開票所の秩序を維持する爲にも、投票所の取締に關すると同一の規定が準用せられる(衆五七條)。

(四) 投票の點檢 開票は投票の當日又は其の翌日之行ふ。開票區に數投票區が有る場合には總ての投票函の送致を受けた日又は其の翌日之行ふ(四八條)。

開票に當り開票管理者及び開票立會人の爲すべき任務は、投票函を開き投票を點檢して投票の有効無効を決定し、各議員候補者の有効得票數を算定し、其の結果を選挙長に報告し、此等の公の證明として開票録を作成することに在る。此等の點に付き法律の定むる要領は凡そ左の通りである。

(イ) 假投票の受理不受理の決定 假投票は投票管理者が投票拒否の決定を爲したに拘らず選挙人が之に不服ある場合に其の者をして假に爲さしめた投票で、選挙人が自ら之を封筒に入れて封緘し表面に自ら其の氏名を記載し投票するのであるが(三一條)、開票に當り、開票管理者は開票立會人の意見を聽き、先づ之を受理すべきや否やを決定する(四九條)。不在者投票又は不在者として差出された點字投票で投票管理者に於いて不受理又は拒否の決定を與へたものも假投票と同じく之を受理すべきや否やを決定する(施三四條四項)。受理すべからずと決定した投票は封筒の儘之を開かず無効投票として保存する(施四二條二項)。投票管理者に於いて投票所閉鎖時刻を過ぎた後に送致を受けた不在者投票も、同様封筒入の儘無効投票として保存する(施四二條三項、三六條)。

(ロ) 投票の地區別點檢 各投票區から送致せられた投票函は、其の總てを開いた上、投票の全部を混同して點檢するのではなく、市町村毎に又は都道府縣の選挙管理委員會の定むる區域毎に別々に投票を點檢するのである(四九條二項)。選挙管理委員會が其の區域を指定すれば、直に之を告示せねばならぬ(施三八條)。それは若し投票を混同すれば、何れが何れの投票區の投票であるかが不明となり、或る一の投票區に於いて選挙無効の原因が有れば、開票區全部の選挙が無効とならねばならぬ不便が有り、此の不便を除く爲に地區別點檢の制が取られたのである。

(ハ) 投票の効力の決定 各投票の効力は開票立會人の意見を聽き開票管理者が之を決定する(五一條)。



投票の無効原因は或は投票それ自身の客觀的事情に存することが有り、或は其の投票を爲した者の主觀的事情に存することも有る。(1)成規の用紙を用ゐないもの、(2)候補者でない者の氏名を記載したもの、(3)他事を記入したもの、(4)被選舉權なき候補者の氏名を記載したもの、(5)被選舉人の何人であるかを確認し難いもの、(6)二人以上の候補者の氏名を記載したもの、(7)型を用ゐて描寫したものの如きは何れも客觀的に投票の上に見はれて居る瑕疵であつて、此等の瑕疵に付いては投票それ自身を觀察することに依つて其の無効なることを認定することが出来るのであるが、之に反して、投票を爲した者が選舉權の無い者である爲に其の投票が無効であり、又は他人が本人の名を詐稱して爲した投票又は他人の代書した投票であるといふやうな理由で無効である場合は、客觀的に投票され自身を觀察することに依つては其の瑕疵を明らかにすることは不可能である。而も無記名投票制の下に於いては何れが何人の爲した投票であるかを知ることが不可能であるから、何票かの無權利者の投票、代書投票、氏名詐稱の投票の有ることが立證せられ、随つてそれ等の投票が無効であることは争を容れないとしても、何れの投票が之に該當するかを知ることが不可能である。随つて此等の投票は之を「潜在的無効投票」又は「歸屬不明の無効投票」と稱することが出来る。

開票に當り投票の有効無効を決するのは、右の中専ら投票の客觀的瑕疵のみを其の理由とするもので、其の潜在的瑕疵即ち投票それ自身の表面に見はれない無効原因に付いては、開票管理者は之を審査すべき權能も無ければ之を認定することも實際上に不可能であつて、それは全く度外視するの外は無さ。

右の如き審査の結果として、開票管理者は各個の投票に付き有効であるや無効であるや、其の有効なるものに付いては何れの候補者の得票であるかを決定するのである。

(ニ)各候補者の得票數の算定 各個の投票に付いて有効無効が決定せられた後、其の有効投票に付いて更に各候補者別の有効得票數を算定せねばならぬ。其の算定に付いては法律は開票管理者は開票事務に従事する者二人をして各別に同一議員候補者の得票數を計算せしむべきことを命じ(施行令三九條)、其の計算が終了すれば、開票管理者は地區別點檢の各地區毎に各候補者の得票數を朗讀し、最後に各候補者の該開票區に於ける得票總數を朗讀して、立會人及び參觀人に發表する(施行令四〇條)。

(ホ)開票録の作成 開票管理者は開票録を作り、開票に關する顛末を記載し、開票立會人と共に署名し、投票録と併せて議員の任期中之を保存せねばならぬ(施行令五四條)。

(ハ)選舉長に對する報告 投票の點檢が終了すれば、開票管理者は直に其の結果を選舉長に報告せねばならぬ(施行令四九條三項)。

(ト)投票の保存 投票は有効無効を區別し議員の任期間市町村の選舉管理委員會に於いて之を保存せねばならぬ(施行令四二條)。



材料たるべきものであるから、特に保存義務が命ぜられて居るのである。

(チ)繰延開票 開票期日に於いて天災その他避くべからざる事故に因り開票を行ふことが不可能であつた場合には、開票管理者の申請に依り都道府縣の選挙管理委員會は更に期日を定めて開票を行はしむる(五六條、施行令四四條)。

### 第六節 選挙會、當選人の決定

(一) 選挙會 開票に依り各開票區に於ける各候補者の有効得票數は決定せられるけれども、それだけでは未だ當選人は決定せらるるに至らず、各開票區に於ける開票の結果が選挙長の手許に報告せられ、それを綜合した結果選挙會に於いて之を決するのである。

選挙會は選挙長を首班とし選挙立會人も參列する合議體で、選挙長は都道府縣の選挙管理委員會に於いて選挙有権者の中から之を選任し(衆五八條參三、九條地四五條)、其の故障ある場合に之を代理すべき者も同時に之を選任する(衆施四、五條)。參議院の全國選出議員の選挙に在りては、全國的の選挙會の下に各都道府縣に選挙分會を設け、選挙分會長には他の選挙に於ける選挙長の規定が準用せられる。全國的の選挙長は全國選出議員選挙管理委員會に於いて選挙有権者の中から選任する(參四八條、四九條)。市町村の議會の議員及び長の選挙に在りては選挙長は市町村の選挙管理委員會に於いて有権者中より之を選任する(地四、五條)。選挙

立會人に付いては投票立會人に關する規定が準用せられる(衆六一條參四一條、五三條地四七條)。

選挙會を開く場所は、都道府縣廳・市役所又は選挙長の指定する場所とし(衆五九條參四〇條、五〇條地四六條)、選挙長は豫め選挙會の場所及び日時を告示する(衆六〇條)。選挙會には選挙人が其の參觀を求むることが出来る(衆六三條)。選挙會場の秩序の保持に付いては投票所の取締に關すると同様の規定が準用せられる(衆六三條)。

地方公共團體に於ける選挙に在りては、選挙會の區域と開票區の區域とが同一であることが有り、此の場合に於いては當該選挙の開票の事務は選挙會場に於いて選挙會の事務に合せて之を行ふことが出来る。其の場合の開票管理者及び開票立會人は選挙長及び選挙立會人が之に當り、開票に關する次第は選挙録中に併せて之を記載する(地四、八條)。

選挙會は、開票の事務と選挙會の事務とを合せ行ふ場合を除く外、選挙長が總ての開票管理者から投票の點檢の結果に付き報告を受けた日又は其の翌日に之を開くべきもので、參議院の全國選出議員の選挙に在りては、選挙分會長が開票管理者からの報告を受け選挙分會を開いて其の報告を調査し、調査の結果を選挙長に報告し、選挙長は總ての選挙分會長から報告を受けた日又は其の翌日に選挙會を開いて其の報告を調査する。

選挙會は開票の結果に付き開票管理者からの報告を調査し、各候補者の得票總數を計算して當該選挙區に於ける(參議院の全國選出議員に付いては全國的の)當選人を決定することを職分とするものであり



投票の有効無効は既に開票所に於いて決せられた所であるが、開票所の決定は必ずしも選舉會を拘束するものではなく、選舉會は其の當否に付き再審査を爲すべき權能を有する。

選舉の一部が無効となつた爲に行はれた限地的の總選舉に於いては、唯特定の投票區又は開票區に於いてのみ選舉が行はれ、その他の地區では前に行はれた總選舉の効果が尙繼續して居るのであるから、選舉會は新に選舉が行はれた地區からの報告を調査し、それと他の地區に於ける前の選舉の結果とを綜合して、改めて全選舉區に於ける當選人を決定するのである(六二條三項)。

無投票選舉の場合に於いてのみは、開票報告は全く無く、選舉長は選舉期日から五日以内に選舉會を開き、届出候補者が被選舉權を有する者であるや否やのみ調査決定し、候補者を以つて直に當選人と決定するのである(衆七一條參五、八條地五八條)。參議院議員の選舉に於いて在任期間を異にする議員の選舉を合併して行つた場合に、投票を行はずして當選人を決定すべきときは、選舉長は抽籤に依り何れの議員候補者を以て在任期間の長い議員の當選人とするかを決定する(參五八條)。

(二) 當選人の決定 當選人を決定すべき標準としては(1)原則として比較多數主義に依るのであるが、(2)最少限得票數あることが當選の要件とせられて居り、又(3)同點者の間では抽籤主義を取つて居る。尙(4)當選人たるには現に被選舉權を有する者たるを要することは勿論である。

(1)比較多數主義は、得票數が合理的な當選點(選出すべき議員定數に一を加へたものを以て有効投票の總數を除し、其の商數の分數を除き之に一を加へたもの)に達する

を要件とせず、選出すべき議員定數に達するまで比較的に最多數の得票の有つた者を當選人とするもので、法律が「得票最多數ノ者ヲ以テ當選人トス」(衆六九條一項參五六條一項、六七條地五五條一項本文)と曰つて居るのは此の意を示すものである。

(2)右の原則に對する制限として其の得票が最少限得票數に達して居ることが要件とせられて居る。最少限得票數は選舉の種類に依り一樣ではなく、一般には該選舉區内の議員定數を以つて各議員候補者の得票の總數を除して得た數の四分の一と定められて居る(衆六九條一項參五六條、一項地五五條一項但書)が、參議院の全國選出議員の選舉に在りては通常選舉に於ける議員の定數を以て有効投票の總數を除して得た數の八分の一以上の得票あるを要するものとし(參六七條)。地方團體の長の選舉に在りては有効投票の總數の八分の三以上の得票あるを要するものとして居る(地五五條一項但書)。

議員の補闕選舉又は當選人の不足を補ふ爲の再選舉に在りては、右に所謂議員定數は選舉すべき議員數の意に解すべきである。

(3)得票數同じき者の間に於いては、從來は年長主義を取り年長者を當選者と定め年齢も同じき場合に始めて抽籤に依るべきものとして居たが、新法は年長主義を捨て選舉會に於いて選舉長が抽籤して之を定むべきものと爲し(衆六九條二項)、參議院議員又は地方團體の選舉に於ても同じ例に依つて居る(參五六條三項)。

(六九條地五、五條二項)。



(4) 當選人たり得る爲には現に被選舉權を有することを要することは勿論で、假令選舉當日は被選舉權が有つたとしても、選舉會の開かれた當時現に被選舉權を有しない者であれば之を當選人と爲すを得ない。

右の如き標準を以つて當選人を決定したときは、選舉長は直に當選人に當選の旨を告知すると共に、當選人の氏名を告示し、且つ當選人の氏名及び得票數、其の選舉に於ける有効投票の總數其の他選舉の顛末を都道府縣の選舉管理委員會に報告せねばならぬ。當選人の無いとき又は當選人が其の選舉に於ける議員の定數に達しないときにも、選舉長は直に其の旨を告示し且つ之を同委員會に報告せねばならぬ(衆七、二條)。參議院の地方選出議員及び地方團體の選舉に在つても同様であるが、唯市町村に於ける選舉に在つては市町村の選舉管理委員會にも報告することを要し、參議院の全國選出議員の選舉に在りては全國的の選舉管理委員會に報告するを要する。

當選人が當選の告知を受けた場合には、其の當選を承諾するや否やを所管の選舉管理委員會に届出づべく、當選人が當選を承諾すれば其の者が議員たることの資格はそれに依り確定する。當選人が其の告知を受けた日から十日以内に當選承諾の届出を爲さないときは、國會議員の選舉に在りては當選を辭したものと看做される(衆七四條參六、一、六九條)。地方公共團體の議會の議員及び長の選舉に在りては、之と反對に十日以内に當選を辭する旨の届出を爲さないときは原則として當選を承諾したものと看做され

(地六〇、條一項)。但し現に兼職を許さない職に在る者が十日以内に其の現職を去つた旨の届出を爲さないが如き特別の場合には、其の届出を爲さないことに依り當選を辭したものと看做される。

(三) 繰上當選人の決定 當選人が一たび決定した後においても、當選人が死亡し當選を辭し又は當選を失ふ等の理由に因り當選人に闕員を生ずることが有り、當選人が其の當選を承諾し、議員たる資格が確定した後においても、死亡・辭任・失格等の理由に因り議員に闕員を生ずることが有り得る。此等の場合に其の闕員を補ふ爲には本來は再選舉又は補闕選舉を行ふべき筈であるが、成るべく其の煩を省く爲に法律は一定の條件の下に繰上當選の制を定めて居る。

繰上當選とは、當選人又は議員に闕員を生じた場合に、前の選舉に於いて最少限を超ゆる得票が有つて而も落選者となり、又は當選人と同點の得票が有りながら抽籤に依り當選人となり得なかつた者等落選者の中から法定の條件に従ひ、其の闕員を補ふ爲に當選人たらしむるを謂ふ。主としては當選人の闕員を補ふことを主眼とするものであるが、或る限度に於いて議員の補闕の爲にも用ゐられる。

(イ) 當選人の闕員補闕の爲の繰上當選 當選人の闕員は、(1) 當選を承諾するに至るまでに、死亡し當選を辭し、被選舉權を失つたとき、(2) 既に當選を承諾した後にも、訴訟の結果裁判上に其の當選が無効と決せられ、過去に遡つて初より當選しなかつたものと看做されることに因つて生ずる。此等の各種の場合に付き衆議院議員選舉法には略次の如き繰上當選の原則を定めて居る。



(1) 當選人が當選を辭し死亡し又は被選舉權喪失の爲に當選を失つたならば、最少限を超ゆる得票者で當選人とならなかつた者の中から當選人を定める(六九條)。

(2) 當選訴訟の結果當選無効となつた場合にも、同じ原則に依り當選人を定める(六九條)。

(3) 當選人が選舉運動費用超過の故を以て又は選舉運動主宰者の犯罪に連座して裁判上に當選無効と決せられ、又は選舉犯罪の爲自ら刑に處せられた爲に當選が無効となつた場合にそれが當選人の當選承諾の届出を爲すべき期間内に生じたのであれば右と同一の原則に依り次點者から當選人を定める。其の期限經過後に生じたのであれば、當選人と同數の得票が有り抽籤に依り落選となつた者が有る場合にのみ之を當選人と定める(六九條)。

(ロ) 議員の闕員補闕の爲の繰上當選 既に有効に議員となつた者の中に闕員を生じた場合にも亦右に準じ、其の闕員となつた議員が當選承諾を爲すべき期間内に死亡し辭職し又は失格となつた場合には、前の選舉に最少限を超ゆる得票が有つて而も當選人とならなかつた者の中から闕員を補充し、若し其の期限經過後に闕員となつたのであれば、當選人と同數の得票が有り抽籤に依り當選人とならなかつた者が有る場合にのみ之を以つて補闕議員とする(七九條三)。

(ハ) 繰上當選決定の爲の選舉會 繰上當選人を決定するにも、選舉會を開いて之を決することを要するもので、其の闕員を生じたことの通知を受ければ選舉長は直に選舉會を招集せねばならぬ。但し

繰上當選の爲の選舉會は前の選舉の結果を決定する爲の選舉會の繼續に外ならないのであるから、選舉立會人は新に之を選定することなく、從來の者が其の儘其の任務を繼續することは言ふまでもな

す。

(2) 以上衆議院議員の選舉に付いて述べた所と同様の原則が、參議院議員並に地方公共團體の議員及び長の選舉に於いても適用せられて居る(參五六條四項以下七一條三項四)。

(四) 選舉錄 何れの選舉に在りても選舉會の開かるる毎に選舉長は選舉錄を作り選舉會に關する顛末を記載し選舉立會人と共に之に署名せねばならぬ。參議院の全國選出議員の選舉に在りては、選舉分會長及び選舉長が共に選舉錄を作らねばならぬ(衆六四條參四三條四)。

選舉錄は一般には都道府縣の選舉管理委員會に於いて開票管理者から送付した報告書類と共に議員の任期間之を保存し(衆六四條三條二項)、參議院の全國選出議員の選舉に在りては全國選出議員選舉管理委員會に於いて(參五二條二項)、市町村の議會の議員及び長の選舉に在りては市町村の選舉管理委員會に於いて之を保存する(地五〇條)。



## 第四章 選舉に關する訴訟

## 第一節 選舉に關する訴訟の種類

總て民衆的選舉に在りては、其の選舉が正當に執行せられ當選人が正當に決定せらるることは、一般民衆の當然の要求であり、之に對して痛切な利害感情を有するものと認むべく、若し當選人とならば合法的な資格を有しない者が違法に當選人と決せられたやうな場合には、人民は當然之を争ふことを得なければならぬ。選舉に關して訴訟を提起し得べきことが認められて居るのは之が爲であり、それは又議員の地位を成るべく公明正大ならしむる爲の當然の制度と謂ふべきである。

選舉に關する訴訟は總ての民衆的選舉に付き認められて居るが、其の制度は國會議員の選舉に於けると地方團體に於ける選舉とに依り一樣ではない。

舊時の制に於いては衆議院議員の選舉に關する訴訟のみは専ら司法裁判所の所管と爲し、貴族院議員の選舉に關しては貴族院自身が其の裁判權を有し、地方議員の選舉に關しては行政裁判所が終審の裁判權を有するものとして居たが、新憲法の實施に伴ひ貴族院及び行政裁判所は廢止せられて、總て

の選舉に通じ司法裁判所が終審の裁判權を有するものとなつたが、尙衆議院及び參議院議員の選舉に關する訴訟は初より司法裁判所に出訴すべきものとせられて居るに反して、地方公共團體の議會の議員及び長の選舉に關しては、先づ異議の申立を爲し其の決定に不服ある場合又は其の決定に對して願を爲し其の裁決に不服ある場合に、始めて司法裁判所に出訴し得べきものとして居ることに於いて、兩者其の制度を異にして居る。

選舉に關する裁判に付いては衆議院議員選舉法には特に「選舉ニ關スル訴訟ニ付テハ裁判所ハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラス速ニ其ノ裁判ヲ爲スベシ」(一四一) (條ノ三)と規定し、それが他の選舉にも準用せられて居り、以て成るべく其の裁判の迅速を期して居る。それは選舉に依る議員及び長は其の任期が限られて居るのみならず、國民代表の重責に當る者であるから、長く其の地位を不確定ならしむることは努めて之を避くる必要が有るからである。

選舉に關する訴訟の法律に依つて認められて居るものには、左の四種が有る。

(1) 選舉訴訟 選舉の效力に關する訴訟で、即ち選舉の全部又は一部が無効であると主張する訴である。

(2) 當選訴訟 當選の效力に關する訴訟で、即ち當選人として決定せられた者が法律上正當な當選人に非ざること又は當選人に非ざると決せられた者が當選人であることを主張する訴訟で、即ち選舉會に



於ける當選人の決定を争の目的とするものである。

(3) 選舉運動費用超過に基づく當選無効の訴訟 議員候補者の爲支出せられた選舉運動の費用が法定の限度を超過して居れば、其の議員候補者の當選は無効とせらるるのであるが(一〇條)、此の理由に因り特定の當選人の當選を無効であると主張する訴訟が是れである。當選訴訟と異なり選舉會に於ける當選人の決定の違法であることを主張するのではなく、選舉會の審査權に屬しない他の特別の理由に因り當選が無効であることを主張するものである。

(4) 選舉運動主宰者の選舉犯罪に基づく當選無効の訴訟 選舉運動を總括主宰する者が或る種の選舉犯罪に因り刑に處せられたときは、議員候補者は其の無過失を立證し得る場合の外其の當選が無効となるのであるが(一三條)、此の理由に因り議員候補者の當選を無効とする訴訟が是れである。其の出訴權は専ら檢事に屬し、檢事が選舉運動主宰者を被告とする刑事の公訴に附帶し、當選人を被告として提起することを要するのである。公訴に附帶する訴訟であるから、一般の當選訴訟とは異なり、其の裁判權は該刑事事件を管轄する刑事裁判所に屬する。

## 第二節 選舉訴訟

(一) 選舉訴訟の性質 選舉訴訟は選舉の全部又は一部の無効を主張する訴訟である。訴の目的

となるものは専ら選舉それ自身の效力で、而して選舉とは選舉長を初め行政機關の管理の下に執行せらるる多數選舉民の集合的行爲の全體を意味し、個々の投票を意味するものではないから、選舉訴訟に於いては投票の有効無効が争となるのではなく、専ら選舉の管理執行に關して選舉全體の結果に異動を及ぼす程度に違法の措置が有つたや否やが争の目的となるのである。

選舉の無効原因に付いては尙後に述べべき所であるが、法律は「選舉ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選舉ノ結果ニ異動ヲ及ボスノ虞アル場合ニ限り裁判所ハ其ノ選舉ノ全部又ハ一部ノ無効ヲ判決スベシ」(衆八條)と曰つて居り、而して其の所謂「選舉ノ規定ニ違反スル」とは、選舉管理の任に在る行政機關が選舉の管理執行に關する規定に違反することを意味し、議員候補者や選舉運動員が選舉運動の取締規定に違反し、投票者が投票に關する規定に違反するが如き場合を含むものではなく、隨つて選舉訴訟に於いては必ず選舉の管理執行に關して法律に違反する行爲が有つたことを主張するものでなければならぬ。それは判例に於いても普く承認せられて居る所で、殊に行政裁判所の判例は屢々其の所謂「選舉ノ規定」が「選舉執行ノ手續ニ關スル規定ヲ意味スル」ものであることを明言して居る。隨つて例へば、不正の選舉運動や選舉運動取締の不公平や個々の選舉人の爲した不正投票の類は何れも選舉訴訟の理由となり得べきものではない。

選舉訴訟は選舉の效力に關する訴訟であるから、若し原告の主張が容れられて選舉の全部又は一部



が無効と決せられたならば、全部無効の場合は全選舉區を通じて、一部無効の場合は無効と決せられた特定の投票區に於いて、必ず再選舉を行はねばならぬ。選舉訴訟に於いて特定の個々の當選人の當選が無効と決せられ線上當選に依り其の闕員を補ふが如きことは、決して起り得ない所である。

唯例外として、選舉訴訟に於いて第二の假定的主張として、假りに選舉が有效であるとしても何某の當選は他の理由に因り無効であると主張することが有り得る。それは選舉訴訟たる本訴に第二の假定的主張として當選訴訟を結合せしめて居るもので、それは必ずしも違法ではなく、裁判所は本訴たる選舉訴訟に付いては原告の主張を排斥したとしても、其の假定的主張を容れて特定の候補者の當選を無効として判決し得る。唯此の場合にのみ本來の選舉訴訟に於いて個々の當選人の當選の効力が争の目的となり得るのであつて、それは單一の訴訟に於いて選舉訴訟と假定的主張としての當選訴訟とが結合して居る爲に外ならない。<sup>(1)</sup>

(1) 選舉法第六十九條第三項に「第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果更ニ選舉ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定メ得ル場合ニ於テハ選舉會ヲ開キテ之ヲ定ムベシ」とあり、第八十一條に依る訴訟即ち選舉訴訟の結果に付いても、線上當選に依り闕員を補ひ得べき場合あることを認めて居るのは、専ら此の場合を意味するものと解するの外は無い。當選訴訟の結合して居らぬ單純の選舉訴訟に於いては原告勝訴の結果は必ず再選舉を行はねばならぬもので、線上當選に依る補充の餘地は絶対に存し得ない。

(二) 選舉訴訟提起の要件 選舉訴訟は衆議院又は參議院議員の選舉に在りては直接に高等裁判所に出訴すべきものとして居るのに反して、地方公共團體の議會の議員及び長の選舉に在りては其の

前審として先づ異議の申立を爲すを要するものとして居る。

先づ衆議院及び參議院議員の選舉に於ける選舉訴訟に付いて謂へば、訴訟提起の要件は左の通りである。

(イ) 原告 は選舉人又は議員候補者でなければならぬ。

(1) 選舉人とは當該選舉區に屬する選舉人の意に解すべきで、當該選舉に直接の關係なき他の選舉區に屬する選舉人にまで其の效力を争ふことを得せしむべき理由は無いものと解せられる。但し參議院の全國選出議員の選舉に在りては全國の選舉人が之に該當する。法律は單に「選舉人」とのみ曰つて居るのであるから、訴訟提起の當時に選舉權者であることを證明し得るを以て足れりとし、選舉人名簿に登録せられて居ることを要しないのは勿論、選舉期日に於いて有權者であつたこと又は投票を爲した者であることを要するものではない。反對に選舉期日に於いて有權者であつたとしても、其の後選舉權を失ひ、訴訟提起の當時に有權者でない者は、訴訟を提起し得ない。<sup>(2)</sup>

(2) 大正五年十一月二十七日の大審院判決、曰く「衆議院議員選舉法第八十條（現第八一條）ニ依り選舉長ニ對シ選舉訴訟ヲ提起スルニハ單ニ當該選舉區ニ於テ選舉人トシテ選舉權ヲ有スルヲ以テ足り現ニ投票ヲ爲シタルコトヲ必要トセズ。」

訴訟が一旦提起せられて有効に裁判所に繫屬するに至つた後、原告が死亡し又は選舉權を失つたならば、他の選舉人に於いて訴訟を受繼ぐべきもので、其の受繼あるまでは訴訟手續は中斷せらるる



のであるが、中断中と雖も判決の言渡を爲し得る(民訴二〇八條)乃至二二二條)。

(2)「議員候補者」は當該選挙區に於いて有効に候補者としての届出を爲し而も當選人たるを得なかつた者を意味することは明瞭である。立候補の届出を爲した者でも有効に議員候補者たり得べき資格なき者の提起した訴は不適法として却下せらるべきである。

(ロ)被告 選挙訴訟は常に選挙長を被告と爲さねばならぬ。選挙訴訟は選挙の管理執行に違法の措置の有つたことを主張するのであるから、選挙管理の主任者たる選挙長を其の相手方と爲すべきことは當然で、若し選挙の執行後に選挙長の更迭が有れば、後任の選挙長が其の職務を繼承するのであるから、訴訟當時の選挙長が常に訴の相手方となるのである。

(ハ)出訴期間 選挙訴訟の出訴期間は「選挙ノ日ヨリ三十日以内」と定められて居る(衆八)一。それは民事訴訟法に所謂不變期間で裁判所の任意に伸縮し得べきものではない。其の期間の計算に付いては民法の一般原則に依り期間の初日は之を算入せず翌日より起算すべきもので、即ち選挙の日の翌日から三十日目の終を以つて出訴期間は満了するのであるが、期間の末日が日曜日其の他の一般休日であれば其の翌日を以つて満了する(民訴一五)六。出訴期間の計算は到達主義に依り、其の期間内に訴狀が裁判所に到達することを要するのであり、其の期間經過後に訴狀が到達すれば當然不適法の訴として却下せられる。

之が唯一の例外として災害事變等の爲に訴狀の提出が事實上に不可能であつた場合に付いては、「當事者ガ其ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ不變期間ヲ遵守スルコト能ハザリシ場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル後一週間内ニ限り懈怠シタル訴訟行爲ノ追究ヲ爲スコトヲ得」(民訴一)五九條)といふ定が有る。

出訴期間の定は新なる訴の提起に付いての定で、訴を變更するものでない限り訴の理由を追加し又は變更することは、出訴期間經過後と雖も固より之を爲すことを妨げない。(3)

(3)大正三年二月十三日大審院判決、曰く「選挙訴訟ニ於ケル訴ノ原因タル事實ノ提出ニ付テハ何等ノ制限ナキヲ以テ最初提出シタル原因ニ代フルニ他ノ原因ヲ以テスルモ或ハ新ナル原因ヲ加フルモ自由ナリトス、從テ一旦三十日ノ法定期間内ニ訴ヲ提起シタルトキハ、其ノ進行中ハ縦令法定期間經過後ト雖モ訴ノ原因ヲ變更シ又ハ新ナル原因ヲ追加スルコトヲ得ルモノトス」

(ニ)訴訟の形式 選挙訴訟は一般の民事訴訟に於けると同じく訴狀を裁判所に提出することに依つて爲すべきもので、訴狀には當事者並に請求の趣旨及び原因を記載せねばならぬ(民訴二二三)二四條)。それが選挙訴訟であるや否やは専ら其の請求の趣旨及び原因の記載に依り認定せらるべきもので、必ずしも訴狀の表題として選挙訴訟たることを明示して居ることを要するものではない。

(ホ)供託金 選挙訴訟を提起するには特に供託金の定が有り、原告は保證金として金三百圓又は之に相當する額面の國債證書を供託せねばならぬ。此の保證金は原告敗訴の場合に於いて裁判確定の日から七日以内に裁判費用を完納しなければ之に充當せられる(八七)條)。



(ハ) 訴狀の提出先 選舉訴訟の訴狀は高等裁判所に提出せねばならぬ。誤つて宛名として他の裁判所を記載したとしても、それだけでは當然に違法として却下せらるべきものではなく、若し法定の出訴期間内に所轄の高等裁判所に到達すれば、適法の訴として受理せられる。舊制に於いては衆議院議員の選舉又は當選の效力に關する訴訟は特に一審制とし直接に大審院に出訴すべきものとせられ、即ち大審院に於いて事實審をも行つて居たが、改正法は之を改めて二審制とし、最高裁判所は上告審のみを掌るものとせられたのである。

地方公共團體の議會の議員又は長の選舉に付いては、選舉人又は候補者が選舉の效力に關し異議あるときは、選舉の日より十四日以内に、當該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員會に對し、異議の申立を爲し、それが市町村の選舉管理委員會であれば委員會の決定に不服ある者は決定があつた日から二十一日以内に更に都道府縣の選舉管理委員會に訴願し、異議申立に對する都道府縣の選舉管理委員會の決定又は訴願に對する同委員會の裁決に不服ある者は、決定書若くは裁決書の交付を受けたる日又は其の要旨の告示があつた日から三十日以内に高等裁判所に出訴することが出来る<sup>(地六)</sup>。此の場合の原告たり得べき者は選舉人・候補者又は選舉長で、選舉人は異議申立を爲した者に限らず、其の他の一般選舉人からも出訴し得べく、又選舉を無効と決した決定又は裁決に對しては選舉長からも出訴し得べきものと解すべきである。

### (三) 選舉訴訟の理由としての選舉の無効原因

選舉訴訟は選舉の全部又は一部が無効であることを主張する訴であるから、其の訴訟原因としては、必ず選舉の管理執行が選舉の規定に違反し而も其の違反が選舉の結果に異動を及ぼす程度に重要性を有することを主張するものでなければならぬ。假令選舉の規定に違反するとしても、其の違反が輕微で大體に於いて選舉の自由公正を害しない程度であれば選舉の效力に影響するものではなく、選舉の結果に異動を及ぼし得る程度に重大な違反行爲の有つたことが、選舉訴訟の原因として立證せられなければならぬ。

選舉の管理に關する法律の規定は、選舉人名簿・選舉の告示・選舉の期日・選舉を行ふべき場合・選舉を行ふ地域・選舉すべき議員數・選舉方法・投票の時刻及び場所・投票用紙・投票の管理・投票函・記録の作成等多くの諸點に互つて居り、選舉訴訟に於いて實際に争の目的となるのは、主として此等の諸點に付いての違法である。

(イ) 選舉人名簿の違法 有效なる選舉人名簿の存在は選舉の有効要件で、若し名簿が絶対に無効であれば無効の名簿に依つて行はれた選舉も亦當然無効でなければならぬ。名簿の有効要件としては、名簿調製の權限ある者が法定の期日の現在を基礎とした調査に基いて調製し、一定の期間縦覽に供して確定したものであることを要し、此の要件を備へず、例へば其の年度に於いては新に現住者に付き調査を爲し新名簿を調製することを爲さずして、前年度の名簿を其の儘襲用したもの又は全然縦覽に



供しなかつたものの如きは、無効の名簿であり、之に依つた選舉も亦隨つて無効である(名簿の無効原因に付いては第一章第五節参照)。

併し苟も有効に確定した名簿である以上は、其の記載に多くの脱漏が有り、其の調製の様式が施行令又は施行規則の定に違反する等の瑕疵が有つても、それは名簿の效力には影響なく、隨つて又選舉を無効ならしむるものではない。

(ロ)告示の違法 選舉の執行に付いては、選舉の期日・投票所・議員候補者の氏名・開票の場所及び日時等、法律が一定の時期に告示すべきことを命じて居るものが少くない。此等の告示は選舉に關して一般選舉人の知らねばならぬ事項を周知せしむるが爲にするもので、若し適法に其の告示が爲されず、それが爲に一般選舉民がそれを周知することが或る程度阻害せられ、隨つて選舉の結果に異動を生ずる虞ありと認めらるるならば、其の選舉は無効と爲さねばならぬ。

(ハ)選舉期日の違法 法律が一定の期間内には選舉を行ふを得ない旨を定めて居る場合に、其の禁止期間内に選舉期日を定めて選舉を行つたとすれば、其の選舉は當然無効でなければならぬ。例へば再選舉・補充選舉・補闕選舉は選舉訴訟當選訴訟の出訴期間内又は訴訟の繫屬中に之を行ふことを得ない制限が有る(七五條二項七九條九項)。此の制限に違反して其の期間内に行はれた選舉は當然無効である。總選舉に付いても、現任議員の任期が未だ終らない間に總選舉を行ふのは明らかに違法で、當然無効と爲

さねばならぬ。

法律が一定の期間内に選舉を行ふべきことを定めて居る場合に、其の期間經過後に選舉を行ふのは明らかに違法であるが、此の場合は既に其の期間を經過した以後に於いては之を是正する途は無いのであるから、違法であるに拘らず其の選舉は有効と爲すの外は無い。

(ニ)選舉を行ふべき場合の違法 選舉を行ふべき場合に付いても、法律は例へば補充選舉に付いては繰上當選の可能である限り、補闕選舉に付いては闕員が其の區の議員定數の四分の一に達しない限り、之を行ふを得ないことを定めて居る。之に違反して行はれた選舉は當然無効でなければならぬ。

(ホ)選舉を行ふ地域の違法 再選舉又は補闕選舉は行政區畫の變更に拘らず前の選舉に於けると同じ地域に於いて行はねばならぬもので、若し行政區畫の變更に因る新選舉區に於いて行はれたならば、其の選舉は當然無効である。

(ヘ)選舉すべき議員數の違法 は總選舉に於いては普通は生じ得ないが、補充選舉又は補闕選舉に在つては補充又は補闕を要する議員數の認定に誤が有れば、當然選舉すべき議員數に誤を生ずる。例へば辭職しない者を辭職したと認定して闕員中に加へ、それを合せた議員數の補闕選舉を行ひ、失格しない當選人を失格したものと認定して闕員中に加へそれを加算した數の補充選舉を行ふが如きは、其の選舉の全體が當然無効である。



(ト) 選舉方法の違法 補充選舉と補闕選舉とを同時に行ふ場合には、一の選舉に合併して行ふことを要する。之を二の別個の選舉として分離して行ふのは違法であり、雙方の選舉は共に無効と爲さねばならぬ。

(チ) 投票の時刻及び場所の違法 投票所の開閉の時刻は法律が之を限定して居り、之に對する違反は分秒の差と雖も必然に選舉の無効を來すといふのではないが、若し其の違反が選舉の結果に異動を及ぼす虞ある程度に重大であれば、選舉は無効と爲すの外は無い。

投票記載の場所に付いても、投票の秘密を保ち得るだけの設備あることは法律上の要件であり、全然斯かる設備を缺き相當の注意を拂つても投票の秘密を保つことが不可能であるやうな場合には、其の選舉は無効である。

(リ) 投票用紙の違法 投票用紙の紙質が甚しく粗薄で折疊んでも尙外部から投票の文字を窺ひ知ることが出来るやうでは、投票の秘密を保つことが不可能であり、其の選舉は全部無効であることは、判例に於いても認められて居る。併し投票用紙の様式が施行規則の定に違反して居ることのみに依つては、選舉の無効を來すものではない。

(ヌ) 投票管理の違法 投票所には投票管理者及び投票立會人が現場に臨監し選舉人は其の面前で投票を自ら投函せねばならぬのであるが、若し投票立會人が成規の定數を缺いて居るならばそれは選舉執行の要件を備へないもので、選舉を無効ならしむる。此等投票管理の任に在る職員が其の職務を怠り又は職權を濫用して投票を勧誘し、投票の秘密を犯すやうなことが有つても、それだけで直に選舉を無効ならしむるものではないが、若し其の違法の程度が選舉の結果に異動を及ぼす虞ある程に重大であれば、選舉の無効を來す原因となる。

(ル) 投票函管理の違法 投票函の安全を保護する爲に種々の規定が設けられて居るが、之に違反したとしても、投票の安全が害せられない限り選舉の効力に影響するものではないが、唯投票函に異變が有り投票の抜取、偽造投票の挿入、投票の變造等の行はれたことが推測せられ、而も其の内容が不明であるやうな場合には、選舉を無効と爲すの外は無い。

(ヲ) 投票録・開票録・選舉録の違法 選舉の執行に伴ひ其の顛末を記録する爲に一定の様式に従つて投票録・開票録・選舉録を調製すべきことが定められて居るが、此等の文書は唯過去の事實に對する公の證明たるに止まり、假令其の作成が違法であり又は其の記載が眞實に反するとしても、それは唯それ等の文書が公の證據力を有し得ないといふだけで、選舉の効力に影響するものではなく、隨つて選舉訴訟の理由と爲し得べきものではない。

(四) 選舉の一部無効 選舉訴訟は或は選舉の全部無効を主張するものであることが有り、或は其の一部無効を主張するに止まることも有る。全部無効は一選舉區に於ける選舉の全體に付き選舉の



規定に違反し随つて其の全體が無効である場合を謂ひ、一部無効は一選舉區の中唯特定の一投票區に於ける選舉に付いてのみ選舉の規定に違反し、随つて其の投票區に於ける選舉のみが無効である場合を謂ふ。

選舉の一部無効は、選舉が二以上の投票所に分れて執行せらるるが爲に起り得るのであつて、若し全選舉區を通じて一箇所にて選舉が執行せらるるならば、選舉規定の違反は必然に選舉の全部を無効ならしむるものであるが、同じ選舉區内に於いて選舉が各投票區毎に別々に分離して執行せらるる爲に、特定の投票區の選舉に付いてのみ選舉規定の違反が有つた場合に、其の投票區に於ける選舉のみが無効となることが起り得るのである。

特定の一投票區の選舉に付いてのみ違法の處置が有つたとしても、若し其の投票區の總ての投票が開票に際し開票區に於ける他の投票所の投票と混同せられ、之を區別することが不可能となつた場合には其の開票區全體の選舉を無効と爲すの外は無いが、現行法に於いては開票所に於いても投票を混同せず、地區別點檢の制を認め居るから、此の制の下に於いては選舉の無効を全開票區にまで波及せしむる必要なく、違法の選舉が行はれた特定の投票區の選舉のみが無効とせられ得るのである。

此の如く選舉の一部無効は常に地域的に限られた一部無効であり、對人的の一部無効や、時間的一部分無効は起り得ない。對人的の一部無効とは若干數の當選人中某々等特定の當選人に對してのみ選舉が無

効であることを謂ふのであるが、それは選舉無効の觀念とは相矛盾するもので、絶対に發生し得ない。選舉無効とは選舉が行はれなかつたのと同じに歸することを意味するもので、選舉が行はれなかつたのであるから、假令一部無効の場合と雖も、選舉は未だ完了せず、随つて未だ當選人を決定し得るに至らないのであつて、一部の當選人にのみ選舉は無効であり其の他の者の當選は有效であるといふやうなことは、選舉の無効とは絶対に相兩立し得ないものである。それは選舉の無効ではなくして當選の無効であり、當選訴訟の結果としてのみ判決せられ得べきものである。

時間的一部分無効は、之と異なり、觀念上は起り得べき所で、即ち一定の時間内のみ選舉規定に違反した事實が有り、随つて其の時間に行はれた選舉のみが無効であることは、認められ得べきやうであるが、それは時間的に選舉が分離して執行せられ、一定の時間内には分離せらるることなく、午前七時の開場から午後六時の閉場まで不可分に執行せられ、其の間に行はれた總ての投票は單一の投票函に混入せらるるのであるから、時間的に選舉の結果を分別することは不可能であり、随つて又時間的の選舉の一部無効即ち一定の時間を限り其の間の選舉のみを無効とすることも、不可能である。

(五) 選舉訴訟の審理 裁判所に於ける選舉訴訟の審理手續は、選舉法に別段の定あるものを除くの外、總て民事訴訟の例に依るべきものと定められて居る(一四條)。其の審理手續に關し注意すべき重